

業者に對しては、都道府縣知事がこれを定め
る。

この省令に基いて指定配給品の配給を実施する當初の場合又はあらたに販賣を業としようとする者に對する場合の購入割當證明書による購入可能數量は、前項の規定によらず第十一條に規定する配給許可數量の範圍内において、厚生大臣又は都道府縣知事が、これを定める。

第八條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品と引き換えに配給割當公文書を速やかに、製造業者、輸入業者及び中央販賣業者にあつては厚生大臣に、地方販賣業者にあつては都道府縣知事に提出しなければならない。

取扱者及び指定消費者は、効力を失つた配給割當公文書を、速やかに、都道府縣知事に提出しなければならない。

第九條 指定配給品の製造、輸入又は中央販賣を業としようとする者は、厚生大臣に指定配給品の地方販賣を業としようとする者は、その營業

所在地を管轄する都道府縣知事に、製造業者及び輸入業者においては營業の種類について、販賣業者においては、中央販賣、地方販賣の別及び營業の區域について登録を申請し、登録を受けなければならない。但し、醫藥品については、藥事法第二十二條又は第二十三條の許可を受けた者でなければ、登録を申請することができない。

前項の登録を受けた者は、厚生大臣又は都道府縣知事の交付する登録票その他厚生大臣又は都道府縣知事の指示する事項を、店頭その他の見易い場所に表示しなければならない。

厚生大臣又は都道府縣知事は、第一項の登録の申請を受けたときその者の營業の能力が、厚生大臣が經濟安定本部總裁の承認を得て定める基準に達しない場合又は配給許可數量の割當をする餘裕がない場合に於ては、登録を拒むことができる。

厚生大臣又は都道府縣知事は、この省令施行

後一箇年を経過すること、第一項の販賣業者の登録の更新をすることができる。

第十條 厚生大臣は、經濟安定本部總裁の承認を得て定める供給計畫總量に基き指定配給品の都道府縣別の配給割當數量を決定する。但し、必要により都道府縣内の細區域別又は經濟安定本部總裁の承認を得て消費部門別の配給割當數量を決定することができる。

第十一條 厚生大臣は、中央販賣業者に對して、都道府縣知事は、前條の都道府縣別、細地域別又は消費部門別配給割當數量の範圍内において地方販賣業者に對して、その營業の區域及び能力等を基礎として、指定配給品の配給許可數量の割當を行う。

厚生大臣又は都道府縣知事は、前項の割當を行つたときは、これを公表する。

第十二條 第九條第三項の規定により登録を受けられなかつた者又は販賣業者の登録を受けた者で、配給許可數量の割當を受けなかつた者は、

經濟安定本部總裁にそれぞれの決定のあつた日から二週間以内に、文書により不服の申立てをすることができる。

この場合において、その者は、厚生大臣又は都道府縣知事にその文書の寫を提出しなければならない。

第十三條 厚生大臣又は都道府縣知事は、販賣業者の登録を受けた者が、厚生大臣の指示する期日において有する指定配給品の在庫數量が、その者に對して割り當てられた配給許可數量を超える場合においては、當該超過分の配給によつて引き換えた配給割當公文書に對しては購入割當證明書を發給しない。

前項の超過分に相當する配給割當公文書は、速かに厚生大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、指定配給品の配給上特に必要があると認めるときは、經濟安定本部總裁の承認を得て、製造業者、輸入業者又は販賣業

者に對して品目、數量、時期及び地域を指定して指定配給品の出荷を命ずることができる。

第十五條 厚生大臣は、指定配給品の供給が著しく少く又は變質、變敗し易いものである場合その他必要があると認める場合においては配給割當公文書による購入について經濟安定本部總裁の承認を得て購入の地域又は購入すべき取引段階を制限又は變更することができる。

第十六條 製造業者、輸入業者及び販賣業者は、指定配給品の製造、輸入又は販賣等配給の業務に關する帳簿を備えて、指定配給品の製造數量、輸入數量又は受拂いについては、その受拂い先別品目別數量及び受拂い月日を正確に記入して、これを保存しなければならない。製造業者、輸入業者及び販賣業者は、その販賣する日における販賣可能數量を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第十七條 製造業者は、厚生大臣に對して、指定配給品について左に掲げる事項中、第一號につ

令に違反した者に對して、登録の取消、配給割當公文書の發給の停止、その他必要な措置を採ることができる。

附 則

第十九條 この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第三條、第五條、第六條、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條の施行期日は、別に、これを定める。

第二十條 醫藥品等統制規則により指定された中央又は地方の配給統制機關は第九條の規定による中央又は地方販賣業者としてこの省令施行後二箇月を限り、登録を受けたものとみなす。

第二十一條 この省令施行の際、現に指定配給品の販賣を業とする者で第十九條但書の施行期日までに第九條の規定による販賣業者の登録を受けなかつた者は、その所有する指定配給品を厚生大臣又は都道府縣知事の指定する者に譲り渡さなければならぬ。

いては當該期の二箇月前までに、第二號乃至第四號については毎月十五日までに報告しなければならない。

- 一 次期四半期における製造豫定品目別數量及び自製の醫藥品その他の原料に供しようとする豫定品目別數量
- 二 前月中に製造した品目別數量
- 三 前月中に譲り渡した譲渡し先別品目別數量
- 四 前月中に自製の醫藥品その他の原料に供した品目別數量

輸入業者及び中央販賣業者は、毎月十五日までに厚生大臣に對して、指定配給品について前月中に受け拂いした譲受け譲渡し先別品目別數量を、報告しなければならない。

地方販賣業者は、毎月十五日までに當該都道府縣知事に對して、指定配給品について前月中に受け拂いした譲受け先別品目別數量及び譲り渡し品目別數量を報告しなければならない。

第十八條 厚生大臣又は都道府縣知事は、この省

第二十二條 この省令施行の際、醫藥品等統制規則第十四條及び第十五條の規定により發行された購入券は、第十九條但書の施行期日より二箇月間、第三條の規定より發給せられた配給割當公文書とみなす。

第二十三條 醫藥品等統制規則は、第十九條但書の施行期日から、これを廢止する。

○厚生省告示第七十號

醫藥品等配給規則第一條の規定により指定配給品を、次のように指定する。

昭和二十二年十一月十一日 厚生大臣 一 松 定 吉

- 一 醫 藥 品
 - 亞鉛華
 - 亞鉛華軟膏
 - アクリノール(リパノール)
 - アスピリン(アセチルサリチル酸)
 - アスピリン錠(アセチルサリチル酸錠)

アセトスルファミン注射液
 アミノピリン錠
 アミノコルチン (ペリナンカルボン酸、ヂ
 エチルアミド液)
 アルコール
 安息香酸ソーダカフェイン
 インシエリン
 液状石炭酸
 エビパン並びにエビパンと同一組成を有す
 る醫藥品
 鹽化カルシウム
 鹽化カルシウム注射液
 鹽酸エピレナミン液
 鹽酸エフエドリ
 鹽酸エメチン
 鹽酸ピロカルピン
 鹽酸プロカイン
 鹽酸プロカイン注射液
 鹽酸プロカイン錠

鹽酸ロベリン
 鹽酸ロベリン注射液
 オキシドール (過酸化水素水)
 加香ヒマシ油
 稀アルコール
 キナチンキ
 キナ皮
 キナ流動エキス
 キニーネ鹽類同誘導體及びその製劑にして
 左記に該當する醫藥品
 インドフミン
 エチル炭酸キニーネ (オイヒニン)
 エチル炭酸キニーネ錠 (オイヒニン錠)
 鹽酸キニーネ
 鹽酸キニーネ錠
 キニーネ注射液
 キニーネ鐵
 キニーネ鐵アンブル
 バグノン注射液

ヒドロキニン
 硫酸キニーネ
 硫酸キニーネ錠
 稀ヨードチンキ
 苦味チンキ
 グリセリン
 クレゾール石鹼液 (リゾール)
 クロルエチル
 胡麻油
 コロイド銀
 錯酸カリ液
 サルチル酸ソーダ
 サントニン
 サントニン錠
 次サリチル酸蒼鉛
 次サリチル酸蒼鉛注射液
 次硝蒼鉛
 重炭酸ソーダ
 重炭酸ソーダ錠

硝酸銀
 消毒用アルコール
 消毒用昇汞
 チンク油
 チオフェイロール
 スルファグアニジン
 スルファグアニジン錠
 スルファピリミジン (スルファヤダイアチン)
 スルファピリミジン (スルファヤダイアチン
 錠)
 スルファチアゾール
 スルファチアゾール錠
 スルファピリヂン
 スルファピリヂン錠
 スルファピリヂン注射液
 スルファミン
 スルファミン錠
 スルファメチルチアゾール
 スルファメチルチアゾール錠

精製ヨード
 生理食鹽水
 石炭酸
 ダールバスタ
 ダンナルビン
 單軟膏
 チアントール
 チウレチン(サリチル酸テオプロシンソーダ)
 ブキタリス製劑(粉末)
 ブキタリス製劑注射液
 當藥數
 乳酸石灰
 スベルカイン並にスベルカインと同一組成を有する醫藥品
 麥角
 バルビタール
 ヒマシ油
 ビルイトリン並びにビルイトリンと同一組

成を有する醫藥品
 フェナヒチン(アセトフェネチン)
 フェナセチン錠(アセトフェネチン錠)
 フェノバルビタール
 フェノバルビタール錠
 葡萄糖及び同注射液
 プロムカリ
 プロム水素スコボラミン
 プロムチエチルアセチル尿素(フルプロマール)
 プロムワレリル尿素
 プロムワレリル尿素錠
 プロテイン銀
 ペニシリン
 防疫用石炭酸
 ホミカエキス
 ボルマリン
 マイキエクロム
 マグネシヤア

マフアルゾール(マフアルゼン)
 麻酔用エーテル
 麻酔用クロロホルム
 木蠟軟膏
 溶性サツカリン
 ヨード
 ヨードカリ
 ヨードチンキ
 ラノリン
 硫酸亞鉛
 硫酸アトロピン
 エチルヒドロクプレイン(レミチン)
 ロートエキス
 衛生材料
 精製脱脂綿
 脱脂綿
 衛生綿
 ガーゼ
 ほうたい

手術用腹帯
 三角布
 リント布
 三 乳幼児治療劑
 滋養糖
 マルツエキス
 粉末重湯

○厚生省告示第七十一號

醫藥品等配給規則第二條第二項の規定により指定配給品中、次の品目を指定する。

昭和二十二年十一月十一日

厚生大臣 一 松 定 吉

一、衛生材料
 脱脂綿、衛生綿、ガーゼ
 二、乳幼児治療劑
 滋養糖、マルツエキス、粉末重湯

○農林省令第九十四號

昭和二十二年内閣訓令第三號規定配給物資配給手續規程に従い、臨時物資需給調整法に基づいて、漁業資材配給規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月二十四日

農林大臣 波多野 鼎

漁業資材配給規則

第一條 この省令で漁業資材とは、左に掲げるものをいう。

- 一 綿漁網、漁業用綿撚糸、漁業用綿ロープ
- 二 麻漁網、漁業用麻撚糸、漁業用麻ロープ
- 三 絹漁網、漁業用絹撚糸、漁業用絹ロープ
- 四 漁業用人造テグス及び天然テグス
- 五 漁業用タンニン染料、漁業用油性染料その他の漁網網用染料

農林大臣は經濟安定本部總裁の承認を得て、前項各號に掲げる品目を追加し又は削除することがある。

第二條 この規則において需要者とは、漁業資材を自己の營む漁業上使用する者（零細な漁業者が自由な意思に基づいて設立した協同組合を含む。）をいい、販賣業者とは、漁業資材を販賣することを業とする者（購買組合その他これに準ずるものを含む。）をいい、製造業者とは、漁業資材の製造又は加工を業とする者をいう。

第三條 漁業資材の需給調整についてはこの省令の定めるところによる。

第四條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める供給計畫數量の範圍内で、中央割當委員會に諮問して、漁業資材の農林省資材調整事務所（以下資材調整事務所という。）別及び左の各號に掲げる者に對する配給割當數量を決定する。

- 一 東經百三十度以西の海面において機船底曳網漁業を營む者
- 二 汽船トロール漁業を營む者
- 三 母船式捕鯨業及び汽船捕鯨業を營む者
- 四 總噸數二十噸以上の漁船を使用して鯉鮪漁

業を營む者

五 水産に關する試験研究又は教育練習を行う國の機關

前項の配給割當は左の二種類についてこれを行う。

- 一 漁業資材の需要を充足するために必要な割當
- 二 特に漁獲物の計畫的集荷及び出荷を確保するため、その集荷及び出荷の實績に應じ、需要を考慮した割當

第一項の中央割當委員會の委員は七人とし製造業者、販賣業者、漁業者及び一般公衆を代表する者の中から、農林大臣がこれを委嘱する。

資材調整事務所長は、第一項の資材調整事務所別割當に基づいて、その管轄區域内の需要者であつて同項各號に掲げる者以外の者に對する配給割當數量を決定する。

前項の配給割當については、第二項の規定を準用する。

資材調整事務所長が第四項の配給割當を行う場合は、その管轄區域内における漁業種類ごとの需要者を代表する者の中から、その資材調整事務所長が委嘱した十人の委員を以て構成する

地方割當委員會に諮問しなければならぬ。農林大臣又は資材調整事務所長が配給割當數量を決定したときは、當割需要者に對して引換券と發註券とからなる購入券を發給する。

購入券の様式は、農林大臣がこれを定める。農林大臣は漁業資材の割當をしたときはその旨を公表する。

農林大臣又は資材調整事務所長は臺帳を備えつけ、漁業資材の購入券を發給した都度その詳細を記載し、その閱覽を希望する者にこれを閱覽させる。

第五條 購入券は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けることができない。

第六條 購入券の交付を受けた者は、これと引換で、第十二條の規定により登録を受けた漁業資

材の製造業者又は販賣業者（製造業者又は販賣業者という。以下同じ。）から漁業資材を購入することができる。

購入券の交付を受けた者は、その發註券を製造業者又は販賣業者に提出して、漁業資材の購入の豫約をすることができる。

前項の場合において、購入の豫約をした漁業資材を購入しようとするときは、引換券と引換でなければならぬ。

第七條 販賣業者は、前條第二項の規定により發註券を受け取つたときは、これを直接製造業者に提出し、又は漁業資材を購入する経路に従い他の販賣業者を通じ製造業者に提出して、漁業資材の購入の豫約をすることができる。

前項の場合において、購入の豫約を引き受けた製造業者又は販賣業者は、農林大臣の定める様式の引受證を發行しなければならぬ。

第一項の規定により購入の豫約をした漁業資材を購入する場合は前項の引受證と引換でな

ればならぬ。

販賣業者は、漁業資材と引換へた引換券を漁業資材を購入した経路に従い遅滞なく製造業者に提出しなければならぬ。他の販賣業者から受けとつた引換券についても亦同じである。

第八條 購入券の交付を受けた者は、二以上の購入先から漁業資材を購入する必要がある場合は、農林大臣又は資材調整事務所長に對して購入券の分割交付を申請することができる。

第九條 漁業資材は、購入券（第六條第三項の規定により漁業資材を購入する場合の引換券を含む。以下同じ。）と引換でなければこれを譲り渡し又は譲り受けることができない。但し、第七條第三項の規定により引受證と引換で漁業資材を購入する場合は左の各號の場合で農林大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 漁業資材を輸出するため貿易公園に譲り渡す場合

二 天災若しくは事變のため漁業資材の購入券

を發給する餘裕のない場合又は購入券と引換で漁業資材を購入することが不可能若しくは極めて困難な場合

三 官廳において試験研究その他の用に供するため漁業資材を購入する場合

第十條 製造業者又は販賣業者は、購入券と引換に統制價格で漁業資材の購入の申込があつたときは、在庫品のない場合を除き、これを拒むことができない。

前項の規定は、第六條第二項又は第七條第一項の規定による購入の豫約の申込があつた場合に、これを準用する。

第十一條 製造業者又は第六條第一項の規定により購入券と引換に漁業資材を販賣した販賣業者は、漁業資材と引き換えた購入券を、毎月取りまとめ、翌月十日までに農林大臣に提出しなければならぬ。

漁業資材が輸入品である場合は、貿易公園から直接購入する販賣業者についても亦前項に同

じである。

第十二條 漁業資材の製造業者又は販賣業者は農林大臣に申請して登録を受けなければならぬ。但し、第一條第一號乃至第三號に掲げる漁業資材の製造業者についてはこの限りでない。

前項の但書の場合は、農林大臣は商工大臣の通知に基いて登録を行ふ。

第一項の登録を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を、農林大臣に提出しなければならない。

一 住所及び氏名又は名稱

二 營業所（支所、出張所及び工場を含む。）の所在地及び規模の概要

三 營業の種類（製造、卸賣、小賣別）及び取扱品目

四 申請時における漁業資材又はその主要原料の在庫數量

農林大臣は前項の登録申請書を提出した者に對し登録票を交付する。

第一項又は第二項の申請により登録を受けた者は、農林大臣の交付する登録票を保存し、登録番號、その他農林大臣の指示する事項を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。前五項の規定は、新たに漁業資材の製造又は販賣の事業を営もうとする者に對して、これを準用する。

登録票の交付を受けた者は、第三項各號の事項に變更を生じた場合は遅滞なくその旨を農林大臣に報告しなければならない。

登録票の様式は、農林大臣がこれを定める。農林大臣は、登録票を交付した場合は、その旨を公表する。

第十三條 登録票の交付を受けた者が、登録を受けてから六箇月以上経過してもその營業を開始しないときは、農林大臣はその登録を取り消すことがある。

前項の登録の取消處分を受けた者に對しては、その取消を受けた日から一箇年間は登録票

を交付しない。

第十四條 第四條の規定による漁業資材の割當を受けなかつた者、割當に不服のある者、又は前條第一項の規定による登録の取消を受けた者は、その處分のあつた日から一箇月以内に經濟安定本部總裁に文書で不服の申立をすることが出来る。

前項の場合には、その文書の寫を農林大臣に提出しなければならない。

經濟安定本部總裁が第一項の不服の申立を受けた日から三十日以内にこれに對する處置を決定しないときは、農林大臣は經濟安定本部總裁がその申立を正當と認めたとしして必要な措置を講ずる。

第十五條 製造業者又は販賣業者は、帳簿を備へつけ、左に掲げる事項の眞實な記載をしなければならない。

一 毎月の漁業資材の種類別の豫約數量、生産數量、讓渡數量及び毎月末在庫數量

二 農林大臣の指定する漁業資材の原材料の毎割當期間における割當數量及び毎月の入荷數量並びに毎月末在庫數量

製造業者又は販賣業者は、購入券の交付を受けた者が前項の帳簿の閲覽を申し出たときはこれを拒むことができない。

第十六條 農林大臣は、必要があると認めるときは、製造業者又は販賣業者に對して、左に掲げる事項の報告を命ずることがある。

一 農林大臣の指定する日における漁業資材の品目別在庫數量

二 農林大臣の指定する期間における漁業資材の品目別生産數量又は生産見込數量若しくは取扱數量

三 その他經濟安定本部總裁の承認を得て、農林大臣が漁業資材の需給調整上必要であると認める事項

第十七條 農林大臣は、左の各號に掲げる場合は製造業者又は販賣業者に對し、數量、時期及び

地域を定めて、漁業資材の出荷を命ずることがある。

一 天災若しくは事變のため漁業資材を緊急に出荷する必要があると認める場合

二 漁業資材の出荷が著しく停滞して、漁業上著しい支障を來すおそれがあると認める場合

三 漁業資材の出荷が地域的に著しく不均衡になつた場合

第十八條 農林大臣は、漁業資材の需要とその供給が著しく不均衡を來した場合、購入券による漁業資材の購入について、その購入先を指定し、變更し又は制限することがある。

第十九條 製造業者又は販賣業者は、その生産し又は取り扱う漁業資材を販賣以外の用途に供してはならない。

第二十條 農林大臣は、この規則に違反した者に對し、登録の取消、購入券の交付の停止、購入券の返還命令、購入券による購入割當數量の削減その他必要な措置を講ずることがある。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

この省令施行の際現に漁業資材の製造又は販賣の事業を営んでいる者は、この省令施行の日から二十日以内に、第十二條第一項に規定する登録の申請をしたときは、同條第一項の規定にかかわらずその登録の可否の處置のあるまでなお引き續きその營業をすることができ。

漁網網配給統制規則は、これを廢止する。

前項の規則廢止前にした行爲に關する罰則の適用については、この省令の施行後であつても、なお従前の例による。

この省令施行の際既に發給されている漁業資材の割當を證明する公文書は、農林大臣の定めるところに従い確認を受けたものに限り、この省令施行後六箇月間有効とする。

農林省告示第百八十五號

昭和二十二年農林省令第九十四號漁業資材配給

規則第四條第八項、第七條第三項、第十二條及び附則第五項の規定により次のように定める。

昭和二十二年十二月二十四日

農林大臣 平野力三

- 一 同規則第四條第九項の購入券の様式は、様式第一號の通りとする。
- 二 同規則第七條第二項の引受證の様式は、様式第二號の通りとする。
- 三 同規則第十二條第六項の登録票の様式は、様式第三號の通りとする。
- 四 同規則第十二條第二項の登録申請書は、様式第四號によるものとする。
- 五 附則第五項の同規則施行前に發給された割當を、證明する公文書の取扱は、左によるものとする。
- 1 農林大臣の發給した割當を證明する公文書（都道府縣に對して發給したものを除く。）は、これを農林大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

- 2 都道府縣知事その他農林省以外の行政廳の長の發給した割當を證明する公文書は、これをその割當廳の長及びその所轄農林省資材調整事務所長に提出し、その確認を受けるものとする。

- 3 日本遠洋底曳網水産組合、日本鯉鮪遠洋漁業者組合聯合會その他農林大臣から割當を受けた中央團體の發給した割當を證明する公文書は、その割當をした者の副申を添えてこれを農林大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

- 4 前各號に掲げる者以外の者の發給した割當を證明する公文書は、その割當をした者の副申を添えてこれをその地域を管轄する都道府縣知事及び農林省資材調整事務所長に提出して、その確認を受けるものとする。

- 5 前各號の場合において、割當を受けた者が公文書に記載された割當數量の一部を既に入手しているときは、その入手したことを證明

する證票を添付し、その殘量につき確認を受けるものとする。

- 6 公文書によらないで割當を受けた者は、その割當をした者の割當を證明する文書を添えて前各號に準じ農林大臣又は農林省資材調整事務所長に割當公文書の發給を申請することができる。

- 前項の申請があつた場合は農林大臣又は農林省資材調整事務所長は様式第一號の購入券に準じ割當證明書を發行するものとする。
- 7 第一號乃至第五號の確認の申請及び前號の割當公文書の發給の申請は同規則施行の日から一箇月以内にこれをするものとする。

- 様式第一號 略
- 様式第二號 略
- 様式第三號 略
- 様式第四號 略

○農林省令第九十八號

昭和二十二年内閣訓令第三號指定配給物資配給手續規定に従い、臨時物資需給調整法に基いて、油糧需給調整規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

油糧需給調整規則

第一條 臨時物資需給調整法による油脂原料、油脂、油滓、油粕及び人造バター需給調整については、この規則の定めるところによる。

第二條 この規則で國內産指定油脂原料とは、國內で生産せられる大豆、なたね、からし、あまに、桐實、ひましをいい、外國産指定油脂原料とは輸入せられるえごま、あまに、麻實、けし、ひまわり、からし、棉實、ごま、なたね、落花生、カボツク種子、ひまし、パーム核、コブラ、大豆をいい、指定油脂原料とは、國內産指定油脂原料及び外國産指定油脂原料をいう。

この規則で指定植物油脂とは、え油、あまに

油、桐油、麻實油、けし油、ひまわり油（國內産原料から製造せられるものを除く）、大豆油、からし油、棉實油、ごま油、なたね油、落花生油、カボツク油、ひまし油、オリブ油（國內産原料から製造せられるものを除く）、パーム油、パーム核油、やし油、しろうゆ油、米糠油、とうもろこし油をいい、指定動物油脂とは鯨油、魚油（いるか油、あざらし油、おつとせい油を含む。以下同じ）、蠶蛹油、牛脂（國內において製造せられるものを除く）、豚油（國內において製造せられるものを除く）をいい、指定油脂とは、指定植物油脂及び指定動物油脂をいう。

この規則で指定油滓とは、壓搾法又は抽出法により指定植物油脂の原油を製造するときを生ずる油滓及び指定植物油脂又は指定動物油脂の原油にアルカリを加えて精製するときを生ずる油滓をいう。

この規則で指定油粕とは、コブラ以外の指定

油脂原料から國內において製造せられる油粕及び食糧として輸入せられた大豆油粕をいう。

この規則で油糧とは、指定油脂原料、指定油脂、指定油滓、指定油粕及び人造バターをいう。

この規則で工業用油脂とは、指定生産資材割當規則の規定によつて工業用に割り當てられた指定油脂及び指定油滓をいい、食用油脂とは、食用に配給せられる指定油脂及び人造バターをいう。

第三條 國內産指定油脂原料の生産者は、その生産する國內産指定油脂原料を油糧配給公團又はその指定する集買機關（以下集買機關という。）以外の者に譲り渡してはならない。但し、左の各號に掲げる場合は、この限りでない。

一 食糧管理法の規定に基いて大豆の生産者が、その生産した大豆を政府に賣り渡す場合

二 試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指定する場合

國內産指定油脂原料の生産者がその生産する國內産指定油脂原料を原料として第三十三條第四項但書第一號の條件に従い油糧を製造するときには、當該生産者はその製造する油糧を油糧配給公團以外の者に譲り渡してはならない。但し、試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指示する場合は、この限りでない。

魚油の製造業者は、その製造する魚油を油糧配給公團又は集買機關以外の者に譲り渡してはならない。但し、試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指示する場合は、この限りでない。

第四條 油糧配給公團又は集買機關は、その買い受け又は販賣の委託を受けた油糧と引換に、當該油糧の販賣者又は販賣の委託者に對し、集買傳票を交付しなければならない。

前項の集買傳票は油糧配給公團が、農林大臣の承認を得て定めた様式により、これを發行する。

第五條 集買機關は、その引渡を受けた国内産指定油脂原料又は魚油を、遅滞なく、油糧配給公團に譲り渡さなければならぬ。

第六條 指定油脂の製造若しくは精製を業とする者（魚油の製造業者を除く。）又は人造バター等の製造業者は、その製造し若しくは精製する指定油脂、指定油滓、指定油粕又は人造バターを遅滞なく、油糧配給公團に譲り渡さなければならぬ。但し、左の各號に掲げる場合は、この限りでない。

一 油脂製造業者であつて油脂の精製業を兼ねる者が、その製造した指定油脂を精製する場合

二 試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指示する場合

第七條 業務に關し油糧を輸入する者は、その輸入した油糧を、遅滞なく油糧配給公團に譲り渡さなければならぬ。但し、左の各號に掲げる場合は、この限りでない。

一 食糧管理法の規定により大豆及び大豆油粕を政府が買い受ける場合

二 試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指示する場合

第八條 油糧配給公團及び集買機關以外の者は、国内産指定油脂原料の生産者又は魚油の製造業者からその生産し又は製造した油糧を譲り受けてはならない。

油糧配給公團以外の者は、油糧の集買機關、製造業者、精製業者又は業務に關し油糧を輸入する者から、その取り扱い、製造し、精製し又は輸入した油糧（魚油を除く）を譲り受けてはならない。

前二項の規定は、左の各號に掲げる場合は、これを適用しない。

一 第三條第一項但書の規定により政府が買い受ける場合

二 試験、検査又は見本に供するため農林大臣が指示する場合

第九條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の承認を得て、都道府縣知事に對し、その管轄する地域

における国内産指定油糧原料（大豆を除く。）の生産者又は魚油の製造業者からその生産し又は製造した油糧を出荷させるためその數量及び時期その他必要な事項を指示することができる。

都道府縣知事は、前項の指示を受けたときは、同項の指示に従い同項の生産者又は製造業者に對し、譲渡の數量及び時期その他必要な事項を指示して出荷の割當をしなければならぬ。

第十條 油糧の製造又は精製を業とする者（魚油の製造業者を除く。）は、その工場その他事業場の所在地を管轄する都道府縣知事を経由して、工場登録の申請書を農林大臣に提出しなければならぬ。

農林大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、同項の申請者が油糧の製造若しくは精製に必要且つ適當な施設を所有し又は使用できると認めるときは、遅滞なく、當該申請者

に對し工場登録證明書を交付する。

第一項の工場登録申請書の様式及び工場登録實施上必要な事項は農林大臣が定めて、これを告示する。

第十一條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の指示するところに従い、登録油脂製造業者に對し指定油脂原料（大豆を除く。以下本條中同じ。）を割り當てるため、その種類ごとに別に定める基準に基き、毎年工場別の生産割當數量を決定し、その結果を公表するとともに、これを油糧配給公團に通知する。

農林大臣又は都道府縣知事は、現實に集買され又は輸入される指定油脂原料の數量及び前項の工場別生産割當數量を基礎として、油脂製造業者に對して、指定油糧原料を配給するための原料配給券を發給する。

都道府縣知事は、前項の配給券の發給に關し、農林大臣の指示に従わなければならぬ。

第十二條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の指示

するところに従い、大豆及び指定油粕を、別に定める基準に基き、毎年油脂製造用及び化学工業用大豆の工場別割當數量並びにその他の用途の大豆及び指定油粕（食糧管理法の規定に基き配給せられる大豆及び大豆油粕を除く。）の用途別、都道府県別割當數量を決定しその結果を公表するとともに、これを當該都道府県知事及び油糧配給公團に對して通知する。

都道府県知事は前項の規定により割り當てられた都道府県別割當數量の範圍内で大豆及び指定油粕の需要者別割當數量を決定し、その結果を公表するとともに油糧配給公團に對して通知しなければならぬ。

農林大臣又は都道府県知事は、現實に集買され又は輸入される大豆若しくは指定油粕の數量及び前二項による工場別又は需要者別割當數量を基礎として、當該工場又は需要者に對し大豆又は指定油粕を配給するための大豆配給券又は油粕配給券を發給する。

都道府県知事は、第二項の割當又は前項の配給券の發給に關し、農林大臣の指示に従わなければならない。

第十三條 農林大臣は、工業用油脂の割當證明書の發給を受けた需要者に對し當該需要者が油脂販賣業者に對し工業用油脂の購入を豫約するために必要な豫約券を發給することがある。

第十四條 都道府県知事は、農林大臣の指示するところに従い、指定油脂原料を種子用として需要する者に對しその申請に基き指定油脂原料を配給するための種子用配給券を發給しなければならぬ。

第十五條 都道府県知事は、農林大臣の指示するところに従い、一般家庭消費者に食用油脂を配給するための家庭用購入通帳、業務用消費者に食用油脂を配給するための業務用購入券及び外国人、妊産婦、老幼病弱者その他にやむを得ない事情で計畫外の配給をするための特別購入券を發給しなければならない。

農林大臣は、特別購入券を發給することがある。

業務用購入券の發給を受けようとする者は、都道府県知事に對し、食用油脂の割當期間の一箇月前までに配給割當申請書を提出しなければならぬ。

前項の配給割當申請書及び特別購入券の發給を受けるため必要な配給割當申請書の様式は、農林大臣が定めてこれを告示する。

第十六條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の割當計畫に基き、食用油脂の割當期間における一人當配給基準量及び消費部門別、都道府県別配給割當數量その他食用油脂の配給上必要な事項を定め、且つ、これを公表する。

第十七條 都道府県知事は、前條の規定により定められたところに従い、家庭用購入通帳による食用油脂の購入數量を定めてこれを公表し、又は業務用購入券若しくは特別購入券を發給しなければならぬ。

第十八條 都道府県知事は、登録小賣業者に對し當該小賣業者が販賣する食用油脂を配給するための小賣業者用購入票を發給しなければならない。

都道府県知事は、前項の場合には、登録小賣業者が第二十八條第一項の規定により食用油脂の消費者から受け取つた豫約券に相應する數量を記載して、これと引換に小賣業者用購入票を發給しなければならない。

第十九條 油糧配給公團又は油糧配給公團から油脂販賣業者、大豆販賣業者、若しくは油粕販賣業者の指定を受けた者でなければ指定油脂及び人造バター（消費者に直接販賣される場合の食用油脂を除く。）大豆又は指定油粕の販賣を業とすることができない。

都道府県知事から、種子用販賣業者又は食用油脂小賣業者の登録票の交付を受けた者でなければ、指定油脂原料を種子用として販賣し若しくは食用油脂を小賣することを業とすることが

べきなり。

前二項の規定は、食糧管理法の規定により油糧が配給せられる場合はこれを適用しなす。

第二十條 種子用販賣業者の登録票の交付を受けようとする者は、農林大臣の定める場合を除く外、その店舗その他の営業所ごとに、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事に對して登録を申請しなければならない。

前項の申請があつたときは、都道府県知事は、申請書受理の日から二週間以内に登録票を交付しなければならない。

第二十一條 都道府県知事は、食用油脂の小賣業者登録票を交付しようとするときは、豫め左の事項を定め、且つ、これを公表しなければならない。

- 一 小賣業者登録票の交付豫定日
- 二 小賣業者登録票の交付地域
- 三 小賣業者登録申請書の記載事項及び提出期限

四 小賣業者登録票交付の基準となる豫約券の枚数及び豫約券による食用油脂の數量

五 小賣業者を選定するために使用せられる豫約券

前項第四號の基準は、都道府県知事が當該都道府県に對する食用油脂の配給割當數量、一人當配給基準量、交通及び輸送事情、産業上の慣習現に食用油脂の小賣を業とする者の消費人口に對する比率その他の事情を考慮して、これを定める。

第二十二條 小賣業者登録票の交付を受けようとする者は、小賣業者登録票の交付を受けようとする営業所ごとに小賣業者登録申請書を當該營業所の所在地を管轄する都道府県知事に對して提出しなければならない。

都道府県知事は、前條第一項第三號の提出期間經過後速かに小賣業者登録申請書を提出した者（以下申請者という。）の氏名又は名稱及び住所を發表し、且つ、一定期間内に食用油脂の消

費者は申請者に對して前條第一項第五號の豫約券を交付することにより食用油脂の購入豫約をすべき旨を公表しなければならない。

第二十三條 都道府県知事は、前條第二項の一定期間經過後二週間以内に申請者が當該期間内に受け取つた豫約券の枚数及びその豫約券による食用油脂の數量（以下豫約數量という。）が第二十一條第一項第四號の基準に達した場合においては、當該申請者に對して小賣業者登録票を交付しなければならない。

都道府県知事は、前項の登録票の交付の結果、一定の地域において業者間の公正な競争を不當に抑壓し獨占的な傾向を發生させるおそれがあると認めるときは、農林大臣の指示するところに従い、豫約數量が第二十一條第一項第四號の基準に達しない申請者に對しても特に小賣業者登録票を交付することができる。この場合において、都道府県知事は、その地域における申請者で、豫約數量の多少の順序に従つてこれを交

付しなければならない。

都道府県知事が前二項の規定により交付する小賣業者登録票の有効期間は六箇月を超えることができず、且つ、小賣業者登録票は、すべて同一日附を以つて交付されなければならない。

都道府県知事は、小賣業者登録票交付の結果を公表しなければならない。

第二十四條 豫約數量が第二十一條第一項第四號の基準に達しなかつたため食用油脂小賣業者登録票の交付を受けなかつた申請者は、遅滞なく、その受け取つた豫約券をその提出者に返還しなければならない。

前項の場合において、豫約券の返還を受けた消費者は、前條の規定により登録票の交付を受けた食用油脂の小賣業者に對して、その返還を受けた豫約券を以つて、新たに食用油脂の購入の豫約をすることができる。

都道府県知事は、第一項の登録申請者に對し、その販賣の目的を以つて現に所有し又は譲り受

けるべき食用油脂の取扱に關して必要な命令を
することができる。

第二十五條 第二十一條乃至第二十三條の規定
は、農林大臣が告示で指示する離島又は山間僻
地における食用油脂小賣業者の登録に付ては、
これを適用しない。

第二十六條 油脂製造用及び化學工業用以外の用
途に需要する者に對して發給せられる場合の大
豆配給券、油粕配給券、種子用配給券、家庭用
購入通帳業務用購入券は、豫約券と引換券とか
らなる。

原料配給券、大豆配給券、油粕配給券、第十
三條の豫約券、種子用配給券、家庭用購入通帳、
業務用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入
票（以下これらを配給割當公文書という。）の様
式は、農林大臣が、これを定める。

配給割當公文書は、これを他人に譲り渡し又
は他人から譲り受けることができない。

第二十七條 配給割當公文書が發給された時は、

ればならない。

油糧の販賣業者は、前項の購入豫約の申出を
拒むことができない。

油糧配給公團は、第一項の規定により豫約券
の交付を受けた油糧の販賣業者が當該豫約券を
提示して油糧の購入申込をしたときには、當該
豫約券の記載するところに従ひ、且つ、これと
引換に、油糧を販賣しなければならぬ。

油糧の販賣業者は、前項の規定により購入し
た油糧につき、豫約者から工業用油脂の割當證
明書又は引換券を提示して統制價格で、且つ、
公正條件による購入の申込を受けたときは、そ
の記載するところに従ひ、且つ、これと引換に
當該油糧を販賣しなければならぬ。

前二項の規定は、油糧配給公團又は油糧の販
賣業者において在庫數量のない場合及び第三十
二條の讓渡命令を受けた場合には、これを適用
しない。

第一項の規定により購入の豫約を受けた油糧

油糧配給公團、油糧の販賣業者又は消費者その
他の需要者は、配給割當公文書の記載するところ
に従ひ、且つこれと引換でなければ、油糧を
譲り渡し又は譲り受けることができない。但し、
左の各號に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 天災事變のあつた場合
- 二 都道府縣知事の許可を受けて腐敗し又は變
質した油糧を譲り渡し又は譲り受ける場合
- 三 食糧管理法の規定により油糧を買い受け又
は賣り渡す場合
- 四 指定生産資材の割當規則によつて發給され
た割當證明書により工業用油脂を譲り渡し又
は譲り受ける場合
- 五 検査を受けるために農林大臣若しくは都道
府縣知事の指示に従ひ油糧を譲り渡し又は譲
り受ける場合

第二十八條 豫約券のある配給割當公文書及び第
十三條の豫約券の發給を受けた者は、豫約券を
油糧の販賣業者に交付して配給の豫約をしなけ

の販賣業者は、他の販賣業者に購入の委託をす
ることができる。

第三項又は第四項の購入の申込をしてその申
込を拒まれた者は、その申込を拒まれた日から
二週間以内に、その相手方が油糧配給公團、油
糧販賣業者、大豆販賣業者又は油粕販賣業者で
ある場合には農林大臣に、その相手方が種子用
販賣業者又は登録小賣業者である場合には都道
府縣知事にその旨を申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、農林大臣又は都
道府縣知事は、その申出のあつた日から三十日
以内に事實を調査し、その申出が正當であると
認められる場合には、必要な措置をなし又は油
糧配給公團若しくは當該販賣業者に對し必要な
指示をしなければならぬ。三十日以内に必要
な指示がなされなかつた場合には、その申出は
正當と認められ、農林大臣又は都道府縣知事は
相當な措置をしなければならぬ。

第三項、第五項及び前二項の規定は、油脂製

造用及び化學工業用に需要する者が油糧配給公團に對して大豆配給券又は原料配給券と引換に指定油脂原料の購入を申し込む場合に、これを準用する。

第二十九條 油糧配給公團又は油糧の販賣業者は、油糧と引き換えた配給割當公文書を、その記載するところに従い、これを發給した行政廳に提出しなければならない。

第三十條 集買機關、油脂販賣業者、大豆販賣業者及び油糧販賣業者は油糧配給公團の指定票を保管し、且つ、帳簿を備え付け毎日の種類別讓受數量及び讓渡數量並びに毎月末の在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

種子用販賣業者は、登録票、毎日の販賣可能數量及び種子用國內産指定油脂原料の統制價格表を店頭その他見易い場所に表示し、且つ、帳簿を備え付け毎日の種類別讓受數量及び讓渡數量並びに毎月末の在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

登録小賣業者は、登録票、毎日の販賣可能數量、食用油脂の割當期間における一人當割當基準量及び食用油脂の統制價格表を店頭その他見易い場所に表示し、且つ、帳簿を備え付け毎日の種類別讓受數量及び讓渡數量並びに毎月末の在庫數量の眞實な記載をしなければならない。油糧の製造又は精製を業とする者（魚油の製造業者を除く。）は工場は登録證明書を保管し、且つ帳簿を備え付け、毎日の製造又は精製に係る油糧の種類別生産數量、讓渡數量及び在庫數量並びに當該物資の原料資材の讓受數量、消費數量及び在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

第三十一條 農林大臣又は都道府縣知事は、必要があるとき認めるときは、油糧の生産者、集買機關製造業者、精製業者、販賣業者又は業務用消費者に對しその生産、取扱、製造、精製、販賣又は消費に係る油糧につき、その原料資材の品目別の在庫數量、生産數量、取扱數量その他必要な

事項の報告を命ずることが出来る。

第三十二條 農林大臣は、第九條第一項の生産者又は製造業者が同條第二項の規定により割り當てられた出荷をしない場合及び天災事變のあつたときには、油糧の生産者、製造業者、精製業者、集買機關、販賣業者、又は業務用消費者に對し、品目、數量、時期、相手方その他必要な事項を示してその所有する油糧の讓渡を命ずることがある。

第三十三條 油糧の販賣業者は、その取り扱う油糧を販賣以外の用途に供してはならない。

業務上の用途に供するため、又は特別の用途に充てるため油糧の割當を受けた者は、その割り當てられた油糧を、その割り當てられた目的以外の用途に供してはならない。

油糧を加工して物品を製造する（指定油脂を精製する場合を含む。以下同じ。）ことを業とする者はその物品を製造するために割り當てられた油糧でなければ、これをその原料として使用

してはならない。

國內産指定油脂原料の生産者は、その生産する油糧を原料として物品を製造してはならない。但し、左の各號に掲げる場合は、この限りでない。

一 國內産指定油脂原料の生産者がその生産した國內産指定油脂原料を原料として農林大臣又は農林大臣の指示を受けた都道府縣知事の認めた條件に従つて共同加工する場合

二 國內産指定油脂原料の生産者が、農林大臣の指示を受けた都道府縣知事の認めた條件に従い、その生産に係る國內産指定油脂原料を原料として自家消費に充てるための物品を製造する場合

第三十四條 農林大臣は、油糧配給公團、油糧の販賣業者、生産者、集買機關、製造業者若しくは精製業者又は消費者その他の需要者に對し、油糧の容器の返還につき必要な事項を指示することがある。

第三十五條 第三條、第六條、第八條乃至第十條、第三十條乃至前條の規定は、他人に委託して指定油脂を製造し又は精製する者に對しても亦これを準用する。

第三十六條 農林大臣又は都道府縣知事は、この規則の規定に違反した者に對し登録の取消、配給割當公文書（家庭用購入通帳を除く）の發給の停止若しくは割當の削減を行い、又は當該油糧の製造若しくは販賣の停止又は禁止を命ずることが出来る。

第三十七條 左の各號に掲げる場合において、都道府縣知事の決定又は措置の相手方である者は、その決定又は措置の公表若しくは通知のあつた日から二週間以内に農林大臣に對して不服の申立をすることが出来る。

- 一 種子用販賣業者の登録を申請した者が種子用販賣業者登録票の交付を受けなかつたことにつき不服のある場合
- 二 食用油脂の小賣業者の登録を申請した者

が、食用油脂の小賣業者登録票の交付を受けなかつたことにつき不服のある場合

三 第二十八條第七項の規定による申出に對する決定につき不服のある場合

四 前條の規定による措置につき不服の場合
前項の申立があつたときは、農林大臣は、その申出のあつた日から三十日以内に事實を調査し、その申立が正當である場合には必要な措置をなし又は都道府縣知事に必要な指示をしなければならぬ。三十日以内に必要な指示がなされなかつた場合には、その申立は正當と認められ農林大臣は相當な措置をするものとする。

左の各號に掲げる場合において、農林大臣の決定又は措置の相手方は、その決定又は措置の公表若しくは通知のあつた日から二週間以内に經濟安定本部總裁に對して不服の申立をすることが出来る。

- 一 工場登録を申請した者が工場登録證明書の交付を受けなかつたことにつき不服のある場

合

二 第二十八條第七項の規定による申出に對する決定につき不服のある場合

三 前條の規定による措置につき不服のある場合

四 前項の不服の申立に對する決定につき不服のある場合

附 則

第三十八條 この省令は、昭和二十二年十二月三十一日から、これを施行する。但し、第十九條第一項の施行の期日は、別に省令を以つて、これを定める。

第三十九條 この省令中「油糧配給公團」とあるのは、油糧配給公團成立の日までは、「帝國油糧株式會社」と読み替へるものとする。

第四十條 この省令施行の際指定油脂の製造及び精製を業とする者（魚油の製造業者を除く。）並びに人造バター（製造業者は第十條の工場登録の申請書を、種子用に指定油糧原料を販賣する

ことを業とする者は第二十條の登録の申請書を、食用油脂の小賣を業とする者は第二十二條の登録の申請書を、農林大臣又は都道府縣知事に對し、この省令施行の日から、六十日以内に提出しなければならぬ。

前項の規定により申請書を提出する者は、第十九條第二項の規定に拘らず都道府縣知事の當該申請書に對する措置のあるまでは、なおその現に營む業をすることが出来る。

第四十一條 植物油脂原料及植物油脂等配給統制規則及び動物油脂配給統制規則は、これを廢止する。但し、植物油脂原料及び植物油脂等配給統制規則第二條及び動物油脂配給統制規則第二條の規定による農林大臣の指定する集荷機關は昭和二十三年三月三十一日までは第二條の集荷機關とみなす。

第四十二條 前條に掲げる省令廢止前にした行為とに對する罰則の適用については、同條に掲げる省令は、その廢止後もなおその効力を有す

る。

○農林省令第九十九號

昭和二十二年内閣訓令第三號指定配給物資配給手續規程に従い、臨時物資需給調整法に基いて飲用牛乳及び乳製品配給規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

飲用牛乳及び乳製品配給

規則

第一條 この規則において、飲用牛乳とは、農林大臣の指定する地域内において飲用に販賣する目的で処理した牛乳をいい、乳製品とは、れん乳、粉乳、調製粉乳、その他農林大臣の指定する代用製品をいう。

この規則において、處理業者とは、飲用牛乳の處理を業とする者をいい、乳製品製造業者とは、

は、乳製品の製造を業とする者をいう。

この規則において、指定機關とは、第十條第一項の規定により農林大臣の指定した者を行い、登録小賣業者又は登録卸賣業者とは、第十三條の規定により小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けた者をいい、消費者とは、普通購入券又は特別購入券の發給を受けて飲用牛乳又は乳製品を消費する者をいう。

この規則において、普通購入券とは、乳幼児の保育又は妊産婦若しくは病弱者の榮養に供するため、飲用牛乳又は乳製品の購入を必要とする者が登録小賣業者から飲用牛乳、又は乳製品を購入するための購入券をいい、特別購入券とは、病院用、船舶用その他特別の事情により飲用牛乳又は乳製品を消費する者が指定機關登録卸賣業者又は登録小賣業者から飲用牛乳又は乳製品を購入するための購入券をいい、小賣業者用購入票とは、登録小賣業者が登録卸賣業者から飲用牛乳又は乳製品を購入するための購入票

をいい、配給割當公文書とは、普通購入券、特別購入券及び小賣業者用購入票をいう。

第二條 配給割當公文書は、豫約券と引換券とからなる。

配給割當公文書の様式は、飲用牛乳又は乳製品につき、農林大臣が、これを定める。

第三條 都道府縣知事は、普通購入券、特別購入券又は小賣業者用購入票を發給することができる。

農林大臣は、特別購入券を發給することができる。

第四條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める飲用牛乳又は乳製品の割當計畫に基き、飲用牛乳又は乳製品の消費部門別及び都道府縣別割當數量を決定する。

都道府縣知事は、前項の割當數量の範圍内で普通購入券による購入可能數量を決定し、これを公表しなければならない。

都道府縣知事は、第一項の割當數量の範圍内

で普通購入券又は特別購入券による購入可能數量を記載して、普通購入券又は特別購入券を發給しなければならない。

第五條 都道府縣知事は、登録小賣業者が消費者から受け取つた豫約券の購入可能數量と相應する飲用牛乳又は乳製品の數量を小賣業者用購入票に記載し、且つ當該豫約券と引換に、小賣業者購入票を發給しなければならない。

第六條 配給割當公文書は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

第七條 配給割當公文書が發給されたときは、何人も、配給割當公文書の記載するところに従い、且つこれと引換でなければ、飲用牛乳若しくは乳製品を譲り渡し、又は譲り受けることができない。但し、天災事變のあつたとき、都道府縣知事の承諾を受けて腐敗若しくは變質した飲用牛乳又は乳製品を處分するときその他試験、研究又は見本に供するため都道府縣知事の許可を受けたときはこの限りでない。

第八條 配給割當公文書の交付を受けた者は、その購入しようとする指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者に豫約券を提出して、購入の申込をしなければならない。

都道府縣知事は、登録小賣業者が登録卸賣業者から豫約した數量の飲用牛乳を購入できない場合には、当該小賣業者に對し、餘乳を供給することができ登録卸賣業者を指示することができる。

前二項の規定により豫約券を受け取つた登録卸賣業者又は登録小賣業者は、購入の申込をした者から引換券と引換に、統制價格で且つ公正條件で販賣の請求があつたときは、在庫數量のない場合、第二十四條の規定による讓渡命令を受けた場合、又は農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する特定且つ特別の消費者用のもの外ない場合でなければ、これを拒むことができない。

登録卸賣業者は、第一項の規定により登録小

賣業者又は消費者から受け取つた豫約券と引換に、指定機關に對し、乳製品の販賣を請求することができる。

指定機關は、豫約券と引換に統制價格で且つ公正條件で販賣の請求があつたときは、在庫數量のない場合、第二十四條の規定による讓渡命令を受けた場合、又は農林大臣の指定する特定且つ特別の消費者用のもの外ない場合でなければこれを拒むことができない。

第三項又は第四項の請求をした者が、その請求を拒まれたときは、請求を拒まれた日から、二十日以内に、その相手方が指定機關である場合には、農林大臣に、その相手方が登録卸賣業者又は登録小賣業者である場合には、都道府縣知事に、その旨を申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、農林大臣又は都道府縣知事は、その申出があつた日から三十日以内、事實を調査し、その申出が正當である場合には、指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣

業者に對して、必要な指示をしなければならない。三十日以内に必要な指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ、農林大臣又は都道府縣知事は相當な措置を講じなければならない。

第九條 登録卸賣業者又は登録小賣業者は、飲用牛乳又は乳製品と引き換えた引換券を、その記載するところに従い、当該引換券を發給した行政廳に提出しなければならない。

指定機關又は飲用牛乳の登録卸賣業者は、その受け取つた豫約券を、その記載するところに従い、当該豫約券を發給した行政廳に提出しなければならない。

第十條 農林大臣は、乳製品を乳製品製造業者又は業務に關し乳製品を輸入する者から一手に買い取り且つ一手に賣り渡す業務を行う機關を指定して、その旨を告示する。

乳製品製造業者又は業務に關し乳製品を輸入する者は、その製造し、又は輸入した乳製品

を、指定機關以外の者に譲り渡してはならない。但し試験、研究、又は見本等に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

指定機關以外の者は、前項但書の場合を除いては、乳製品製造業者又は業務に關し乳製品を輸入する者から乳製品を譲り受けてはならない。

農林大臣は、指定機關に對し、乳製品の配給に關し、必要な事項を命ずることがある。

第十一條 農林大臣は、乳製品製造業者に對し、乳製品の數量、時期及び出荷先を示して、出荷の割當をすることがある。

第十二條 乳製品製造業者は、その工場所在地を管轄する都道府縣知事を経由して農林大臣に對し、左に掲げる事項を記載した申請書を提出して、登録票の交付を受けなければならない。

一 工場の所在地

- 二 製造設備の能力
- 三 製品の年間製造數量

處理業者は、その事業場を管轄する都道府縣知事に對し、左に掲げる事項を記載した申請書を提出して、登録票の交付を受けなければならぬ。

- 一 事業場の所在地
- 二 處理設備の能力
- 三 年間處理數量

農林大臣又は都道府縣知事は、乳製品製造業者又は處理業者から前二項の申請書の提出があつた場合において、當該申請者が乳製品の製造若しくは飲用牛乳の處理に必要且つ適當な施設を所有し、又はこれを使用できることを示したときは、その申請者に對し、遅滞なく登録票を交付しなければならぬ。

登録票の交付を拒まれた處理業者は、その處分のあつたことを知つた日から二十日以内に、農林大臣に、その旨を申し出ることができる。

この場合には、その申出書の寫を當該都道府縣知事に提出しなければならぬ。

前項の申出があつたときは、農林大臣は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査し、その申出が正當である場合には、都道府縣知事に對して必要な指示をしなければならぬ。三十日以内に必要な指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ、都道府縣知事は相當な措置を講じなければならぬ。

第十三條 飲用牛乳若しくは乳製品の小賣業者とする者又は卸賣業者とする者は、その營業所の所在地を管轄する都道府縣知事から飲用牛乳又は乳製品につき、小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けなければならぬ。

前項の小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の有効期間は、一箇年を超えることができない。

處理業者であつて、飲用牛乳の卸賣を業とする者は、これを、その營業所の所在地を管轄する都道府縣知事から飲用牛乳の卸賣業者登録票

の交付を受けた者とみなす。

第十四條 都道府縣知事は、小賣業者登録票の交付をしようとするときは、飲用牛乳又は乳製品ごとに、交付豫定日の三十日前までに左の事項を決定し、且つこれを公表しなければならぬ。

- 一 小賣業者登録票の交付豫定日
- 二 小賣業者登録票を交付しようとする地域
- 三 小賣業者登録票交付申請書の提出期限
- 四 登録の基準となる豫約券の枚數又は豫約數量
- 五 登録小賣業者を選定するために使用される

豫約券

第十五條 小賣業者登録票の交付を受けようとする者は、前條第三號の提出期限内に、その營業所ごとに、當該營業所の所在地を管轄する都道府縣知事に左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名又は名稱

- 二 飲用牛乳小賣業者又は乳製品小賣業者の別
- 三 小賣業者登録票の交付をしようとする營業所及びその出張所の所在地

都道府縣知事は、前項の申請書を提出した者に對し、申請書受理證を交付しなければならぬ。

都道府縣知事は、前條第三號の提出期限經過後速かに申請者の氏名又は名稱及び住所を公表しなければならぬ。

小賣業者登録票交付申請書を提出した者は、消費者から受け取つた豫約券を、前條第一號の小賣業者登録票の交付豫定日の五日前までに、都道府縣知事に提出しなければならない。

第十六條 都道府縣知事は、前條第四項の豫約者の枚數又は豫約數量が、第十四條第四號の基準枚數又は基準數量に達し、且つ飲用牛乳又は乳製品の販賣上必要な施設を有すると認められる申請者に對し、小賣業者登録票を交付し、且つその旨を公表しなければならない。

前項の小賣業者登録票の交付を受ける者がない場合又は小賣業者登録票の交付を受ける者が小數で公正な配給に支障があると認められる場合においては、都道府県知事は、農林大臣の指示するところに従い、第十四條第四號の基準枚數又は基準數量に達しない申請者に對し、小賣業者登録票を交付することができる。

前項の規定により小賣業者登録票を交付する場合には、都道府県知事は、申請者が受け取つた豫約券の枚數又は豫約數量の多少の順位に従いこれをしなければならぬ。

都道府県知事が第一項又は第二項の規定により小賣業者登録票を交付するときは、その定め同一地域内の申請者に對し同一日附を以て、これをしなければならぬ。

小賣業者登録票の交付を受けた者は、店頭その他見易い場所に、これを掲示しなければならぬ。

第十七條 前條第一項又は第二項の規定による小

賣業者登録票の交付を受けることができなかつた申請者は、遲滞なくその受け取つた豫約券を、これを提出した消費者に返還しなければならぬ。

前項の規定により豫約券の返還を受けた消費者は、登録小賣業者に對し、返還を受けた豫約券を提出して、購入の申込をすることができ

る。都道府県知事は、登録小賣業者が登録票更新の際、小賣業者登録票の交付を受けることができなかつた場合には、その者に對し、その現に所有し、又は譲り受けるべき飲用牛乳若しくは乳製品の取扱に關して必要な指示をすることができる。

第十八條 都道府県知事は、卸賣業者登録票の交付をしようとする時は、飲用牛乳又は乳製品ごとに、交付豫約日の三十日前までに左の事項を決定し、且つこれを公表しなければならぬ。

一 卸賣業者登録票の交付豫約日

二 卸賣業者登録票を交付しようとする地域

三 卸賣業者登録票交付申請書の提出期限

四 登録の基準となる豫約券の枚數又は豫約數量

五 卸賣業者登録票交付のために使用される豫約券

第十九條 第十五條乃至第十七條の規定は、卸賣業者の登録に關して、これを準用する。

第二十條 第十四條乃至第十六條第四項（第十九條で準用する場合を含む。）及び第十八條の規定は農林大臣の指定する島しょその他の地域には、これを適用しない。

前項の場合においては、農林大臣は、都道府県知事に對し、小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付に關し、必要な事項を指示することがある。

第二十一條 小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けることのできなかつた小賣業者又は卸賣業者は、その公表の行われた日から二十

日以内に、農林大臣に、その旨を申し出ることができ、この場合には、その申出書の寫を當該都道府県知事に提出しなければならぬ。

前項の申出があつたときは、農林大臣は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査し、その申出が正當である場合には、都道府県知事に對して、必要な指示をしなければならぬ。三十日以内に必要な指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ、都道府県知事は相當な措置を講じなければならない。

第二十二條 登録卸賣業者又は登録小賣業者は、毎日の販賣可能數量を店頭その他見易い場所に表示し、且つ、帳簿を備え付け、毎日の飲用牛乳又は乳製品の種類別讓渡數量、讓渡數量及び毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならぬ。

處理業者又は乳製品製造業者は、帳簿を備え付け、毎日の飲用牛乳又は乳製品の處理若しくは製造數量、讓渡數量、毎年末原材料の品目別

在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

業務に關し乳製品を輸入する者は、帳簿を備え付け、品目別に、毎日の乳製品の輸入數量、讓渡數量、毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

第二十三條 農林大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、指定機關、處理業者、乳製品製造業者、業務に關し乳製品を輸入する者、登録卸賣業者又は登録小賣業者に對し、飲用牛乳若しくは乳製品又はそれらの原材料につき、品目別在庫數量、處理又は製造數量、取扱數量その他必要な事項の報告を命ずることができらる。

第二十四條 農林大臣は、乳製品製造業者が第十条の規定による出荷の割當に従わない場合その他特に必要があると認めるときは、指定機關、處理業者、乳製品製造業者、業務に關し乳製品を輸入する者、登録卸賣業者、登録小賣業者又は牛乳の生産者に對し、數量、時期及び讓渡先

を定め、飲用牛乳、乳製品又は牛乳の讓渡を命ずることがある。

第二十五條 農林大臣は、指定機關、登録卸賣業者、登録小賣業者又は消費者に對し、飲用牛乳又は乳製品の容器の返還につき、必要な事項を指示することがある。

第二十六條 指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、その取り扱う飲用牛乳又は乳製品を販賣以外の用途に供してはならない。

處理業者又は乳製品製造業者は、飲用牛乳又は乳製品の處理又は製造のために割當を受けた原材料を、その目的以外の用途に供してはならない。

特別の事情により飲用牛乳又は乳製品を消費する者は、飲用牛乳又は乳製品を割當てられた目的以外の用途に供してはならない。

前三項の規定は、試験、研究、若しくは見本に供するため農林大臣又は都道府縣知事の許可を受けたとき、又は天災事變その他の事由によ

り割當當時の事情に變更があつた場合に於て、農林大臣の指示に基く都道府縣知事の許可若しくは指示を受けたときは、これを適用しない。

第二十七條 農林大臣は、地域を定めて牛乳を原料とする製品の製造數量の制限を命ずることがある。

第二十八條 農林大臣又は都道府縣知事は、この規則に違反した者に對し、登録票の返還、小賣業者用購入票の交付の停止その他必要な措置を講ずることができらる。

前項の都道府縣知事の處分に不服のある者は、その處分のあつた日から二十日以内に、農林大臣に、その旨を申し出ることができらる。この場合には、その申出書の寫を當該都道府縣知事に提出しなければならない。

前項の申出があつたときは、農林大臣は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査しその申出が正當である場合には、都道府縣知事に對して、必要な指示をしなければならない。

三十日以内に必要な指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ、都道府縣知事は、相當な措置を講じなければならない。

第二十九條 第八條第七項、第十二條第三項、第五項、第二十一條第二項、前條第一項又は第三項の農林大臣又は都道府縣知事の處分に不服のある者は、その處分を受けた日から二十日以内に、經濟安定本部總裁に對し、その旨を申し出ることができらる。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。都道府縣知事は、この省令公布の日から六十日以内に、第十六條第一項若しくは第二項（第十九條で準用する場合を含む。）の規定による小賣業者登録票及び卸賣業者登録票の交付をしなければならない。

この省令施行の際、現に乳製品製造業又は處理業を営む者は、この規則施行後三十日以内に、第十二條第一項又は第二項の申請書を提出しなければ

ばならない。

前項の者は、第十二條第三項の規定により登録票の交付に關する措置の決定する日までは、同條第一項又は第二項の規定にかかわらず、その業を営むことができる。

この省令施行の際、現に飲用牛乳若しくは乳製品の小賣を業とする者又は卸賣を業とする者は、第二項の規定による小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付に關する措置の決定する日までは、第十三條第一項の規定にかかわらずその小賣又は卸賣の業を営むことができる。

牛乳及乳製品配給統制規則は、これを廢止する。この省令施行の際、現に發給されている飲用牛乳又は乳製品の割當を證明する公文書は、第三條の規定により配給割當公文書が發給される日までは、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

第六項に掲げる省令廢止前にした行為に對する罰則の適用については、同項の省令は、その廢止

後も、なおその効力を有する。

○農林省告示第百八十八號

昭和二十二年農林省令第九十九號飲用牛乳及び乳製品配給規則により、次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

一、飲用牛乳及び乳製品配給規則（以下規則といふ）第一條第一項の規定により、飲用牛乳につき地域を次のように指定する。

- 北海道 函館市、小樽市、札幌市、旭川市、室蘭市
- 青森縣 青森市、弘前市、八戸市
- 岩手縣 盛岡市、宮古市
- 宮城縣 仙臺市、石巻市、鹽釜市
- 秋田縣 秋田市
- 山形縣 山形市、鶴岡市
- 福島縣 福島市、郡山市、平市
- 茨城縣 水戸市、土浦市、日立市、猿島郡古

- 河町 宇都宮市、栃木市、足利市、佐野市
- 栃木縣 前橋市、高崎市、桐生市
- 群馬縣 浦和市、川口市、大宮市
- 埼玉縣 千葉市、船橋市、市川市、松戸市、館山市
- 千葉縣 館山市
- 東京都 區に屬する區域 八王子市、立川市、武蔵野市、北多摩郡三鷹町
- 神奈川縣 横濱市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦郡葉山町、藤澤市、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市
- 新潟縣 新潟市、長岡市、高田市、三條市、柏崎市、新發田市
- 富山縣 富山市、高岡市
- 石川縣 金澤市、小松市
- 福井縣 敦賀市
- 長野縣 長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市

- 愛知縣 名古屋市、西春井郡西枇杷島町、愛知郡鳴海町、豊橋市、岡崎市、半田市、碧海郡安城市
- 滋賀縣 大津市、滋賀郡坂本村、下坂本村
- 京都府 京都市、舞鶴市
- 大阪府 大阪市、布施市、堺市、守田市
- 兵庫縣 神戸市
- 和歌山縣 和歌山市、海南市、田邊市、新宮市
- 鳥取縣 米子市、鳥取市
- 島根縣 松江市
- 岡山縣 岡山市、津山市、倉敷市
- 廣島縣 廣島市、吳市
- 山口縣 山口市、防府市、岩國市、下關市
- 香川縣 高松市
- 愛媛縣 松山市
- 福岡縣 福岡市、門司市、小倉市、八幡市、若松市
- 佐賀縣 佐賀市、唐津市
- 長崎縣 長崎市、佐世保市

- 熊本縣 熊本市
- 大分縣 大分市、別府市
- 鹿兒島縣 鹿兒島市
- 二、規則第二條第二項の規定により、配給割當公文書の様式を別表のように定める。
- 三、規則第十條第一項の規定により、機關を次のように指定する。

日本製酪業組合

- 四、規則第二十條第一項の規定により、地域を次のように指定する。
- 北海道 宗谷支廳管内利尻郡、禮文郡、留萌支廳管内苫前郡焼尻村、天賣村、石狩支廳管内濱益郡、後志支廳管内積丹郡、美蘭郡、檜山支廳管内奥尻郡、日高支廳管内幌泉郡、根室支廳管内日梨郡、花咲郡
- 山形縣 飽海郡飛島村
- 東京都 大島支廳管内、八丈支廳管内
- 新潟縣 岩船郡粟島浦村

- 三重縣 志摩郡神島村
- 島根縣 美濃郡鎌手村大字土田字高島
- 高知縣 幡多郡沖ノ島村
- 大分縣 東國東郡姫島村
- 鹿兒島縣 薩摩郡里村、上甕村、下甕村、能毛郡上屋久村、下屋久村、大島郡十島村

- 別表一（略）
- 別表二（略）
- 別表三（略）

○農林省令第百號

昭和二十二年內閣訓令第三號指定配給物資配給手續規定に従い臨時物資需給調整法に基いて、みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日
農林大臣 波多野 鼎

みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則

第一條 みそ、（粉みそを含む。以下同じ。）しょうゆ（代用しょうゆ、固形しょうゆ及び粉末しょうゆを含む、以下同じ。）及び農林大臣の指定するアミノ酸（グルタミン酸ソーダを含む、以下アミノ酸といふ。）の需給調整はこの規則の定めるところによる。

第二條 この規則で指定機關とは、第十二條第一項の規定により農林大臣の指定した者をいい、登録小賣業者とは、第十五條第一項の規定により小賣業者登録票の交付を受けた者をいい、需業者とは、家庭用消費者及び業務上の用途に供するために、みそ、しょうゆ又はアミノ酸を使用する者（以下業務用使用者という。）及び特別の事情により、みそ、しょうゆ又はアミノ酸を使用する者をいう。

この規則で家庭用購入通帳とは家庭用消費者

が登録小賣業者からみそ、又はしょうゆを購入するための購入通帳をいい、業務用購入券とは、業務用使用者が指定機關又は登録小賣業者からみそ、しょうゆ又はアミノ酸を購入する爲の購入券をいい、特別購入券とは、特別の事情により、みそ、しょうゆ又はアミノ酸を購入する者が指定機關又は登録小賣業者からみそ、しょうゆ又はアミノ酸を購入する爲の購入券をいい、小賣業者が指定機關から、みそ又はしょうゆを購入するため

の購入票をいい、配給割當公文書とは、家庭用購入通帳、業務用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入票をいう。

第三條 配給割當公文書（小賣業者購入票を除く。）は豫約券と引換券とからなる。

配給割當公文書の様式は農林大臣がこれを定める。

第四條 都道府縣知事は、家庭用購入通帳、業務用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入券を

發給することができる。

農林大臣は、業務用購入券又は特別購入券を發給することがある。

第五條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定めるみそ、しょうゆ及びアミノ酸の割當計畫に基き、みそ、しょうゆ及びアミノ酸の消費部門別及び都道府縣別割當數量を決定する。

都道府縣知事は、前項の割當數量の範圍内で家庭用購入通帳による購入可能數量を決定しこれを公表しなければならない。

都道府縣知事は、第一項の割當數量の範圍内で業務用購入券又は特別購入券による購入可能數量を記載して業務用購入券又は特別購入券を發給しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、登録小賣業者が需要者から受け取つた豫約券の購入可能數量に相應する數量を小賣業者用購入票に記載し、且つ當該豫約券と引換に小賣業者用購入票を發給しなければならない。

第七條 業務上の用途に供するために、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の配給割當を受けようとする者は、配給を受けようとする月の一箇月前までに配給割當申請書を農林大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

前項の配給割當申請書の様式は、農林大臣がこれを定める。

第八條 配給割當公文書はこれを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けることができない。

第九條 配給割當公文書が發給されたときは、指定機關、登録小賣業者又は需要者は配給割當公文書の記載するところに従い、且つこれと引換でなければ、みそ、しょうゆ又はアミノ酸を譲り渡し、又は譲り受けることができない。但し天災事變のあつたとき都道府縣知事の承認を受けて腐敗若しくは變質したみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸を譲り渡すとき又は検査を受けるために、みそ、しょうゆ若しくはアミノ酸を譲り渡すときは、この限りでない。

第十條 配給割當公文書（小賣業者用購入票を除く。）の交付を受けた者は、その購入しようとする指定機關又は登録小賣業者に豫約券を提出して購入の申込をしなければならない。

前項の豫約券を受け取つた指定機關若しくは登録小賣業者が同項の規定により購入の申込をした者から引換券と引換に統制價格で且つ公正條件で販賣の請求を受けたとき又は指定機關が登録小賣業者から小賣業者用購入票と引換に統制價格で、且つ公正條件で販賣の請求を受けたときは、在庫數量のない場合、第二十三條の規定による讓渡命令を受けた場合、又は農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する特定且つ特別の需用者用のものしかない場合の外はこれを拒むことができない。

前項の請求をした者がその請求を拒まれたときは請求を拒まれた日から二週間以内はその相手方が指定機關である場合には農林大臣に、その相手方が登録小賣業者である場合には都道府

縣知事にその旨を申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、農林大臣又は都道府縣知事は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査しその申出が正當である場合には、指定機關又は登録小賣業者に對して必要な指示をしなければならない。三十日以内に調査又は指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ、農林大臣又は都道府縣知事は必要な措置をしなければならない。

第十一條 指定機關又は登録小賣業者はみそ、しょうゆ又はアミノ酸と引き換えた配給割當公文書をその記載するところに従い、それらを發給した行政廳に提出しなければならない。

第十二條 農林大臣は、みそ、しょうゆ又はアミノ酸をこれらの生産業者から一手に買い取りこれを一手に賣り渡す業務を行う者を指定しその旨を告示する。

みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者は、その生産したみそ、しょうゆ、又はアミノ酸を指

定機關以外の者に譲り渡すことができない。但し、農林大臣の許可を受け又は農林大臣の指示する基準の範囲内で都道府県知事の許可を受けて検査、試験、研究又は見本に供するために譲り渡す場合は、この限りでない。

指定機關以外の者は、前項但書の場合の外、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者から、みそ醬油又はアミノ酸を譲り受けてはならない。農林大臣は、指定機關に對し配給に關して必要な事項を指示することがある。

第十三條 農林大臣は、都道府県知事に對し、當該都道府県知事の管轄する地區内の生産者から出荷させるみそ、しょうゆ又はアミノ酸の數量時期その他必要な事項に付指示する事がある。都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、その管轄する地域内の生産者に對し同項の指示に従い出荷すべきみそ、しょうゆ又はアミノ酸の數量、時期その他必要な事項を示して出荷の割當をしなければならぬ。

農林大臣は、必要によりみそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者に對しみそ、しょうゆ又はアミノ酸の數量、時期その他必要な事項を示して出荷の割當をすることがある。

第十四條 みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者は、工場又は事業場ごとにその所在地を管轄する都道府県知事に對し申請書を提出して生産業者登録票の交付を受けなければならない。前項の申請書の提出があつた場合において、同項の申請者が、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産に必要な且つ適當な施設を所有し、又は使用できることを示したときには都道府県知事は、遲滞なく當該申請者に對して、生産業者登録票を交付しなければならない。

第一項の申請書の様式その他登録票の交付に關して必要な事項については農林大臣がこれを定めて告示し、又は都道府県知事に指示する。前三項の規定は自家用に供するために共同施設を以てみそ、しょうゆ又はアミノ酸を製造す

る場合において當該共同施設の所有者にこれを準用する。但し農林大臣が告示で指定する場合はこの限りでない。

第十五條 みそ又はしょうゆの小賣を業とする者は、その營業所の所在地を管轄する都道府県知事から小賣業者登録票の交付を受けなければならない。

前項の小賣業者登録票の有効期間は六箇月を超えることができない。但し都道府県知事は農林大臣の承認を受けたときは六箇月を超える有効期間の小賣業者登録を交付することができ

る。

第十六條 都道府県知事は、小賣業者登録票の交付をしようとするときは、交付豫定日の十日前までに左の事項を決定し、且つこれを公表しなければならぬ。

- 一 小賣業者登録票の交付豫定日
- 二 小賣業者登録票を交付しようとする地域
- 三 小賣業者登録票交付申請書の提出期限

四 小賣業者登録票交付の基準となる需要者の數又はその購入申込數量

五 小賣業者を選定するために使用される豫約券

第十七條 小賣業者登録票の交付を受けようとする者は、前條第三號の提出期限（以下提出期限という。）内に且つ小賣業者登録票の交付を受けようとする營業所ごとに當該營業所の所在地を管轄する都道府県知事に左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名稱及び住所
- 二 小賣業者登録票の交付を受けようとする營業所及びその所在地

都道府県知事は、提出期限經過後速かに申請者の氏名又は名稱及び住所を公表しなければならない。

申請者は、需要者から受け取つた豫約券を前條第一項の小賣業者登録票の交付豫定日の二日前までに都道府県知事に提出しなければならない

第十八條 都道府縣知事は、第十六條第五號の豫約券を以て申請者にみそ又はしょうゆの購入の申込をした需要者の數（以下申込數という。）又は購入申込をした數量（以下申込數量という。）が第十六條第四號の基準に達した場合においては、當該申請者に對し小賣業者登録票を交付し且つその旨を公表しなければならない。

都道府縣知事は、一定の地域において前項の規定により小賣業者登録票の交付を受けることのできる者が一人もない場合又は甚だしく少數であるために當該地域におけるみそ又はしょうゆの適正で競争的な配給が困難であると認める場合においては、農林大臣の指示するところに従い、申込數又は申込數量が第十六條四號の基準に達しなかつた申請者に對し特に小賣業者登録票を交付することができない。この場合において都道府縣知事は、申込數又は申込數量の多い者から順次交付しなければならない。

都道府縣知事は第一項及び前項の規定により小賣業者登録票を交付するときは、その定める一定の地域内の申請者に對し同一日附を以てこれをしなければならない。

小賣業者登録票の交付を受けた者は、店頭その他見易い場所にこれを掲示しなければならない。

第十九條 前條第一項又は第二項の規定によつて小賣業者登録票の交付を受けることができなかった申請者は需要者から受けとつた豫約券を速かに當該豫約券を提出した需要者に返還しなければならない。

前項の規定により豫約券の返還を受けた需要者は、他の登録小賣業者に對し返還を受けた豫約券を提出して購入の申込をすることができない。

都道府縣知事は、登録小賣業者が登録更新の際小賣業者登録票の交付を受けることができなかったときは、その者に對し、その現に有し

又は譲り受けるべきみそ又はしょうゆの取扱に關して必要な命令をすることができる。

第二十條 都道府縣知事の船員用のみそ若しくはしょうゆの小賣業者に小賣業者登録票を交付する場合又は農林大臣が指定する離島若しくは山間僻地でみそ若しくはしょうゆを販賣する小賣業者に小賣業者用登録票を交付する場合には第十六條乃至第十八條第三項の規定は、これを適用しない。

前項の場合においては、農林大臣は、都道府縣知事に對し小賣業者登録票の交付に關し必要な事項を指示する。

第二十一條 登録小賣業者は毎月の販賣可能數量、一人當配給數量及び統制價格を店頭その他見易い場所に表示し且つ帳簿を備えつけ、毎月のみそ又はしょうゆの種類別譲渡數量及び譲渡數量並びに毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者は帳

簿を備えつけ、毎月のみそ、しょうゆ又はアミノ酸の種類別生産數量及び譲渡數量並びに毎月末在庫數量及び毎月末の未成品、原材料の品目別在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

第二十二條 農林大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは指定機關、生産業者又は登録小賣業者に對しみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸又はそれらの原材料の品目別在庫數量、生産數量又は取扱い數量その他必要な事項の報告を命ずることができる。

第二十三條 農林大臣は、みそ、しょうゆ若しくはアミノ酸の生産業者が第十三條第二項若しくは第三項の規定による出荷の割當に従わないとき、天災事變のあつたとき、業務用使用者若しくは特別の事情によりみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸を使用する者が割り當てられたみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸を割當を受けた目的に使用しないとき若しくは使用することができないとき又は登録小賣業者が營業を廢止し

たときには、指定機關、生産業者、登録小賣業者又は需要者に對し數量、時期及び譲渡先を定めてみそ、しょうゆ又はアミノ酸の譲渡を命ずることがある。

第二十四條 農林大臣は、指定機關、登録小賣業者又は需要者に對し、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の容器の返還につき必要な事項を指示することがある。

第二十五條 指定機關又は登録小賣業者は、その取扱うみそ、しょうゆ又はアミノ酸を販賣以外の用途に供してはならない。

みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者は、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産の爲に割當を受けた原材料をその目的以外の用途に供してはならない。但し他に緊要の用途が生じた爲、農林大臣の指示があつたときは、この限りでない。みそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業者は、その生産したみそ、しょうゆ又はアミノ酸を原料として物品を製造してはならない。但し、し

ようゆの生産業者がその生産したアミノ酸を原料としてしょうゆを製造する場合は、この限りでない。

業務用使用者はみそ、しょうゆ又はアミノ酸を割り當てられた目的以外の用途に供してはならない。但し、他に緊要の用途が生じたため農林大臣の指示があつたときは、この限りでない。みそ、醤油又はアミノ酸を特別の事情により

使用する者はみそ、醤油、又はアミノ酸を割り當てられた目的以外の用途に供してはならない。

第二十六條 農林大臣又は都道府縣知事は、この規則又はこの規則に基いて發した命令に違反した者に對し、その所有するみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸を農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する者に譲り渡すことを命じ、生産業者登録票若しくは小賣業者登録票の返還を命じ、小賣の營業の停止を命じ、業務用若しくは特別の事情により使用するみそ、しょうゆ若しくはアミノ酸の配給割當を停止し、又は原料の割當

を停止することができる。

第二十七條 左に掲げる場合において、都道府縣知事のした措置の相手方がその措置に不服があるときは、その措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に農林大臣に對して不服の申立をすることができる。

- 一 都道府縣知事が第十條第四項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき
- 二 都道府縣知事が第十四條第二項の規定に基く生産業者登録票の交付をしなかつたとき
- 三 都道府縣知事が第十八條第一項又は同條第二項の規定に基く小賣業者登録票の交付をしなかつたとき
- 四 都道府縣知事が前條の規定に基いて措置をしたとき

前項の申立があつたときは、農林大臣は、その申立のあつた日から三十日以内に事實を調査し、その申立が正當である場合には、都道府縣知事に必要な指示をするものとする。

三十日以内に必要な措置がなされなかつた場合は、その申立は正當と認められ、農林大臣は必要な措置をするものとする。

左に掲げる場合において農林大臣のした措置の相手方がその措置に不服のあるときは、その措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に經濟安定本部總裁に不服の申立をすることができる。

- 一 農林大臣が第十條第四項の規定に基いて措置をしたとき又はしなかつたとき
- 二 農林大臣が第二十三條の規定に基いて、みそ、しょうゆ又はアミノ酸の譲渡を命じたとき
- 三 農林大臣が前條の規定に基いて措置をしたとき
- 四 農林大臣が前項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき

この省令は昭和二十二年十二月三十一日からこの省令は昭和二十二年十二月三十一日から

附 則

れを施行する。但し粉末みそ、固形しょうゆ及び粉末しょうゆについては別に定める日からこれを適用する。

この省令の施行の際現にみそ、しょうゆ又はアミノ酸の生産業を営んでいる者は、(第十四條第四項の共同施設の所有者を含む。以下同じ。)この省令施行後一箇月以内に第十四條第一項の申請書を都道府縣知事に提出しなければならぬ。

前項の規定により生産業者登録票の交付の申請をした者はその交付がなされ又は拒まれるまでは、これを生産業者登録票の交付を受けたものとみなす。

この省令の施行の際現にみそ、しょうゆの小賣業を営んでいる者は、この省令施行後始めて小賣業者登録票の交付がなされるまではこれを第十五條第一項の規定により小賣業者登録票の交付を受けた者とみなす。

みそ、しょうゆ等配給統制規則はこれを廢止

する。
前項の規則廢止前にした行爲に對する罰則の適用については、前項の規則はその廢止後もなおその効力を有する。

○農林省告示第百九十號

昭和二十二年農林省令第百號みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則により次のように定める。
昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

一、みそ、しょうゆ、アミノ酸需給調整規則(以下規則という)第一條の規定により、アミノ酸を次のように指定する。

動植物蛋白質を酸又はアルカリで加水分解した後中和したものを(固形グルタミン酸ソーダを含み、栄養劑又は藥品に供する目的を以て製造したものを除く。)

二、規則第七條第二項の規定により、業務用配給割當申請書の様式を別記一のように定める。

三、規則第十二條第一項により、次のように指定する。

規則施行前味噌、醤油等配給統制規則の規定に基づいて指定せられた、地方味噌統制機關及び地方醤油統制機關並びに全國味噌統制株式會社、全國醤油統制株式會社及び日本アミノ酸株式會社

四、規則第十四條第三項の規定により生産業者登録票交付申請書の様式を別記二のように定める。

別記一

業務用 { みそ
しょうゆ } 配給割當申請書
アミノ酸

- 一、品名及び規格
- 二、需用目的
- 三、配給割當申請量
- 四、配給割當申請量の算出基礎
- 五、使用時期
- 六、前期割當量及び使用數量

七、申請時における手持數量
右申請する。

年 月 日

申請者 住 氏 名 所 印

農林大臣又は
都道府縣知事

註(一)他の原材料について配給割當を受けたものがあるときは、それに關する所轄行政廳の證明書を添附すること。

(二)この申請書によつて割當を受けたものの使用状況及びこれによつて製造した製品を販賣、處分した場合は納入先等の證明書を添附してその旨を報告すること。

別記二

- 一、生産業者登録票交付申請書
- 二、工場又は事業場の所在地
- 三、生産能力の概要
- 四、資金の概要

五、兼業する事業及びその概要
六、申請時における手持原材料の品目別數量
右申請する。

昭和 年 月 日

住所
氏名印

都道府縣知事殿

註(一)資金調整法その他の法令に基き許認可を要するときはそれを證する書類を添附すること。

(二)生産設備については見取圖を附し、詳細なる説明を附すること。

○農林省令第百一號

昭和二十二年内閣訓令第三號指定配給物資配給手續規程に従い臨時物資需給調整法に基いて砂糖需給調整規則を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

砂糖需給調整規則

第一條 砂糖の需給調整は、この規則の定めるところによる。但し、食購管理法の規定により、買受及び賣渡せられる、砂糖については、この限りでない。

第二條 この規則で指定機關とは、第十二條第一項の規定により農林大臣の指定した者をいい、登録小賣業者又は登録卸賣業者とは、第十五條第一項の規定により小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けた者をいい、需要者とは、家庭用消費者、業務上の用途に供するために砂糖を使用する者(以下業務用使用者という。)及び特別の事情により砂糖を使用する者をいう。
この規則で家庭用購入券とは、家庭用消費者が登録小賣業者から砂糖を購入するための購入券をいい、業務用購入券とは、業務用使用者が指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者から砂糖を購入するための購入券をいい、特別購入

券とは、特別の事情により砂糖を使用する者が指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者から砂糖を購入するための購入券をいい、小賣業者用購入票とは、登録小賣業者が登録卸賣業者から砂糖を購入するための購入票をいい、配給割當公文書とは、家庭用購入券、業務用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入票をいう。

第三條 配給割當公文書は、豫約者と引換券とからなる。
配給割當公文書の様式は、農林大臣がこれを定める。

第四條 都道府縣知事は、家庭用購入券、業務用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入票を發給することができる。

農林大臣は、業務用購入券及び特別購入券を發給することができる。

第五條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める砂糖の割當計畫に基き砂糖の消費部門別及び都道府縣別割當數量を決定する。

都道府縣知事は、前項の割當數量の範圍内で家庭用購入券による購入可能數量を決定しこれを公表しなければならない。

都道府縣知事は、第一項の割當數量の範圍内で業務用購入券又は特別購入券による購入可能數量を記載して、業務用購入券又は特別購入券を發給しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、登録小賣業者が需要者から受取つた豫約券の購入可能數量に相應する數量を、小賣業者用購入票に記載し、且つ當該豫約券と引換に小賣業者用購入票を發給しなければならない。

第七條 業務上の用途に供するために、砂糖の配給割當を受けようとする者は、配給を受けようとする月の一箇月前までに配給割當申請書を農林大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

前項の配給割當申請書の様式は、農林大臣がこれを定める。

第八條 配給割當公文書は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けることができない。

第九條 配給割當公文書が發給されたときは、指定機關、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要者は、配給割當公文書の記載するところに従い、且つこれと引換でなければ砂糖を譲り渡し又は譲り受けることができない。但し、天災事變のあつたとき、都道府縣知事の承認を受けて不良品を譲り渡すとき、又は検査を受けるために砂糖を譲り渡すときは、この限りでない。

第十條 配給割當公文書の交付を受けた者は、その購入しようとする指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者に豫約券を提出して購入の申込をしなければならない。

前項の豫約券を受け取つた指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、同項の規定により購入の申込をした者から、引換券と引換に統制價格で、且つ公正條件で販賣の請求があつたときは、在庫數量のない場合、第二十五條の規定

による譲渡命令を受けた場合、又は農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する特定且つ特別の需要者用のものしかない場合の外はこれを拒むことができない。

登録卸賣業者は、指定機關に對して、第一項の規定により登録小賣業者又は需要者から受け取つた豫約券と引換に砂糖の販賣を請求することができぬ。

第二項の規定は、前項の規定により指定機關が登録卸賣業者から豫約券と引換に統制價格で且つ公正條件で販賣の請求を受けた場合にこれを準用する。

第二項又は第三項の請求をした者が、その請求を拒まれたときは、その請求を拒まれた日から二週間以内にその相手方が指定機關である場合には農林大臣に、その相手方が登録卸賣業者又は登録小賣業者である場合には都道府縣知事にその旨を申し出ることができぬ。

前項の申出があつたときは、農林大臣又は都

道府縣知事は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査しその申出が正當である場合には指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者に對して必要な指示をしなければならぬ。三十日以内に調査又は指示がなされなかつた場合にはその申出は正當と認められ、農林大臣又は都道府縣知事は必要な措置をしなければならぬ。

第十一條 指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、砂糖と引き換えた引換券又は豫約券をその記載するところに従い、當該引換券又は豫約券を發給した行政廳に提出しなければならぬ。

第十二條 農林大臣は、砂糖をその生産業者及び業務に關して砂糖を輸入する者（以下輸入業者という。）から一手に買ひ取り、これを一手に賣り渡す業務を行う者を指定してその旨を告示する。

砂糖の生産業者又は輸入業者は、その生産、又

は輸入した砂糖を指定機關以外の者に譲り渡すことができない。但し、農林大臣の許可を受け、又は農林大臣の指示する基準の範圍内で都道府縣知事の許可を受けて検査、試験研究又は見本に供するために譲り渡す場合は、この限りでない。

指定機關以外の者は、前項但書の場合の外砂糖の生産業者又は輸入業者からその生産し、又は輸入した砂糖を譲り受けてはならない。

農林大臣は、指定機關に對し、配給に關して必要な事項を指示することがある。

第十三條 農林大臣は、都道府縣知事に對して、當該都道府縣知事の管轄する地域内の生産業者から出荷させる砂糖の數量、時期その他必要な事項につき指示することがある。

都道府縣知事は、前項の指示を受けたときは、その管轄する地域内の生産業者に對し、同項の指示に従い出荷すべき砂糖の數量、時期その他必要な事項を示して出荷の割當をしなければな

らない。

農林大臣は、必要により砂糖の生産業者に對し、砂糖の數量、時期その他必要な事項を示して出荷の割當をすることがある。

第十四條 砂糖の生産業者は、工場又は事業場ごとに、その所在地を管轄する都道府縣知事に申請書を提出して生産業者登録票の交付を受けなければならぬ。

前項の申請書の提出があつた場合において、同項の申請者が砂糖の生産に必要且つ適當な施設を所有し、又は使用できることを示したときには、都道府縣知事は、遅滞なく當該申請者に對し生産業者登録票を交付しなければならぬ。

第一項の申請書の様式その他登録票の交付に關し必要な事項については、農林大臣がこれを定めて告示し又は都道府縣知事に指示する。

前三項の規定は、他人の委託を受けて砂糖を製造する者にこれを準用する。

第十五條 砂糖の小賣又は卸賣を業とする者は、

その營業所の所在地を管轄する都道府縣知事から、小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けなければならぬ。

前項の小賣業者登録票又は同項の卸賣業者登録票の有効期間は、六箇月を超えることができない。但し、都道府縣知事は、農林大臣の承認を受けたときは、六箇月を超える有効期間の小賣業者登録票又は卸賣業者登録票を交付することができる。

第十六條 都道府縣知事は、小賣業者登録票の交付をしようとするときは、交付豫定日の十日前までに左の事項を決定してこれを公表しなければならぬ。

- 一 小賣業者登録票の交付豫定日
- 二 小賣業者登録票を交付しようとする地域
- 三 小賣業者登録票交付申請書の提出期限
- 四 小賣業者登録票交付の基準となる需要者の數又は購入申込數量
- 五 登録小賣業者を選定するために使用される

豫約券

第十七條 小賣業者登録票の交付を受けようとする者は、前條第三號の提出期限内に、且つ登録票の交付を受けようとする營業所ごとに當該營業所の所在地を管轄する都道府縣知事に左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

- 一 住所及び氏名又は名稱
- 二 小賣業者登録票の交付を受けようとする營業所の所在地

都道府縣知事は、前條第三號の提出期限經過後速かに申請書提出者の住所及び氏名又は名稱を公表しなければならぬ。

第一項の申請者は、需要者から受け取つた豫約券を、前條第一號の小賣業者登録票交付豫定日の二日前までに都道府縣知事に提出しなければならぬ。

第十八條 都道府縣知事は、前條第一項の申請者に第十六條第五號の豫約券を以て砂糖の購入の

申込をした需要者の數又は購入申込をした數量が、第十六條第四號の基準に達した場合においては、當該申請者に對し、小賣業者登録票を交付し、且つその旨を公表しなければならぬ。

都道府縣知事は、一定の地域において前項の規定により小賣業者登録票の交付を受けることができる者が一人もない場合、又は甚しく少數であるために當該地域における砂糖の適正で競争的な配給が特に困難であると認める場合においては、農林大臣の指示するところに従い、需要者の數又は購入申込數量が第十六條第四號の基準に達しなかつた前條第一項の申請者に對し、特に小賣業者登録票を交付することができない。この場合において都道府縣知事は、需要者の數又は購入申込數量の多い者から順次交付しなければならぬ。

都道府縣知事は、第一項及び前項の規定により小賣業者登録票を交付するときには、その定める一定地域内の申請者に對し、同一日附を以

てこれをしなければならぬ。

小賣業者登録票の交付を受けた者は、店頭その他見易い場所にこれを掲示しなければならぬ。

第十九條 前條第一項又は第二項の規定によつて小賣業者登録票の交付を受けることができなかった申請者は、需要者から受け取つた豫約券を速かにこれを提出した需要者に返還しなければならぬ。

前項の規定により豫約券の返還を受けた需要者は、他の登録小賣業者に對し、返還を受けた豫約券を提出することができない。

都道府縣知事は、登録小賣業者が登録更新の際小賣業者登録票の交付を受けることができなかったときには、その者に對し、その現に所有し、又は譲り受けるべき砂糖の取扱に關して必要な命令をすることができぬ。

第二十條 都道府縣知事は、卸賣業者登録票の交付しようとするときは、交付豫定日の十日前

までに左の事項を決定してこれを公表しなければならぬ。

- 一 卸賣業者登録票の交付豫定日
- 二 卸賣業者登録票を交付しようとする地域
- 三 卸賣業者登録票交付申請書の提出期限
- 四 卸賣業者登録票交付の基準となる登録小賣業者及び業務用使用者の數又はその購入申込數量
- 五 登録卸賣業者を選定するために使用せられる豫約券

第二十一條 第十七條乃至第十九條の規定は、卸賣業者の登録に關してこれを準用する。

第二十二條 都道府縣知事が、農林大臣の指定する離島、又は山間僻地などで砂糖の小賣又は卸賣を業とする者に小賣業者登録票又は卸賣業者登録票を交付しようとする場合には、第十六條乃至第十八條第三項又は第二十條及び第二十一條において準用する第十七條乃至第十八條第三項の規定は、これを適用しない。

前項の場合においては、農林大臣は、都道府縣知事に對して、小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付に關し必要な事項を指示する。

第二十三條 登録卸賣業者又は登録小賣業者は、毎日の販賣可能數量（登録小賣業者の場合は一入當の配給量及び統制價格とともに）を店頭その他見易い場所に表示し、且つ帳簿を備えつけ毎日の砂糖の種類別讓渡數量及び讓受數量並びに毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならぬ。

砂糖の生産業者は、帳簿を備えつけ、毎月の砂糖の種類別生産數量及び讓渡數量並びに毎月末の在庫數量及び原材料の品目別在庫數量の眞實な記載をしなければならぬ。

砂糖の輸入業者は、帳簿を備えつけ、毎日の砂糖の種類別輸入數量及び讓渡數量並びに毎月末在庫數量の記載をしなければならぬ。

第二十四條 農林大臣又は都道府縣知事は必要が

あると認めるときには、指定機關、生産業者、輸入業者、登録卸賣業者、登録小賣業者又は業務用使用者に對し、砂糖又は原材料の品目別在庫數量、生産數量又は取扱數量その他必要な事項の報告を命ずることができぬ。

第二十五條 農林大臣は、砂糖の生産業者が第三條第二項若しくは第三項の規定による出荷の割當に従わないとき、天災事變のあつたとき、業務用使用者若しくは特別の事情により砂糖を使用する者が割當られた砂糖を割當を受けた目的に使用しないとき若しくは使用できないとき又は登録卸賣業者若しくは登録小賣業者が營業を廢止したときには、指定機關生産業者、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要者に對し數量、時期及び讓渡先を定めて砂糖の讓渡を命ずることがある。

農林大臣は、法律又は命令の規定に違反して輸入された砂糖の所有者に對し當該砂糖を指定機關に譲り渡すことを命ずることがある。

第二十六條 農林大臣は、指定機關、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要者に對し砂糖の容器の返還につき必要な事項を指示することがある。

第二十七條 指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、その取扱う砂糖を販賣以外の用途に供してはならない。

砂糖の生産業者は、砂糖の生産のために割當を受けた原材料を、その目的以外の用途に供してはならない。但し他に緊要の用途が生じたため農林大臣の指示があつたときはこの限りでない。

砂糖の生産業者は、その生産した砂糖を原料として物品を製造してはならない。但し黒糖の生産業者が農林大臣又は都道府縣知事の許可を受けて物品を製造する場合はこの限りでない。業務用使用者は、砂糖を割り當てられた目的以外の用途に供してはならない。但し、他に緊要の用途が生じたため農林大臣の指示があつた

ときはこの限りでない。
特別の事情により砂糖を使用する者は、砂糖を割り當てられた目的以外の用途に供してはならない。

第二十八條 農林大臣又は都道府縣知事は、この規則又はこの規則に基いて發した命令に違反した者に對し、その所有する砂糖を農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する者に譲り渡すことを命じ、生産業者登録票、卸賣業者登録票若しくは小賣業者登録票の返還を命じ、卸賣若しくは小賣の營業の停止を命じ、業務用若しくは特別の事情により使用する砂糖の配給割當を停止し又は原材料の配給割當を停止することができ

第二十九條 左に掲げる場合においては都道府縣知事のした措置の相手方がその措置に不服があるときは、その措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に農林大臣に對し不服の申立をすることができ

一 都道府縣知事が第十條第六項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき

二 農林大臣が第十四條第二項の規定に基く生産業者登録票の交付をしなかつたとき

三 都道府縣知事が第十八條第一項若しくは同條第二項（第二十一條において準用する場合を含む）の規定に基く小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付をしなかつたとき

四 都道府縣知事が前條の規定に基く措置をしたとき

前項の申立があつたときは、農林大臣は、その申立のあつた日から三十日以内に事實を調査し、その申立が正當である場合には、都道府縣知事に必要な指示をするものとする。三十日以内に必要な措置がなされなかつた場合は、その申立は正當と認められ農林大臣は必要な措置をするものとする。

左に掲げる場合においては農林大臣のした措置が相手方がその措置に不服のあるときは、そ

の措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に經濟安定本部總裁に不服の申立をすることができ

一 農林大臣が第十條第六項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき

二 農林大臣が第二十五條第一項の規定に基いて砂糖の讓渡を命じたとき

三 農林大臣が前條の規定に基く措置をしたとき

四 農林大臣が前項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき

附 則

この省令は、昭和二十二年十二月三十一日からこれを施行する。但し、國內産黒糖については別に定める日からこれを適用する。

この省令施行の際現に砂糖の生産業を営んでゐるものは、この省令施行後一箇月以内に第十四條第一項の申請書を都道府縣知事に提出しなければならぬ。

前項の規定により生産業者登録票の交付の申請をした者は、その交付がなされ又は拒まれるまでは、これを生産業者登録票の交付を受けた者とみなす。

この省令施行の際、現に砂糖の小賣業又は卸賣業を営んでいる者は、この省令施行後始めて小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付がなされるまでは、これを第十五條第一項の規定により小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けた者とみなす。

都道府県知事は、この省令施行後始めて小賣業者用購入票を發給するときには、第六條の規定にかかわらず當該小賣業者の在庫數量を差し引いて、これを發給することができる。

この省令施行後指定機關が發給制當公文書と引換に登録卸賣業者に始めて砂糖を譲り渡す場合においては、指定機關は、第九條の規定にかかわらず農林大臣の指示するところに従い、當該登録卸賣業者の有する在庫數量を差し引いた數量の砂糖

を譲り渡すことができる。

砂糖配給統制規則はこれを廢止する。

黒糖集荷統制規則は、この省令が國內産黒糖について適用される日にこれを廢止する。

前二項の規則廢止前にした行為に對する罰則の適用については、前項の規則は、その廢止後もなおその効力を有する。

この省令施行の際、現に發給されている砂糖の配給制當を證する公文書は、この省令の規則による配給制當公文書が發給されるまではなおその効力を有する。

○農林省告示第九十一號

昭和二十二年農林省令第一百一號砂糖需給調整規則により次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

一、砂糖需給調整規則（以下規則という。）第七條第二項の規定により業務用配給制當申請書の様

式を別記一のように定める。

二、規則第十二條第一項の規定により次のように指定する。

日本砂糖株式会社

三、規則第十四條第三項の規定により申請書の様式を別記二のように定める。

別記一

業務用砂糖配給制當申請書

- 一、品名及び規格
 - 二、使用目的
 - 三、配給制當申請量
 - 四、配給制當申請量の算出基礎
 - 五、使用時期
 - 六、前記制當量及び使用數量
 - 七、申請時における手持數量
- 右申請する。

年月日

申請者

住

名所

印

農林大臣又は都道府県知事殿

別記二

砂糖生産業者登録票交付申請書

- 一、工場又は事業場の所在地
 - 二、生産設備
 - 三、生産能力の概要
 - 四、資金の概要
 - 五、兼業する事業及びその概要
 - 六、申請時における手持原材料の品目別數量
- 右申請する

住 氏 名 所 印

都道府県知事殿

註一、資金調整法その他の法令に基き許可を

要するときは、それを證する書類を添付すること。

二、生産設備については見取圖を附し、詳細な説明を附すること。

○農林省令第百二號

昭和二十二年内閣訓令第三號指定物資配給手續規程に従い臨時物資需給調整法に基いて、罐詰需給調整規則を次のように定める。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

罐詰需給調整規則

第一條 罐詰の需給調整は、この規則の定めるところによる。但し食購管理法の規定により買受及び賣渡せられる輸入罐詰については、この限りでない。

第二條 この規則で指定機關とは、第十二條第一項の規定により農林大臣の指定した者をいふ、

登録小賣業者又は登録卸賣業者とは第十四條第一項の規定により小賣業者、登録票又は、卸賣業者登録票の交付を受けたを者いふ、需要者とは、家庭用消費者及び特別の事情により罐詰を使用するものをいう。

この規則で家庭用購入券とは、家庭用消費者が登録小賣業者から罐詰を購入するための購入券をいふ、特別購入券とは、特別の事情により罐詰を使用する者が指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者から罐詰を購入するための購入券をいふ、小賣業者用購入票とは登録小賣業者が登録卸賣業者から罐詰を購入するための購入票をいふ、配給割當公文書とは、家庭用購入券、特別購入券及び小賣業者用購入券をいう。

第三條 配給割當公文書は豫約券と引換券とからなる。

配給割當公文書の様式は農林大臣がこれを定める。

第四條 都道府縣知事は、家庭用購入券、特別購

入券及び小賣業者用購入票を發給することができる。

農林大臣は、特別購入券を發給することができる。

第五條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める罐詰の割當計畫に基き罐詰の消費部門別及び都道府縣別割當數量を決定する。

都道府縣知事は、前項の割當數量の範圍内で家庭用購入券による購入可能數量を決定し、これを公表しなければならない。

都道府縣知事は第一項の割當數量の範圍内で特別購入券による購入可能數量を記載した特別購入券を發給しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、登録小賣業者が需要者から受け取つた豫約券の購入可能數量に相應する數量を小賣業者用購入票に記載し、且つ當該豫約券と引換に小賣業者用購入票を發給しなければならない。

第七條 配給割當公文書は、これを他人に譲り渡

し又は他人から譲り受けることができない。

第八條 配給割當公文書が發給されたときは、指定機關、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要者は、配給割當公文書の記載するところに従い、且つこれと引換でなければ罐詰を譲り渡し又は譲り受けることができない。但し、天災事變のあつたとき都道府縣知事の許可を受けて不良品を譲り渡すとき又は検査を受けるために罐詰を譲り渡すときはこの限りでない。

第九條 配給割當公文書の交付を受けた者は、その購入しようとする指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者に豫約券を提出して購入の申込をしなければならない。

前項の豫約券を受けとつた指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、同項の規定により購入の申込をした者から引換券と引換に、統制價格で且つ公正條件で販賣の請求があつたときには、在庫數量のない場合第二十七條の規定による譲渡命令を受けた場合又は農林大臣若しく

は都道府縣知事の指定する特定且つ特別の需要者用のものしかない場合の外はこれを拒むことができない。

登録卸賣業者は、指定機關に對して第一項の規定により登録小賣業者又は需要者から受け取つた豫約券と引換に罐詰の販賣を請求することができる。

第二項の規定は前項の規定により指定機關が登録卸賣業者から豫約券引換へ統制價格で、且つ公正條件で販賣の請求を受けた場合にこれを準用する。

第二項又は前項の請求をしたものが正當の理由がないのかかはらずその請求を拒まれたときは、その請求を拒まれた日から二週間以内にその相手方が指定機關である場合には農林大臣に、その相手方が登録卸賣業者又は登録小賣業者である場合には都道府縣知事に申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、農林大臣又は

都道府縣知事は、その申出があつた日から三十日以内に事實を調査し、その申出が正當である場合には、指定機關登録卸賣業者又は登録小賣業者に對して必要な指示をしなければならぬ。三十日以内に調査又は指示がなされなかつた場合には、その申出は正當と認められ農林大臣又は都道府縣知事は必要な措置をしなければならぬ。

第十條 指定機關、登録卸賣業者又登録小賣業者は、罐詰と引き換えた引換券又は豫約券をその記載するところに従い、當該引換券又は豫約券を發給した行政廳に提出しなければならぬ。

第十一條 農林大臣は、罐詰をその生産業者及び業務に關して罐詰を輸入する者（以下輸入者という。）から一手に買い取り及び販賣する業務を行う者を指定し、その旨を告示する。

罐詰の生産業者又は輸入業者は、その生産し、又は輸入した罐詰を指定機關以外の者に譲り渡すことができない。但し農林大臣の許可を受け

又は農林大臣の指示する基準の範圍内で都道府縣知事の許可を受けて、検査試験研究又は見本に供するために譲り渡す場合は、この限りではない。

指定機關以外の者は、前項の但書の場合の外罐詰の生産業者又は輸入者からその生産し又は輸入に係る罐詰を譲り受けてはならない。

農林大臣は、指定機關に對し、配給に關して必要な事項を指示することができる。

第十二條 農林大臣は必要により罐詰の生産業者に對し罐詰の數量、時期その他必要な事項を示して出荷の割當をすることがある。

第十三條 罐詰の生産業者は、工場又は事業場ごとなにその所在地を管轄する都道府縣知事を経由して農林大臣に對し申請書を提出して生産業者登録票の交付を受けなければならない。

前項の申請書の提出があつた場合において、同項の申請者が罐詰の生産に必要且つ適當な施設を有し、又は使用できることを示したとき

は農林大臣は遅滞なく當該申請者に對し生産業者登録票を交付するものとする。

第一項の申請書の様式その他登録票の交付に關し必要な事項については農林大臣がこれを定めて告示する。

第十四條 罐詰の小賣又は卸賣を業とする者は、その營業所の所在地を管轄する都道府縣知事から、小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けなければならない。

前項の小賣業者登録票又は同項の卸賣業者登録票の有効期間は、一年を超えることができない。

第十五條 都道府縣知事は、小賣業者登録票を交付しようとするときは、交付豫定日の十日までに左の事項を決定してこれを公表し且つ家庭用消費者に對し家庭用購入原票を交付しなければならない。

- 一 小賣業者登録票の交付豫定日
- 二 小賣業者登録票を交付しようとする地域

三 小賣業者登録票交付申請書の提出期間
四 小賣業者登録票交付基準となる家庭用消費者の數又はその購入數量

第十六條 小賣業者登録票の交付を受けようとする者は、前條第三號の提出期限内に且つ登録票の交付を受けようとする營業所ごとに當該營業所の所在地を管轄する都道府縣知事に左に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならぬ。

一 住所及び氏名又は名稱
二 小賣業者登録票の交付を受けようとする營業所所在地

都道府縣知事は、前條第三號の提出期限經過後速かに申請書提出者の氏名住所及び氏名又は名稱を公表しなければならない。

第十七條 家庭用消費者は、第十五條の規定により交付された家庭用購入原票を罐詰を輸入しようとする前條第一項の申請者に提出するものとする。

前條第一項の申請者は、家庭用消費者から受け取つた家庭用購入原票を第十五條第一號の小賣業者登録票交付豫定日の二日前までに、都道府縣知事に提出しなければならない。

第十八條 都道府縣知事は、第十六條第一項の申請者に家用産購入原票を提出した家庭用消費者の數又はその購入數量が第十五條第四號の基準に達した場合においては、當該申請書に對し小賣業者登録票を交付し、且つその旨を公表しなければならない。

都道府縣知事は、一定の地域において前項の規定により小賣業者登録票の交付を受けることのできる者が一人もない場合又は甚だしく少數であるために、當該地域における罐詰の適正で競争的な配給が特に困難であると認める場合においては、農林大臣の指示するところに従ひ、家庭用消費者の數又はその購入數量が第十五條第四號の基準に達しなかつた前條第一項の申請者に對し特に小賣業者登録票を交付することが

できる。この場合において都道府縣知事は、家庭用消費者數又はその購入數量の多い者から順次交付しなければならない。

都道府縣知事は第一項及び前項の規定により小賣業者登録票を交付するときは、その定める一定の地域内の申請者に對し、同一日附を以てこれをしなければならない。

小賣業者登録票の交付を受けた者は、店頭その他見易い場所に之を掲示しなければならない
第十九條 前條第一項又は第二項の規定によつて小賣業者登録票の交付を受けることができなかつた當該申請者は家庭用消費者から受けとつた家庭用購入原票を速かにこれを提出した家庭用消費者に返還しなければならない。

前項の規定により家庭用購入原票の返還を受けた家庭用消費者は、他の登録小賣業者に對し、返還を受けた家庭用購入原票を提出することができない。

都道府縣知事は、登録小賣業者が登録票更新

の際、小賣業者登録票の交付を受けることができなかつたときにはその者に對しその現に所有し、又は譲り受けるべき罐詰の取扱に關して必要な命令をすることができる。

第二十條 都道府縣知事は、卸賣業者登録票を交付しようとするときは、交付豫定日の十日前までに左の事項を決定してこれを公表し、且つ登録小賣業者に對し小賣業者用購入原票を交付しなければならない。

一 卸賣業者登録票の交付豫定日
二 卸賣業者登録票を交付しようとする地域
三 卸賣業者登録票の交付申請書の提出期限
四 卸賣業者登録票交付の基準となる登録小賣業者の數又はその購入數量

第二十一條 第十六條乃至第十九條の規定は卸賣業者登録票に關してこれを準用する。

第二十二條 都道府縣知事が農林大臣の指定する離島又は山間僻地等で罐詰の小賣又は卸賣を業とする者に小賣業者登録票又は卸賣業者登録票

を交付しようとする場合には、第十五條乃至第十八條第三項又は第二十條及び第二十一條において準用する第十六條乃至第十八條第三項の規定は、これを適用しない。

前項の場合においては農林大臣は都道府県知事に對して小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付に關し必要な事項を指示する。

第二十三條 第十七條第二十一條において準用する場合を含む規定により家庭用購入原票、又は小賣業者購入原票（以下これらを購入原票という。）を提出した家庭用消費者又は登録小賣業者は購入原票を提出した登録小賣業者又は登録卸賣業者から罐詰を購入しなければならぬ。但し購入原票を提出した登録小賣業者又は登録卸賣業者が第三十條の規定により營業の停止を命ぜられたときはこの限りでない。

家庭用消費者又は登録小賣業者は、自己の轉居のため必要を生じたとき又は購入原票を提出した登録小賣業者若しくは登録卸賣業者が營業

を止め、若しくは轉居したために必要を生じたとき又は農林大臣が特に必要を認めるときは當該小賣業者又は登録卸賣業者から購入原票の返還を受けて、他の登録小賣業者又は登録卸賣業者に提出することができる。

第二十四條 小賣業者登録票の交付のあつた後、新たに家庭用消費者となつた者は、都道府県知事にその旨を申し出で、家庭用購入原票の交付を受けこれを罐詰を購入しようとする登録小賣業者に提出することができる。

第二十五條 登録小賣業者又は登録卸賣業者は、毎日の販賣可能數量（登録小賣業者の場合は一人當りの配給量及び統制價格とともに）を店頭その他見易い場所に表示し、且つ帳簿を備えつけ、毎月の罐詰の種類別讓受數量及讓渡數量並びに毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならぬ。

罐詰の生産業者は、帳簿を備えつけ、毎月の罐詰の種類別生産數量及び讓渡數量並びに毎月

末在庫數量及び毎月末の原材料の品目別在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

罐詰購入者は、帳簿を備えつけ、毎月の罐詰の種類別輸入數量及び讓渡數量並びに毎月末在庫數量の眞實な記載をしなければならない。

第二十六條 農林大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定機關、生産業者、輸入者、登録卸賣業者又は登録小賣業者に對し、罐詰又はその原材料の品目別在庫數量、生産數量、取扱數量その他必要な事項の報告を命ずることができる。

第二十七條 農林大臣は、罐詰の生産業者が第十二條の規定による出荷の割當に従わないとき、天災事變のあつたとき特別の事情により罐詰を使用する者が割り當てられた罐詰の割當を受けを目的に使用しない時若しくは使用することができないとき又は登録卸賣業者若しくは登録小賣業者が營業を廢止したときは、指定機關、生産業者、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要

者に對し數量時期及び讓渡先を定めて罐詰の讓渡を命ずることがある。

農林大臣は、法律又は命令の規定に違反して輸入された罐詰の所有者に對し當該罐詰を指定機關に譲り渡すことを命ずることがある。

第二十八條 農林大臣は、指定機關、登録卸賣業者、登録小賣業者又は需要者に對し罐詰の容器の返還につき必要な事項を指示することができる。

第二十九條 指定機關、登録卸賣業者又は登録小賣業者は、その取り扱う罐詰を販賣以外の用途に供してはならない。

罐詰の生産業者は、罐詰の生産のために割當を受けた原材料を、その目的以外の用途に供してはならない。但し他に緊要の用途が生じたため農林大臣の指示があつたときは、この限りでない。

罐詰の生産業者は、その生産した罐詰を原料として物品を製造してはならない。

特別の事情により、罐詰を使用するものは、罐詰を割當てられた目的以外の用途に供してはならない。

第三十條 農林大臣又は都道府縣知事は、この規則又はこの規則に基いて發した命令の規定に違反した者に對してその所有する係る罐詰を農林大臣若しくは都道府縣知事の指定する者に譲り渡すことを命じ、生産業者登録票、卸賣業者登録票若しくは小賣業者登録票の返還を命じ、卸賣若しくは小賣の營業の停止を命じ、特別の事情により使用する罐詰の配給割當を停止し、又は原材料の配給割當を停止することができる。

第三十一條 左に掲げる場合において都道府縣知事のした措置の相手方がその措置に不服があるときは、その措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に農林大臣に對して不服の申立をすることができる。

一 都道府縣知事が第九條第六項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき。

二 都道府縣知事が第十八條第一項若しくは第二項（第二十一條において準用する場合を含む）の規定に基く小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付をしなかつたとき。

三 都道府縣知事が前條の規定に基く措置をしたとき。

前項の申出があつたときは、農林大臣は、その申立のあつた日から三十日以内に事實を調査し、その申立が正當である場合には、都道府縣知事に必要な指示をするものとする。三十日以内に必要な措置がなされなかつた場合には、その申立は正當と認められ農林大臣は必要な措置をするものとする。

左に掲げる場合において農林大臣のした措置の相手方がその措置に不服のあるときは、その措置の公表又は通知のあつた日から二週間以内に經濟安定本部總裁に不服の申立をすることができる。

一 農林大臣が第九條第六項の規定に基く措置

をしたとき又はしなかつたとき。

二 農林大臣が第十三條第二項の規定に基く生産業者登録票の交付をしなかつたとき。

三 農林大臣が第二十七條第一項の規定に基く罐詰の譲渡を命じたとき。

四 農林大臣が前條の規定に基く措置をしたとき。

五 農林大臣が前項の規定に基く措置をしたとき又はしなかつたとき。

附 則

この省令は、昭和二十二年十二月三十一日から、これを施行する。

この省令施行の際現に罐詰の生産業を営んでい

る者はこの省令施行後一箇月以内に第十三條第一項の申請書を都道府縣知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

前項の規定により生産業者登録票の交付の申請をした者はその交付がなされ又は拒まれるまでは、これを生産業者登録票の交付を受けた者とも

なす。

この省令施行の際現に罐詰の小賣業又は卸賣業を営んでゐる者は、この省令施行後始めて小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付がなされるまでは、これを第十四條第一項の規定により小賣業者登録票又は卸賣業者登録票の交付を受けたものとみなす。

都道府縣知事は、この省令施行後始めて小賣業者用購入票を發給するときは、第六條の規定にかかわらず、當該登録小賣業者の在庫數量を差引いてこれを發給することができる。

この省令施行後指定機關が配給割當公文書と引換に登録卸賣業者に始めて罐詰を譲り渡す場合において、指定機關は、第八條の規定にかかわらず農林大臣の指示するところに従い、當該卸賣業者の有する在庫數量を差し引いた數量の罐詰を譲り渡すことができる。

昭和十五年農林省令第四十七號及び水産物罐詰販賣統制規引はこれを廢止する。

前項の規則廢止前にした行爲に對する罰則の適用については、前項の規則は、その廢止後もなほその効力を有する。
別表一（略）

○農林省告示第九十二號

昭和二十二年農林省令第九十二號罐詰需給調整規則の規定により次のように定める。
昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

- 一、罐詰需給調整規則（以下規則という。）第十一條第一項の規定により、次のように指定する。
日本罐詰株式会社
- 二、規則第十三條第三項の規定により、申請の様式を別記のように定める。

別記

罐詰生産業者登録票 付申請書

- 一、工場又は事業場の所在地
- 二、生産設備

三、生産能力の概要

四、資金の概要

五、兼業する事業及びその概要

六、申請時における手持原材料の品目別數量
右申請する

昭和 年 月 日

住 所
氏 名

農林大臣殿

註一、資金調整法その他の法令に基き許可を要するときはそれを證する書類を添附すること。

二、生産設備については見取圖を附し詳細な説明を附すること。

○農林省令第九十七號

昭和二十二年經濟安定本部訓令第二十六號に従い、臨時物資需給調整法に基いて、指定物資検査規則を次のように制定する。

昭和二十二年十二月二十九日

農林大臣 波多野 鼎

指定物資検査規則

第一條 この省令は、臨時物資需給調整法第一條第一項の規定に基くものであつて、別表に掲げる物資（以下指定物資という。）の品質につき規格を定め、且つその規格を證明するために検査を行うことを目的とする。

第二條 農林大臣は、指定物資の品質に關してその規格を定めて告示する。

第三條 都道府縣知事は、當該都道府縣内において製造され（加工される場合を含む。以下同じ。）、又は當該都道府縣内に搬入された指定物資について前條の規定によつて定められた規格に従つて検査を行わなければならない。但し、當該都道府縣内において製造され、又は（當該都道府縣内に）搬入される數量が少いたため農林大臣の許可を受けた場合、及び當該指定物資が

他の都道府縣知事の行う検査を受けたことのみかな場合は、この限りでない。

第四條 都道府縣知事は、前條の規定によつて指定物資の検査を行つた場合には、當該指定物資又はその包装にその旨を證明する印章又は記號を附さなければならない。

第五條 指定物資の製造業者は、第三條の規定によつて都道府縣知事が當該指定物資の検査を行う場合には、その検査を受けなければ當該指定物資を販賣し（交換する場合を含む。以下同じ。）若しくは販賣の委託をし、又は當該都道府縣外に搬出してはならない。但し、當該都道府縣知事の定める場合は、この限りでない。

第六條 第三條但書の規定によつて検査を行わないう都道府縣から同條本文の規定によつて検査を行う都道府縣内に搬入した製造業者又は販賣業者は、當該都道府縣知事の行う検査を受けなければ、當該指定物資を販賣し、若しくは販賣の委託をし、又は當該都道府縣外に搬出してはな

らなす。但し、當該都道府縣知事の定める場合は、この限りでない。

第七條 販賣業者は、第四條の規定による印章又は記號の附された指定物資でなければ、これを販賣し、若しくは販賣の委託をし、又は當該都道府縣外に搬出してはならない。但し、第三條但書の規定によつて都道府縣知事が検査を行わない都道府縣内で製造された指定物資を當該都道府縣内で販賣する場合又は都道府縣知事の定める場合は、この限りでない。

第八條 第四條の規定によつて附された印章又は記號は、分割販賣を行うためその他正當の事由がなければ、これを廢棄し、又は抹消してはならない。

第九條 検査済指定物資であつても、左の各號の一に該當するものは、更に検査を受けなければならぬ。

- 一 荷造結束を改め、又はき損したのもの
- 二 第四條の規定によつて附された印章又は記

號が明かでないもの

三 容量又は重量に著しい増減があつたもの

四 虫害若しくは鼠害を受け、又は變質したものであるもの

第十條 何人も第四條の規定による印章又は記號に類似したものを指定物資に附してはならない。

第十一條 第四條の規定による印章又は記號を附した包装材料は、都道府縣知事が抹消したものでなければ再びこれを指定物資の包装として使用してはならない。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令は、昭和二十三年五月二日にその効力を失う。但し、その時までにした行爲に對する罰則の適用については、この省令は、その時以後もなおその効力を有する。

この省令施行前、都道府縣知事の行つた検査は、第三條の規定によつて行つたものとみなし、且つ

検査済を證明するために附された印章又は記號は第四條の規定によつて附されたものとみなす。

- わら工品
- ビタミンオイル以外の魚油
- 鯨油
- 加工水産物

○農林省告示第百八十九號

指定物資検査規則第二條の規定に基いて、わら工品の規格を次のように定め、昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

農林大臣 波多野 鼎

品名	縦目		幅	長	耳組	口開	底折込	當繩	縫繩	總計數	重量	備考
	寸	寸										
一號吠甲	三以上	三以上	五・八以上	五・八以上	片側	二・〇	一・五	細荷造	極細荷造	片側	五〇以上	當繩を使わずに「みしん」縫とすること
一號吠乙	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三以上	當繩を使わずに「みしん」縫とすること
二號吠甲	一八以上	二・五	五・六	五三以上	"	"	"	"	"	"	三五以上	當繩を使わずに「みしん」縫とすること
二號吠乙	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三以上	當繩を使わずに「みしん」縫とすること
三號吠甲	一七以上	二・〇	五・五	四八以上	"	"	"	"	"	"	三以上	當繩を使わずに「みしん」縫とすること

三號吹乙 " " " 量以上 " " " 一八以上 四〇〇匁以上

四號吹 " " " 量以上 " " " 一八以上 三〇〇匁以上

一、織方は原則として、打蕪一本織、織違い一寸内外とする。
 二、織止めは原則として、三本編み止めとする。
 三、二號吹乙及び四號吹以外の吹も、必要に応じて口繩をつけるものとする。
 四、一號吹甲及び一號吹乙の地蕪の幅は、當分の間二尺八寸以上で差支えない。
 五、一號吹甲及び一號吹乙以外の吹の地蕪の幅は、當分の間五分以内の廣狹は差支えない。
 六、地蕪の幅が規格に該當していても、縦目数の少ないものは、その縦目数を表示すること。
 七、結束は十枚を一束とし、直径二分五厘以上の荷造繩で、二箇所を二廻り十分つよく括り、男結びとすること。

品名	縦目	幅	長	一耳組又は耳止	重量	一結束の枚数	備考
三六厚蕪	二一以上	三・〇尺	六・〇尺	片側五〇以上	五〇〇匁以上	五枚又は十枚	用途により、片側三寸以内の耳毛を附することができ、織止めは原則として三本編み止めとする。
三六薄蕪	一九以上	"	"	三五以上	三〇〇匁以上	十枚	織止めは原則として三本編み止めとする。
五八蕪	二〇以上	二・八五	五・八	五〇以上	四八〇匁以上	"	織止めは原則として三本編み止めとする。
毛三六厚蕪	二一以上	三・〇	六・〇	一二以上	四五〇匁以上	"	織止めは原則として三本編み止めとする。

毛三六薄蕪 一九以上 " " " 三二〇匁以上

毛三七蕪 " " " " 三八〇匁以上

毛五八蕪 一八以上 二・八 五・八 一四以上 三〇〇匁以上

毛五三蕪 一七以上 二・六 五・五 一一以上 二五〇匁以上

毛四八蕪 " " " " 二二〇匁以上

三六農用蕪 二一以上 三・〇 六・〇 九〇以上 七〇〇匁以上

五八農用蕪 二〇以上 二・八五 五・八 八五以上 六〇〇匁以上

一、五八蕪及び五八農用蕪規格は、當分の間二尺八寸以上でも差支えない。
 二、蕪の幅が規格に該當しても、縦目数の少ないものは、その縦目数を表示すること。
 三、結束は、直径二分五厘以上の荷造繩で、縦二箇所を二廻り十分つよく括り、男結びとすること。

品名	等級	直径	尺間	大玉	中玉	小玉	備考
極細荷造繩	上並	二五厘	二五	貫尺	貫尺	貫尺	
細荷造繩	"	二五	二〇	貫尺	貫尺	貫尺	結束は、原則として

品名	等級	直徑	尺間	捲棒の長さ	一把の捲數	一束の把數	一束の長さ	備考
中荷造繩	〃	三〇—三三	一七	五	一、八〇〇	三	二	友繩(直徑四分以上)
太荷造繩	〃	三〇—三三	一六	五	一、五〇〇	三	二	繩は、直徑三分以上
細堅繩	〃	三〇—三三	一〇	五	九〇〇	三	二	繩(直徑四分以上)の繩
中堅繩	〃	三〇—三三	九	五	八〇〇	三	二	繩は、直徑三分以上
太堅繩	〃	三〇—三三	五	五	一、五〇〇	三	二	繩(直徑四分以上)の繩
極太堅繩	〃	三〇—三三	三	五	一、二〇〇	三	二	繩は、直徑三分以上

品名	等級	直徑	尺間	捲棒の長さ	一把の捲數	一束の把數	一束の長さ	備考
種細荷造繩	上並	一五	二二	二	五	一	〃	結束は、原則として友繩(直徑四分以上)の繩は、直徑三分以上の繩で二廻り横二箇所をつよく括ること。
細荷造繩	〃	二五	一八	二	四	一	〃	
中荷造繩	〃	三〇—三五	一八	二	四	一	〃	
太荷造繩	〃	三〇—三五	一四	二	三	一	〃	
極太荷造繩	〃	三〇—三五	八	二	三	一	〃	
細堅繩	〃	二〇—二五	三四	二	五	一	〃	
中堅繩	〃	三〇—三五	二九	二	四	一	〃	
太堅繩	〃	三〇—三五	二五	二	三	一	〃	
極太堅繩	〃	三〇—三五	二二	二	二	一	〃	

特殊規格品

品名	縦目	幅	長さ	耳組	口開	底折込	當繩	縫	針數	重量	備考
岩手、兵庫、福島及九州各縣宛の分	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	口開をつけなくともよい。
穀用吠	八以上	二・五	五・六	片側	二・〇	一・五	中荷造繩	極細	三片以上	〇・八以上	口開をつけなくともよい。

品名	縦目	幅	長さ	耳組	口開	底折込	當繩	縫	針數	重量	備考
富山、三重、滋賀、兵庫各縣宛の分	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	幅は當分の間でも二尺八寸以上
種用吠	三以上	二・八	六・〇	片側	二・〇	一・五	細荷造繩	極細	三片以上	〇・八以上	幅は當分の間でも二尺八寸以上

品名	塩目	幅	長さ	耳組	口開	底折込	當繩	縫	針數	重量	備考
石川縣宛の分	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	耳毛片側二寸以内をつけること。
礦石用	一五以上	二・一	四・〇	片側	二・〇	一・五	極細	細	三片以上	〇・八以上	耳毛片側二寸以内をつけること。

品名	縫目	尺幅	長サ	耳組	重量	備考
大片厚薙	一二以上	三・一五	六・五	四片以上	一〇〇〇匁以上	耳毛片側三寸織止は原則として三本編止めとする。
岩手、宮城、茨城、千葉、愛媛各縣宛の分	結束方法は三六厚薙に同じである。					
品名	縦目	幅	長サ	耳止	重量	備考
毛大幅薙	一二以上	三・〇	六・〇	一片以上	七〇〇匁以上	耳片側四寸織止は兩端及中央に二箇所以上とする。
結束方法は三六厚叀に同じである。						
品名	縦目	幅	長サ	耳止	重量	備考
毛八〇薙	一七以上	二・六	八・〇	一片以上	三五〇匁以上	耳片側四寸織止は兩端及中央二箇所以上とする。
結束方法は毛五八薙に同じである。						
新潟縣宛の分	玉繩					

品名	等級	直徑	尺間	捲数	捲の長さ	一束の長さ	備考
細三子繩	上並	三五	四	二八	二五寸	一五〇尺	當分の間に一束の長さを規格に適合せし捲数の長さを把の規格に適合し、の把数の規格に適合し、なくとも差支えない。
中三子繩	"	五〇	六	二五	一七五	一〇〇尺	
太三子繩	"	七〇	八	二〇	一〇〇	七〇〇尺	
極太三子繩	"	一〇〇	一〇	一六	一〇〇	七〇〇尺	
結束方法	一把毎に假縛を行い所定の把数を組合せ友繩（所定の捲数の中より戻して結束する。）又は直徑四分以上の繩で二廻り横二箇所を堅括し男結びとすること。						

結束方法は荷造繩及堅繩に同じである。

品名 等級 直徑 尺間 捲数 捲の長さ 一束の長さ 備考

細三子繩 上並 三五 四 二八 二五寸 一五〇尺 當分の間に一束の長さを規格に適合せし捲数の長さを把の規格に適合し、の把数の規格に適合し、なくとも差支えない。

中三子繩 " 五〇 六 二五 一七五 一〇〇尺

太三子繩 " 七〇 八 二〇 一〇〇 七〇〇尺

極太三子繩 " 一〇〇 一〇 一六 一〇〇 七〇〇尺

結束方法 一把毎に假縛を行い所定の把数を組合せ友繩（所定の捲数の中より戻して結束する。）又は直徑四分以上の繩で二廻り横二箇所を堅括し男結びとすること。

を次のように定め昭和二十三年一月一日からこれを施行する。

昭和二十二年十二月二十九日 農林大臣 波多野 鼎

品位	酸價	色澤	検査事項	格
一等	酸價二%以内	色澤優良なもの	一、たら油、すけそら油、さめ油	合格
二等	酸價四%以内	色澤良好なもの	合	合格
三等	酸價八%以内	色澤普通なもの		合格
外	酸價八%を超えるもの	色澤三等品に及ばないもの		不合格
外	酸價一五%を超えるもの	色澤三等品に及ばないもの		不合格

○農林省告示第九十五號

指定物資検査規則第二條の規定に基いてビタミン油以外の魚油、鯨油及び加工水産物の検査規格

一、にしん油

品位 酸價 色澤 検査事項 格

一等 酸價二%以内 色澤優良なもの 一、たら油、すけそら油、さめ油 合格

二等 酸價四%以内 色澤良好なもの 合 合格

三等 酸價八%以内 色澤普通なもの 合格

外 酸價八%を超えるもの 色澤三等品に及ばないもの 不合格

外 酸價一五%を超えるもの 色澤三等品に及ばないもの 不合格

三、いわし油及びその他の魚油

検査事項
 品位 酸價二%以内で酸價六%以内で色澤優良なもの 酸價一〇%以内で色澤普通なもの 酸價一〇%を超えるもので外 不合格
 荷造は、石油罐入のものは一罐の正味重量一六・五疋を標準とする。色澤三等品に及ばないもの 品質不良
 容器の重量は、一・二疋以内で、所定の罐蓋で密封し、太繩(徑四分)で縦一條十文字掛とする。
 どちらの罐入のものは、一罐の正味重量一八・一五疋を標準とする。
 容器は、腐蝕汚染又は凸凹の甚しくないものを用いる。
 二、鯨油検査規格

検査事項
 品位 酸價二%以内で酸價六%以内で色澤優良なもの 酸價一〇%以内で色澤普通なもの 酸價一〇%を超えるもので外 不合格
 荷造は、石油罐入のものは、一罐の正味重量一六・五疋を標準とする。色澤三等品に及ばないもの 品質不良
 容器の重量は、一・二疋以内で、所定の罐蓋で密封し、太繩(徑四分)で縦一條十文字掛とする。
 どちらの罐入のものは、一罐の正味重量一八・一五疋を標準とする。
 容器は、腐蝕汚染又は凸凹の甚しくないものを用いる。
 三、加工水産物検査規格
 一、魚介類乾製品
 (一)素干品(身欠にしん、骨付身欠にしん、棒たら、乾たら背、棒乾すけそうたら、乾かすべ、す
 るめ、乾わかさぎ、乾こうなご、ふかひれ、その他の素乾品)

検査事項
 品位 品質色澤形能良好 品位一等品に次ぐ 品位二等品に及ばないもの 品質不良のもの 不合格
 (二)煮乾品(煮乾いわし、煮乾こうなご、壓搾煮四乾魚、乾なまこ、乾ふじこ、乾えび、乾ほつき
 貝、ほたて貝柱、その他の煮乾品) 品位一等品に次ぐ 品位二等品に及ばないもの 品質不良のもの 不合格

検査事項
 品位 煮熟適當で品質色澤形能 品位一等品に次ぐ 品位二等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 態撰別良好なるもの
 (三)鹽乾品(開たら、鹽乾いわし、鹽乾あぢ、鹽乾かれい、鹽乾さばその他の鹽乾品) 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 鹽量適度で品質色澤形能 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 良好で脂肪分少いもの
 (四)凍乾品(みんたい、かんでんその他の凍乾品) 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格

検査事項
 品位 凍乾状態及び色澤形能香 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 氣良好と認めるもの
 (五)燻乾品(燻製さけ、燻製ます、燻製にしんその他の燻乾品) 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 品質色澤形能並に燻味良 品位一等品に及ばないもの 品質不良なもの 不合格
 好と認めるもの

二號食料
魚粉
(いわし食料魚粉)

三號食料
魚粉
(にしん・ほつけ食料魚粉)

四號食料
魚粉
(其他食料魚粉)

八、削節(かつを削節、そをだ削節、いわし削節、削粉末その他の削節製品)

原	程粉	成組	原	程粉	成組
いわし科魚類(にしんを除く)を原料としたもの	供試品の全部が通過するも	水分 10%未満 脂肪 20%未満 窒素 5%以上	にしん・ほつけを原料としたもの	供試品の全部が通過するも	水分 10%未満 脂肪 20%未満 窒素 5%以上
同	同	0.95%以上	同	同	0.95%以上
同上	同上	0.95%以上	同上	同上	0.95%以上
同上	同上	0.95%以上	同上	同上	0.95%以上
同上	同上	0.95%以上	同上	同上	0.95%以上

前記以外の魚類を原料としたもので規格は二號食料魚粉に準ずる。

一・二・三等品で煙酸防止を施したものは各脂肪含有量を各一%増とする

九、水産 佃煮

一〇、海藻乾製品(海藻加工品を含む)

一一、こんぶ乾製品(こんぶ加工品を含む)

一二、のり製品(すきのり、青のり、味付のり、焼のり、その他ののり製品)

品位	事項	検査項目	品位	事項	検査項目
一等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好	一等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好
二等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好	二等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好
三等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好	三等	品質色澤香味及び削製の状態良好で脂肪分少ないもの	品質色澤香味良好
不合格	品質不良なもの	品質不良なもの	不合格	品質不良なもの	品質不良なもの

一三、其の他の加工水産物（酢だこ、煮だこ、かつを生利節その他の加工水産物）

検査 事項 品位	品質色澤香氣形態良好	品位一等品に次ぐもの	品位二等品に及ばないもの	品質不良なもの
	等	二	三	等
	合格	合格	合格	不合格

備考

一、前各號の検査規格の具體的な標準は、別にこれを定める、

二、特別の事由により前各號の検査規格及び具體的な標準により難い場合は都道府縣知事は、農林大臣の承認を受けてこれと異なる定めをすることが出来る。

三、荷造は、嚴重な梱包を行い、包装に製造者住所氏名品名及び正味重量を明記すること。

第二 綜合 對 策

經濟緊急對策

(昭和二十二年六月十一日閣議決定)

國家財政は赤字をつづけ、重要企業も赤字になやみ、國民の家計もまた赤字に苦しんでいるのがわが國經濟の現状である。このような事態は決して永續しうるものではない。なぜかといえ、それは一方においては、國の經濟全體として再生産の規模を日一日と狭めて行くことを意味し、他方においては、悪質なインフレーションの進行を遂には避けられないものとするからである。

三月二十二日付のマツカーサー元帥の吉田前總理大臣あての書簡は、このような經濟の實情とその打開の方途とを早くも明瞭に指摘しているのであつて、われわれ日本國民はその先見の明に敬意を表するとともに、難局打開の重點が新奇な方策を案出することにあるよりはむしろ、たとえ古い古された政策であつてもそれを誠實果敢に實行面において貫き通す點にあることを

この際特に銘記するのである。

終戦以來すでに二年にちかい。しかしわれわれは敗戦の現實がもたらす諸々の辛苦からいまだ解放される時期にいたつてはいない。にもかかわらず希望を持ちうるのは、國民擧げての努力を通じてわれわれが歩一歩民主的な獨立國家への發展の途を前進していると確信するからである。いろいろな形での正常な國際關係への復歸の時期は次第に近づいてはいるが、かかる目標に到達するためには、最々限度の條件は、われわれ自身がこの際まず自力をもつて、經濟安定のために出來得る限りの施策を行うことにある。

そのことは具體的にいえば決してなまやさしいことではないだらう、長い眼でみてわれわれを救うものが、結局において今日における耐乏と協力とそして血と汗との勞働のほかにはないと十分に自覺しなければならぬ。しかし分配の公正化と不當な利得者の排除に一段の努力を拂い、まじめに働く者同志が今までよりはも

つともつと直接につながり合う態勢を生みだすことによつて、窮乏の生活もそれだけ堪えやすいものとするのがてきよう。

右のような考えを基本的な態度として、政府は當面の危機を乗切るために、次の八項目を重點とする総合對策を實行する。そのおのおのについて、さらに具體的な展開は逐一公けにして、そのつど國民諸君の協力を求めたい。

第一 國民生活、特に國民の勤勞の基礎である食糧を確保することがすべての根本であるから、これ以上の遅配をくい止め、横流れを絶滅するためあらゆる努力を盡す。

一、主要食糧の供出制度を根本的に改め、民主的な組織を通じて肥料その他の生産資材を作付面積、地力などに應じて先割當し、これに對應する生産計畫量を概定し、これを基として供出割當を行うようにする。

二、新麥、新ばれいしよの政府買上價格を改訂物價水準に合せて改正し、また供出報償物資のり

ンク制の内容を改善する。

三、供出を完納した農民が緣故のある都會住民に公正な徑路によつて一定數量の主食を送ることができるような途をひらく。

四、主食の中心が當分米以外のものとなることは避けがたいので食生活の改善、特にたん白資源の確保に重點をおき、鮮魚介の統制を確實に實行するとともに加工水産物にもその適用範圍を擴大する。なおその他の副食品、調味料の増配を合せ實行する。

五、消費都市の野菜類確保のために特産地の復活を助成してこれを消費都市に計畫的に結びつけまた都會地の家庭菜園による自給を一層徹底させる。

八、勞務加配の運用は勤勞の實情に合うよう合理化するが、その基準量は變えない。

七、全國にわたつて正常な配給品によらない料理店、飲食店などの營業をやめさせる。

八、當面の食糧危機を救い得るか否かは農民の自

覺による供出いかんにかかつているので政府はその一層の努力を期待するとともにこれを妨げるものに對しては、斷固たる態度をもつて臨む。

九、水産の増加をはかるため、漁業の科學化、漁場の擴張、資材の重點的確保につとめる。

十、以上の國內施策の完遂を前提として政府は食糧輸入の懇請に全力をかたむける。

第二 食糧の確保、物價の安定その他すべての經濟安定施策のかなである物資の流通秩序を確立する。

一、基礎的な生産資材、重要生活物資、主要食糧など徹底的な統制を必要とする重要物資は、公團方式によつて配給を確保する。

二、統制の必要が右に次ぐ物資については現在の割當符制を繼續または新たに適用するものとし、割當物資の流れを最後までつかんでその徑路と使用実績を明かにするように切符制度の運用に改善を加える。

三、割當の制度は實績主義、能力主義を排し、能

率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助成するように改める。

四、隱匿物資の摘發活用を強力に推進する。

五、取締の重點を經濟行政の監査と大口の經濟違反行為やヤミブローカーの摘發におく。

六、輸送統制を強化してヤミ物資の移動を抑壓する。

第三 これまでの經濟の推移の結果、現行公定價格がまじめな産業企業の活動をいちじるしく妨げている現状にあるので、この際、賃金、物價を全面的に改訂して、その維持安定をはかる。

一、公定價格の全般に互つて速かに、且總合的に之を改訂調整し、この新價格體系を堅持する。

二、價格の決定は原則として原價主義によるが、利潤、原價償却などの原價要素、算定に付ては各産業の特性に應じて適當な調整を加える。

主要農産物の價格は、農業生産に關係ある鑛工業製品の價格との間の均衡を基礎としてこれを定める。

三、赤字補償や價格調整補給金は、原則としてこれを廢止し、經濟の總合的觀點から特に必要とされる場合に限つてこれを認める。

四、價格改訂によつて生ずる差益はこれを國庫に徴收する。

五、價格公定の實益の乏しい雜品は、物價統制の對象から除き品目を整理する。

六、資金と物價との關係については、公定價格による正規配給量の増加に重點をおき、これによつて實質資金の充實、貨幣資金の維持をはかり實質的にその安定をもたらすことを主眼とし、形式的な資金停止や統制の措置は行わない。

七、貨幣資金は、右の趣旨にもとづいて改訂されるべき公定價格と消費財の正規配給量とを同時に考慮しながら定めるのを原則とする。

第四 通貨面からのインフレーション促進の要因を除去するために財政金融の健全化をはかる。

一、財政は國民經濟全般の圓滑な運行をはかり、再建に最も効果のあるように運用することを主

眼とし健全財政主義を堅持する。

二、歳出の節約繰延をはかるために實行豫算を編成する。

三、止むをえない歳出の増加は、極力現行税制の適切な運用によつて補うが、事情によつては増税を考慮する。

四、徵税機關の擴充や税源補そく方法の改善を行い、インフレーションやヤミによる不當な利得に對する課税を強化する。

五、事業特別會計については、獨立採算制の本旨を徹底する。

六、豫算實行上の監査を勵行する。

七、融資統制を繼續強化し、赤字金融は嚴にこれを抑制する、ただし、重要産業に必要な資金はこれを確保する。

八、通貨發行審議會の機能を活用し、國庫收支と産業資金の適時調整を實施して、通貨發行量の合理的規正に資する。

九、貯蓄増強運動をひきつづき強力に展開する。

第五 經濟回復の根本は生産の増強と生産能率の向上である。政府は重點生産の繼續と企業經營の健全化を中心としてその實現をはかる。

一、石炭を中軸とする基礎生産財の増産、海陸輸送力の充實に對する重點主義を繼續する。

二、經濟復興會議と緊密に連絡して合理的な産業別整備計畫を確立實施し、生産能率の最大限の上昇をはかる。右に關連して、産業再建に明確な指針を與えるため、長期經濟計畫を策定する。

三、科學技術を結集し、その協力のもとに國內資源の徹底的な開發活用を行う。

四、はなはだしく過剰な從業者を抱えている企業については、その合理的な配置轉換を促進して企業經營の健全化に資する。政府事業においても、率先して右の措置を講ずる。

第六 勤勞者の自覺による勤勞能率の向上こそ生産増強の原動力であるから、政府は乏しい國力をさいても、勤勞者の生活と雇用の確保に必要な手段をとる。

一、政府は勞務用物資の確保や勤勞者住宅の整備につとめる。

二、經濟復興會議を中心とする經營者と勤勞者の積極的な協力に期待して能率賃金制の擴大、職場規律の確立などに努める。

三、輸出産業の振興など生産的な雇用機會の造出擴大に畫期的な努力を傾注するとともに、公共事業の實施によつて、できるだけ失業者の吸収をはかる。

四、職業紹介機關の效率的な運営と職業輔導施設の擴充によつて、失業者特に引揚者の就職を促進する。

五、失業者の生活安定のため、失業手當ないしは失業保險の制度をすみやかに設ける。

第七 食糧や再建のため必要な基礎資材の輸入をまかない、ひいては東洋諸國の復興にできるだけ寄與するために國內消費の一時的壓縮を忍んでも輸出の振興に力を注ぐ。

一、國內資源がいちじるしく不足する現状に照し

加工貿易方式の擴充につとめるものとし合理的な輸出計畫を設定する。

二、輸出品、その原材料、包装資材は、物資需給計畫に特掲してその確保に努め、その内地消費への流出を防止する。

三、米國向輸出を増加することにつとめるほか、東亞諸地域との貿易の擴大をはかる。

四、貿易の再開に備え、貿易關係者の創意にもとづいた活發な活動を伸張させるように經濟制度の全般を通じて必要な改善を行う。

第八 以上の諸施策の實效をあげるために、あわせて次の措置を講ずる。

一、經濟再建と國民生活確保の基本になる産業について、私企業がその本來の性質上過度の危険をおそれその他の理由によつて期待された成績を挙げえない場合には、その企業に對して必要な管理を實施する。管理の體制は、政府が企業經營に關して直接に責任がとれるようなものにする。管理の實施に當つては、現在の從業者の

技能と地位を尊重し、その創意と經驗を活用する。

二、勤勞者で組織する生産組合的な企業形態を制度化してその助成に努めるとともに、協同組合制度を眞に中小企業共同施設を中心とするものに改める。

流通秩序確立對策要綱

(昭和二十二年七月二十八日
閣議 決 定)

目的

生産及び輸出を計畫的に増強し、また實質賃金の充實を通じて貨幣賃金の高騰を抑制し、もつて經濟安定をもたらす最も重要な因子となるものは、効果的な配給統制と闇市場の撲滅であり、これに成功するかどうか、今般の經濟緊急對策の成否を決定する。政府は、經濟緊急對策において、流通秩序確立のための方策の大綱を示したが、この際いまままでの政策をも改めて

檢討を積極消極の両面にわたつて、凡そこの目的達成のために有効とみとめられるあらゆる對策を實行し、急速にその成果をあげようとするものである。

方針

(一) 流通秩序の混亂は、經濟のあらゆる分野における不合理の總合的な表現である。従つてこれを改善する對策は、生産、配給、輸送、消費、財政、價格など、あらゆる分野から總合的に實施する。

(二) 對策は、全國的規模の下に、中央政府、地方自治體、警察、實業界、労働組合、消費者團體などが一致結束し、全國民の積極的な支持を背景として實施する。

(三) 對策の實施にあつては、第一段階として、物價及び家計の安定に最も重要であり、かつ最も急速顯著に改善できるような品目に重點を集中するものとし、特につぎの品目に關する緊急對策は、概ね三十日以内に効果をあげ

ることを目途とするが、制度の改正のように多少時日を要する施策や、その他の重要物資に對する對策も、第二段階として、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間に効果をあげるように體制をととのえる。

(1) 食糧

(イ) 主食

(ロ) 蔬菜

(ハ) 鮮魚介

(ニ) 主要調味料及び主要加工食品

(2) 消費財

(イ) 家庭用燃料

(ロ) 衣料品、靴及び地下足袋

(ハ) 石鹼その他の主要家庭必需品

(3) 生産資材

(イ) 石炭

(ロ) 鐵鋼

(ハ) 肥料及び農機具

(ニ) 纖維資源

實施要領

第一、統制方法の改善

一、公團制度の改善と強化

- (1) 公團の業務活動を活潑ならしめるために、次のようにその運用を改善する。
 - (イ) 公團の運轉資金の調達を円滑にするために、融資統制の運用に際して、復興金融庫債券の市中消化等を積極的

- (ホ) ゴム及び皮革
- (ト) 建築用資材

- (イ) 木材
- (ロ) セメント

- (四) 取締りの対象としては、大規模乃至は常習的な闇業者に最大の重点をおく。
- (五) 流通秩序確立のための統制方式は、あくまで當面の窮乏經濟を切り抜けるために必要な限度において採用するものであつて、これをもつて恒久的な制度とするものでないことは勿論である。

に促進するような方法を講ずる。

- (ロ) 公團は、一時的な形においてのみ固定設備を使用することを許され、自からその所有権を取得することはできないのを原則とする。然し、保管設備、輸送設備など、業務遂行にどうしても必要なものが、一時的な形では利用できないという場合には、夫々の公團の主務官廳が自からこれらの固定設備を取得して、これを公團に利用させることができる。

- (ハ) 需要者が多数ある品目については、配給業務を円滑にするため、販賣業者の一部に特別の許可を與えて、公團の代行販賣人として活動させる。
- (ニ) 末端配給を円滑にするために、中小企業や消費者の組織する法令によつて認められた協同組合を、販賣業者とならんで活用する。

- (ホ) 公團の取扱品目の生産遂行に必要な副資材で、その取得のために他の方法

がない場合には、公團は、經濟安定本部の承認を受けて、これらの副資材の確保について生産業者を援助する方法をとることができる。

- (2) 公團の運営を民主的にするため、各公團が、代表的な生産業者、消費者及び専門家を招請し、その業務實施に關する助言や、情報や、批判をきくようにする。

- (3) 公團にも、取扱品目の販賣業者に對する監督を行わせるとともに、不正な販賣業者の保有品に對する強制買上の責任を負わせる。

- (4) 徹底した配給統制を必要とする基礎的な生産資材、重要生活物資及び主要食糧については公團を増設する。次の品目については、直ちに公團を設ける。

- (イ) 食品

- (ロ) 油糧

- (ハ) 酒類

- (5) 公團の業務運営に對する監督の適切を期するために必要があるときは、主務大臣はその監督権の一部を地方行政官廳に委譲することができるようにする。

二、公團以外の政府配給機關

公團以外の政府配給機關の運営についてもその民主化及び改善をはかる。

三、割當切符制度の改善

- (1) 割當切符制度の適用に當つては、各品目の實情に應じて具體的に考慮し、劃一的な運用をさけるものとする。この意味から、農林水産物、屑などの蒐荷については、割當切符制度は適用しないことに改める。

- (2) 割當切符制度の實施を円滑にするため指定生産資材についても、指定配給物資と同様に、生産業者及び販賣業者の登録

制度を新設し、その兩者について、つぎのような運用をする。

(イ) 經濟安定本部の定める審査基準に合致する資格、能力をそなえた者は、誰でも登録を受けることができるのを原則とするが、生産業者及び消費財の販賣業者については、原材料又は取扱品の供給量からみて、特に多きに過ぎる場合には、政府は、一定の基準に従い、登録を拒むことができる。

また消費財の販賣業者については、購入者の選擇によつて登録する途を開く。

(ロ) 登録を受けていない者には生産用資材の割當も與えず、又統制品目を取扱うことも認めない。

(ハ) 登録を受けた者が、不正な行爲をした場合、誠實に業務を行わない場合、及び業務成績が甚だしく不良で、原材料

料の割當がきわめて不能な結果となり又は取扱品目を配給することが適當でないと認められる場合には、政府は、一定の基準に従い、登録を取消すことができる。

(3) 多數の小口の需要者に對しては、共同申請、共同割當の制度を例外として認める。但しこの場合、この措置によつて、取引を制限するような協定が行なわれたり、割當が不當に行なわれたりするような弊を生ぜしめないよう留意する。

(4) 割當方法を改善するため次のような方法を講ずる。

(イ) 科學的な能率判定基準を作成して、これを割當量決定の基礎資料とする。この場合、手持資材の活用を重視する。

(ロ) 次期の割當に際しては、割當證明書の還流狀況を特に考慮に入れるとともに、生産業者については、割當資材と、

それによつて生産された製品の實績とを常に照合することに努める。このため、その照合に役立つような生産實績報告を確實に行なはせるための制度を設けるとともに生産や出荷を確實に行なわない場合には次期の割當を停止又は削減するなどの措置を講ずる。

(ハ) 手持資材の狀況、生産の實情など割當の基礎資料を政府ができるだけ詳細に知ることができるよう、適當な産業團體等に、政府に對して協力させる。

(ニ) 主要食糧の總合切符制を改善するとともに、衣料品について、速かに總合切符制を実施するほか、日用品、家庭燃料等の生活物資の割當についても、新たに、類別毎に總合切符制を採用するよう研究する。

(ホ) 酒造用米、味噌醬油用大豆など、指定供給物資を原材料用として割當てる

場合には、指定生産資材の割當に準ずる方法を加味する。

四、リンク制度の計畫化

(1) 重要物資の生産を刺戟し、その公正かつ確實な出荷、輸送を促進するため、總合的なリンク制を計畫的に實施する。このため、生活物資の總合的な需給計畫を策定する。

(2) 差當りのリンク制度適用の重點を次のものとする。

(イ) 坑内夫に對する一定の食糧及びその他の消費物資

(ロ) 漁業者に對する重油、魚網、網などの漁業用資材及び食糧

(ハ) 農民の食糧の生産及び供出に對する消費物資及び肥料など。

(ニ) 重要物資のトラック輸送に對するガソリン、タイヤ。

五、不急不要品の製造販賣の制限の強化

(1) 製造販賣の制限の外に使用の制限、禁止をも行う。

(2) 対象となる品目を追加する。

(3) 仕掛り品その他現在の制度で取締りのできない不備の點を改正する。

第二關取引の撲滅

一、取締の重點主義の採用

(1) 物的対象は、方針において述べたように、第一段階から第二段階にわたつて逐次擴大していくが、その重點は、前に掲げたものの外、次のものに集中する。

(イ) 配給統制の対象となつてゐる生産資材及び消費材

(ロ) 製造、販賣、使用を禁止されてゐるもの

(ハ) 輸出入物資

(ニ) 進駐軍需要に基づいて調達される物資
(2) 人的対象は、次のものに重點をおき、内地人も第三國人も平等に取締る。

(イ) 生産者からの横流れ

(ロ) 大口及び職業化した闇販賣業者、闇ブローカー等

(ハ) 配給統制機關

(ニ) 前に重點品目として掲げた食糧、消費材、生産資材及び建築資材については、たとえ少量ではあつても公然と統制に違反して販賣する小賣店、露店等

二、官廳、公共團體等の闇行為の絶対禁止
(1) 政府機關又はこれに準ずるものが、自から闇購入をし、又は資材の闇價格を基礎とした工事請負契約をすることを絶対に禁止する。

これによつて事業の縮少乃至遅延が生ずることがあつてもあえて忍ぶものとする。

(2) 豫算支出の監査を嚴重に行なう。

三、輸送の統制と取締の強化

(1) 主要生産資材及び消費財については、過渡期の混亂を起さないように十分注意しつ

つ、鐵道、汽船、機帆及び敷府縣にわたる

トラック輸送については輸送證明制度による統制を実施するものとし、官廳又は公團の發行した正式の輸送證明書がなければ輸送を受付けず、輸送證明書なくして輸送したものは發見次第これを嚴重に處斷する方法を講ずる。なお同一府縣内のトラック輸送については、荷主、荷受人、貨物の明細などを明かにした貨物輸送票を必ず携行させ輸送の内容をつかむことができるようにする。

(2) 鐵道輸送については、更に生産地、消費地の主要驛における取締を強化して闇ブローカーの活動をおさえる。

(3) 水上輸送については、港内における積卸の際の臨検査を勵行するとともに、水上保安機關を整備して密航船の摘發に努める。

(4) 道路輸送については生産地と消費地を結ぶ路線の樞要地點に檢問所を設け、間隙の

ないよう取締を行なう。

(5) 旅客列車内又は檢問所において行なう取締りに當つては不當に國民の人格を傷けるような行きすぎのないように留意させる。

四、公定價格表示の勵行

(1) 販賣店舗における公定價格表示の制度を勵行させる。

(2) 末端配給において、品質等級をいつはり又は虚偽の公定價格表示をすることを防ぐため、できるだけ生産者の手許で、印刷又は證紙貼附などの方法であらかじめ製品に公定價格を表示させるようにする。

五、闇の出所の閉塞

(1) 企業が統制物資であるその生産品又は生産のための原材料を、従業員に現物給與することは、弊害のないと認められる特殊な場合の外は、絶対に禁止する。

(2) 企業相互間における統制物資のバーターは、特別の事情ある場合の外は、全面的に

禁止する。

(3) 企業の自家消費分についても、右に準じて取締る。

(4) 潜在物資を系統的組織的に追究し、任意供出又は強制買上の方法によつて産業復興公園に一括集荷し、適正な用途に配給する。このため、従來の機構を一新する。

六、處罰の強化

(1) 總合的取締によつて、事前に違反を防止することが闢撲滅の正道であるが、特に常習的な違反者に對しては、嚴罰をもつてのぞむ。

(2) 沒收に關する各種の規定を改正して違反事件にかゝる物資の沒收を廣汎に行なう。

第三、闢建築の排除

(1) 現在の建築制限措置の不備な點を改正するとともに、その取締を勵行する。

(2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に對する標準價格を設け、正當の理由なく

して高價な建築費を要求する者に對しては、これを暴利として取締る。

第四 取締體制の整備

(1) 經濟安定本部の中央地方の監査機構を活用し、經濟行政の監査に全力を盡させる。特に官公吏の腐敗に對しては徹底的に究明して、經濟安定本部から主務廳に通告して適宜の處分を行なうようにする。

(2) 經濟巡察官及び經濟監視官は、行政警察上の臨檢、検査の權限を持つようにする。

(3) 經濟統制の行政方針と、經濟違反に對する取締方針とが表裏一體となるように、經濟安定本部と檢察當局との連絡を緊密にする。

(4) 闢取引に對する全国各地の取締が、その重點や寬嚴の度を區々ならしめることのないように、計畫的組織的に取締る。

第五 國民運動の展開

一、流通秩序の確立は、全國民が一齊に協力し

て立ち上らなければその成功をみることは困難である。政府は、次の方法により、活潑な國民運動が展開されることを期待し、要望し、かつ支援する。

(1) まじめな産業人の團體、労働組合、農民組合、文化團體等が中核となつて、相互に闢の撲滅を助け合ひ、かつ監視し合うこと。

(2) 消費者が、健全な生活協同組合組織を發達させ團結して、國家の統制秩序の下に、自から正しい配給に積極的に参加すること。

二、政府は、國民が、正しい配給方法と正しい價格を常に知ることができるよう、中央地方のあらゆる機關とあらゆる方法とを使つてできるだけの宣傳啓發を実施する。

リンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱

(昭和二十二年九月十八日)
閣議 決定 (定)

流通秩序確立對策要綱に基く、重要物資の生産を刺戟しその公正な出荷、輸送を促進するためのリンク制の擴大は指定配給物資及び指定生産資材の總合的な需給計畫に従い勞務用物資の割當及び配給に關する基本方策及び基本計畫に即し概ねつぎの要領によりできるだけ總合的且つ計畫的にこれを行う。

一、リンク物資及びリンク物資の配當を受ける者の範圍

(一) リンク物資の種類は、リンク物資の配當を受ける者が作業及び生活上必要とする指定配給物資及び指定生産資材中からリンク制の目的達成上効果があると認められるものにつき食糧、作業用品、生産資材、嗜好品又はその他の物資の中から選定し、且つ必要ある程度に止める。

(二) リンク制の適用は、産業の復興及び民生の安定上最も重要且つ基礎的な産業であつて、生産、供出、輸送について國家計畫の樹てら

れているものに従事する者について、これを行うこととし、差當りつぎの者につき重點を置いて速かに實施する。

- (イ) 米、麥、いも類、雜穀の供出をする生産者につき作業用品、生産資材、嗜好品など
- (ロ) 炭鑛における坑内夫、坑外夫及びその家族につき嗜好品、作業用品、食糧など
- (ハ) 鮮魚介の出荷をする漁業者につき生産資材、食糧、嗜好品、作業用品など。
- (ニ) 薪炭の供出をする生産者につき食糧、作業用品、嗜好品など。
- (ホ) 蔬菜の供出をする生産者につき食糧、生産資材、嗜好品、作業用品など。
- (ヘ) 經濟安定本部總裁の定める重要物資を輸送するトラック運送業者につき輸送用資材など。

右の外必要に應じてリンク制を適用する範圍を擴大する。

(三) リンク物資の數量は、リンク物資の需給計

畫上リンク物資の配當を受ける者の従事する業種に對する配當量の範圍内においてリンク物資の配當を受ける者の従事する業種及びリンク物資の性質に應じて、できるだけリンク制の目的達成上効果があると認められ且つ實施可能な程度において定めるも概ね生産資材及び作業用品については原則として全部又は大部分を食糧は、その勞務加配量の一部又は相當部分を嗜好品については原則として全部を、その他の物資については、適宜これを充てることを目途とする。

(四) 隠退藏物資で利用し得るものは、これを優先的にリンク物資として利用するものとする。

二、リンク物資の割當

(一) リンク物資は、原則として各リンク物資の配當を受ける者について、豫め時期及び比率等を考慮して定める一定の標準に従い生産、供出又は輸送の量にリンクしてこれを割當て

ることとしその需給計畫上の供給力の關係上リンク物資の配當を受ける者全部に亘りこれを割り當てること困難な物資については、適當な範圍内において點數制の採用又はリンク物資間の代替割當をすることを考慮する。

(二) リンク物資の割當に當つては、リンク物資の配當を受ける者の生産、供出又は輸送すべき責任量ができるだけ科學的に決定しその責任遂行の度合にリンクして割當量を加減するものとする。

右責任數量は原則としてリンク物資の配當を受ける者が生産、供出又は輸送する物資の數量について、リンク物資の配當を受ける者の個人につきこれを定めるも個人別に定めることが困難なものは工場、事業場又は作業集團ごとにこれを定めることがあるものとする。

(三) リンク物資の割當計畫及割當の標準は、リンク物資の配當を受ける者の従事する業種に

つき一定期間ごとに、經濟安定本部總裁がこれを定めこれに基いて各リンク物資の配給に關し權限がある主務大臣がこれを実施する。

前項の主務大臣は、その實施に當り、リンク物資の配當を受ける者の従事する業種の生産、供出又は輸送に關して權限がある行政廳が生産、供出又は輸送に關して權限がある行政廳に對してリンク物資の配當を要請することによりこれを行うものとする。

右の要請は、リンク物資の配當を受ける者の従事する業種の生産、供出又は輸送に關して權限がある行政廳が生産、供出又は輸送の成績を確認した書類によりリンク物資の配給に關して權限がある行政廳に對してリンク物資の割當を要請することによりこれを行うものとする。

(四) リンク物資の割當は、指定配給物資配給手續規程及び指定生産資材割當手續規程に基づいて原則としてリンク物資別に各リンク物資

の配當を受ける者ごとに配給割當公文書によりこれを行う。

(五) リンク物資の割當計畫(數量、時期及び比率)はリンク物資の配當を受ける者の従事する業種の生産供出又は輸送計畫と共に公表するものとする。

三、リンク物資の配給、備蓄及び輸送

(一) リンク物資の配給は、指定配給物資配給手續規程及び指定生産資材割當手續規程に基く當該物資の配給に関する法規によりこれを行う。

(二) 特にリンク物資の計畫的にして確實な配給を実施するためその必要な數量を備蓄輸送することに努めるものとし、その機關としてリンク物資につき特定の政府機關がないものについては差當り必要に応じて産業復興公園を活用するものとしこれがため必要な機構の整備及び融資等の途を速かに講ずる。

(三) リンク物資の配給に關し權限のある主務大

臣はその配給を計畫的に實施するため必要に應じ生産者又は販賣業者に對し、讓渡の制限又は出荷の命令をするものとする。

(四) リンク物資の輸送については特に適期圓滑な輸送を行うため必要な措置を講ずる。

四、リンク制實施の推進及び監査

(一) リンク制に關する計畫の確實且つ圓滑な遂行を圖るため經濟安定本部に部内關係局の外關係廳、關係團體の代表者及び學識經驗者から成る推進委員會を設ける。

(二) リンク制に關する計畫の實施狀況を絶えず監査するため特別の措置を講ずる。

備考

一、本措置は、昭和二十二年産米及び甘藷の供出に關するものから實施するも他のものについてもできるだけ速かにこれを實施する。

二、生産企業について、できるだけ科學的な能率判定基準を作成し、資材の割當と生産品の實績とを常に照合することに努め、生産品の

生産又は出荷にリンクして次期における資材の割當を停止又は削減するなどの一般的措置については別途措置するものとする。

リンク制實施推進委員會

設置要領

(昭和二十二年九月二十九日
次官會議決定)

リンク制の擴大及び計畫化に關する措置要領に基きリンク制に關する計畫の確實且つ圓滑な遂行を圖るため經濟安定本部にリンク制實施推進委員會(以下單に委員會という)を設置する。

一、構成

(一) 委員會は、委員長一名、副委員長一名、主査委員一名、委員及び幹事若干名を以て構成することとし、委員長は經濟安定本部總務長官を以てこれにあて副委員長、委員及び幹事

は關係局長、各省關係局課長及び各關係團體の役員、學識經驗者中から、これを任命又は委嘱する。

(二) 委員會に總會のほか、差し當り農産、石炭、薪炭、蔬菜及び輸送の各部會を置き、主査委員を以て部會長にあてる。

二、機能

(一) 委員會において取扱う事項は概ね次の通りとする。

(イ) リンク物資の配給計畫實施の推進に關する事項

(ロ) リンク物資の備蓄計畫實施の推進に關する事項

(ハ) リンク物資の輸送の圓滑なる實施の推進に關する事項

(ニ) リンク物資の生産の確保に關する事項

(ホ) リンク配給實施狀況についての報告の取纏めに關する事項

(ヘ) 前各號のほか、リンク制實施に關する推

二、部會の構成は、前項の委員又は幹事のうちから委員長又は主査委員が必要に応じて定めるものとする。

第三 食糧關係

一
食
糧
一
般

經濟緊急對策に基づく食糧緊急對策

(昭和二十二年七月一日
閣議決定)

當面の危機をのりきるためさきに發表した經濟緊急對策の根本は、國民生活特に國民の勤勞の基礎である食糧を確保することにあるが、二十一年産米の供出は、その全国的な完遂を見るに至つていないし、二十二年産の麥及び馬鈴薯の收穫は、必ずしも良好でなく、食糧の輸入もまた決して樂觀を許さない情勢であつて、今後の食糧需給は主食配給量の節減をも考慮しなければならぬほど實に切迫した事情の下にある。

この事態に鑑み、政府はさきに新麥及び新馬鈴薯の政府買上價格の改正を改訂物價水準にあわせて決定し、勞務加配についても既に、勤勞を重視して基準を特に維持しながらその合理的な壓縮を一應實施したが、今般つぎのような諸施策を總合して速かに且つ確實に實施することとする。

政府は、農村と都市との協力の下に國民の自主的な努力を期待し、この施策に今後更に各種の對策をあわせ講じて食糧事情が最も悪いと豫想せられる消費都市の市民及び勤勞者の食糧をできるだけ實質的に確保し、分配の公正化を格段に徹底して、國民が窮乏に堪えて、且つ希望ある將來の發展を前進するための生産活動に支障ないようあらゆる努力をつくすものとする。

第一 麥及び馬鈴薯の供出集荷を早適期に確實に行い本米穀年度内にできるだけ大量を消費するようにする。

一 肥料のリンク配給の方法を供出の促進とその完遂とに役立つように改善する。これがために原則として割當の九〇パーセントの供出をした場合に一般基準量の配給をすることとする。一方供出を完遂した者に對しては、供出數量に應じ特に厚く配給量を増加する。

二 酒五萬石、煙草一五〇〇萬本、塩一五、〇〇〇噸、綿布三〇〇萬ヤード、地下足袋三〇萬

足、作業衣二五萬着を含む纖維雜貨約二〇〇萬點を供出に對し報奨として特配する。

三 報奨物資は、物資の種類により早期供出力と供出完了分とに區別して供出完遂及び早適期集荷と報奨との目的に適合せしめる。

四 報奨物資は必要により政府の買上を行う外配分を適切にして敏速確實に配給する。

五 麥の脱穀調整用資材を適期に必要量を確保するため萬全の措置をする。

第二 農村の食糧弾力性を公正な経路によつて都會地に移し流して食糧の需給逼迫を緩和すると共に資するため縁故米制度を創設し臨時短期間特別な米の移動を容認する途をひらく。

一 送付の條件

二十一年産米の供出割當數量の一〇パーセントを完納した農家が、つぎに掲げる條件に該當する宛先に對し米を贈與する場合に限る。

二 宛先の條件

食糧事情が最も悪いと豫想せられる京濱地區、京阪神地區、中京地區及び北九州地區の主要都市に居所を有し且つ送出農家の縁故先である住民を宛先とする場合に限る。

右の主要都市は、別に明かにする。

三 送付の期間
送付のできる期間は、七月十日より八月三十一日までとする。

四 輸送の方法
つぎの輸送方法に限ることとし送付農家の選擇に委せる。

(一) 書留小包使 重量四キログラム以内

(二) 小口扱貨物 重量三〇キログラム以内

五 送付の手續

(一) 送付農家は、輸送の方法に適するよう送付米を堅固に包装し、これを所屬の農業會に持参する。

その宛先は、當該受領者の屬する食糧營團配給所氣付氏名として記載することを要す

る。

(一) 當該農業會は、送出と宛先の條件に適合することを確認した上その證票を添付し郵便局又は最寄驛に託送する。

(二) 特に鐵道小口扱貨物の場合は適宜この種荷物の集散所を設け一定期間、ことに宛先方面別に整理の上仲繼輸送する方途を講ずる。

六 受配の手續

(一) 食糧營團配給所は、現品が到着したとき直ちにその旨を當該受領者に通知する。

(二) 受領者は、右食糧營團配給所に米穀配給通帳を提示し荷物を開封秤量の上本制度の許容期間を通じ一人當り一〇キログラムの範圍内で受領數量の記入を受け現品を受領する。

内容物が米以外の主食であつた場合は、正規の手續によつて押收せられる。

(三) 右の受領數量が、受領當時に當該世帯

に對し配給を必要とする數量を超える場合は、その超過部分について一般配給を停止せられる。

七 政府米による立替輸送

輸送の簡易化を圖るため、政府米の手持状況など縣の主食事項により可能な場合に、食糧事務所において立替輸送の方法を講ずることとしこの場合の諸手續は別に速かに決定する。

八 手數料の徴收

受領者は、荷渡しその他配給事務處理費用として現品を受領するとき別に定める手數料を當該食糧營團配給所に支拂う。

九 その他

(一) 食糧管理法關係法規を改正すると共に郵便、運輸關係告示などに所要の措置を講じこの制度による實行を適法ならしめる。

(二) なお縁故米の送出は、送出農家が、自家保有米の一部を割いて縁故先に贈與するの

であるから、これに伴つて農家配給の増加又は農家配給の開始時期の繰上げなどによる補填は、いかなる形においても行はないこととしその旨を周知徹底させる。

第三 食糧の配給操作が、今後特に敏速且つ合理的に行はれることを要するから、輸入食糧の殺到と麥及び馬鈴薯の出荷との調整を圖り、その輸送及び加工を最も計畫的且つ能率的に行う。

一 中央及び主要輸入港所在地において夫々輸送關係機關より成る協力機構を整備し海陸一體となり計畫的且つ機動的に輸送力を確保する。

二 中央協力機構は、できるだけ早期に港別、船別に輸送機關別、仕向先別の輸送計畫を決定し出先協力機構をして計畫輸送を遂行させる。

又特に横濱については、機構を強化して關係機關の責任擔當者を常駐せしめ、極力その責任において敏速に仕向先の決定、配車及び配

給の實施をすることができるようにする。

三 機帆船輸送については、食糧管理局のチャーター船制を擴大強化しこれに必要な重油を確保する。

四 内麥について特に早期加工を徹底するため、生産者の庭先から直接製粉、精麥工場へ搬入することを勵行しこれに要する小運送用飼料を麥類加工の際生ずる副産物から優先確保する。

五 麥類及び玉蜀黍については、眞にやむを得ない場合の外は必ず加工の上配給して國民食生活の合理的な確保に努める。

六 各種製粉設備を最高度に利用できるように必要な資材を速かに確保する。

第四 主食の運配をできる限りくいとめることに全力を傾注するが、配分の公平を期し消費地域間における運配の平均化を行い生産者、消費者間の消費の公平化をはかる。

一 輸入食糧その他政府操作食糧の放出拂下げ

を適切にして消費地における配給の公平化を計画的に行う。

二 情況に應じて農家に對しても特別措置を行い都市及び農村の乏しきを分かちあう體制を整える。

三 配給の公平化のため行う中央の措置については、都道府縣知事の格段の協力により確實な實施を期する。

第五 消費大都市においては、當面の主食の超配を回復することが困難な上に主食内容に變化がある事態に對處して、鮮魚介の配給を資材の確保などの措置を講じて更に確實に勵行する外重點的に加工水産物、蔬菜、味噌、醬油及び塩の現在における實行配給量を増加し且つ國產罐詰の放出を行い配給食糧總體としての栄養量を保持することに努め、これを契機として將來における合理的な食糧構成による總合栄養配給に備える。

又今後當分の間は、粉食化を必然とする傾向に

對應して加工調整の合理化を普及徹底する措置を講ずる

増配する食品は、主食の配給狀況に照應して機動的にこれを配給する。

増配後の配給量の目標は、概ね、つぎのような基準とする。

一 鮮魚介

七月から十月まで三日に一人當り

京濱地區 中京地區及び京阪神地區 三五匁

二 加工水産物

七月から十月まで一ヶ月一人當り

京濱地區 中京地區及び京阪神地區 九〇匁

(鮮魚採算二七〇匁)
農村を含むその他の地域 三〇匁

三 蔬菜

京濱地區、中京地區、京阪神地區

北九州地區及び廣島、吳兩市

七月は三ヶ日に一人當り

六〇匁

七月から十月まで二ヶ月に一人當り 六〇匁

四 味噌

七月から十月まで一ヶ月一人當り

京濱地區及び中京地區 一〇〇匁

京阪神地區 六五匁

五 醬油

七月から十月まで一ヶ月一人當り

京濱地區及中京地區 二合七勺

京阪神地區 三合七勺

六 國產罐詰

七月から十月までに總量約一、〇〇〇萬ポンドを重點的に特配する。

七 塩

七月から十月まで一ヶ月一人當り

京濱地區及び中京地區 三〇〇グラム

京阪神地區 二七五グラム

その他の都市 二五〇グラム

なお、さきに決定せられた炭礦向け各種食糧品の特配については特にその確保を期する。

第六 第五による加工水産物、蔬菜、味噌、醬油

の増加配給を可能ならしめるため、速かに緊急特別増産及び集出荷の確保上必要な特別措置を行い、このために必要な資材などの確保を確實に實施する。

一 加工水産物

(一)加工水産物の集出荷目標を六月から十月までの間に約五百萬貫とする。

(二)加工水産物の供給を確保するため、加工水産物の生産者に対しては原料魚の公認出荷機關を通ずる割當制を實施するとともに割當られた原料魚の生産者に対しては一般鮮魚介のリンク率によつて重油のリンク配給を行う。

(三)加工水産物の生産に必要な資材を確保し、その資材のリンク配給により加工水産物の集荷を確實に行うとともに輸送の重點的計画的な實施により出荷の圓滑化を図る。

二 蔬菜

(一) 特産地を再興育成してさし當り大消費都市向け蔬菜の増産を行うこととしこのため特産地に對して肥料及び農薬の先渡しによる特配を行い且つ右特産地と大消費都市の關係者間に特約栽培を行はせる。

右措置を実施するため、さし當り京濱地區、中京地區、京阪神地區向けのものについて硫安一、〇〇〇トン及び農薬一〇〇トンの特配を行う。

(二) 大消費都市などに對する出荷を計画的に確保するため肥料(一ヶ月硫安五〇〇トン以上)を出荷にリンクして配給する。

三 味噌

六大都市向けの供給を確保するため、原料大豆などの優先割當を行うとともに増量用馬鈴薯の増配を行う。

四 醤油

六大都市向け供給のものの諸味を補充するた

め、主として縣外出荷をする生産者に對してゴブラミール、醬麥及び國內産脱脂大豆などを優先割當する。

第七 乳兒食糧の最低必需量の確保を圖るため、つぎのような牛乳及び乳製品の供給確保並びに育兒食の特別計畫生産を行う。

一 人工及び混合榮養兒に對する乳兒食糧の現行配給量は、平均して一人一日當り牛乳換算一合五勺であるが八月以降においては、これを二合五勺に引き上げ配給する。

二 飼料の供給力を合理的、計画的に増加することに努める一方、牛乳の年間生産目標を九〇萬石として速かに乳牛に對する飼料の優先割當を行うとともに、麥類約一四九、〇〇〇石に相當するものを特別に確保してこれを原料牛乳及び大消費都市向け飲用牛乳の出荷とリンクして配分する。

三 牛乳の不足を補填するため、優良な育兒食の年産約一三六〇萬ポンド(牛乳換算約一、九

萬石)の緊急計畫生産を行い大豆、小麥、砂糖などの原料資材を確保する。

四 各乳兒食糧の綜合配給を適正に實施する。

第八 食糧の正常な配給を確保して横流れを絶滅するため現行制度を刷新して、消費者に奉仕する理念に徹し、獨占の弊を避けた新たな流通秩序を確立する。

一 食品(味噌、醤油、煉粉乳、育兒食、罐詰など)

油糧、酒類及び飼料については夫々配給公團法案を第一回國會に提出しその速やかな設立を期し、嚴正且つ徹底した統制を行う。

二 加工水産物について速かに指定配給物資配給手續規程に基づく割當切符制度を整權實施することとし、臨時物資需給調整法に基づいて加工水産物配給規則を規定するとともに鮮魚介の場合に準じた輸送統制の方法を採用する。

(一) 農林大臣又は都道府縣知事が指定した

生産地域における集荷機關は、所定の最低責任數量を完遂する能力を有する生産者團體などである事を要するがその數は限定しない。

(二) 集荷機關は、農林大臣又は都道府縣知事の出荷先別數量に關する指示に従つて出荷しなければならぬ。

(三) 消費地域における荷受機關は、所定の最低集荷責任量を完遂する能力のある者でなければならぬがその數は限定しない。

(四) 荷受機關の荷受した加工水産物の分荷に關する指圖は、都道府縣知事がこれを行う。

(五) 末過の小賣店舗の選定に當つては消費者の意向を忠實に反映する方法を講ずる。

(六) 消費者は、都道府縣知事の發給する加工水産物の購入票と引換えに購入の豫約をした公認小賣店舗で購入する事ができる。

(七) 従來の自由販賣店舗はこれを廢する。

三 蔬菜について速かに割當切符制度を整備

強化し、青果物配給規則を制定するとともに輸送統制を強化する。

- (一) 大消費都市などに對する蔬菜の計畫出荷を行はせるため、農林大臣の定める中央計畫に従い都道府縣知事は、出荷機關に對して月刊、品目別の出荷を指示することとし、その責任の所在を明かにさせて、特に大消費都市における蔬菜の確保をはかる。
- (二) 出荷團體及び荷受機關は、一定の資格基準に適合したものでなければならぬがその數は限定しない。
- (三) 一般消費者に對する配給は、一定數以上の消費者の購入希望により選定せられた登録小賣店鋪をして行はせるものとする。登録は一定期間ごとに更新する。登録小賣店鋪の選定は、購入希望先を都道府縣知事又はその指定する地方公共團體に届け出させてこれを行う。
- (四) 輸送の確保のため左の措置を講ずる

- 1 大消費都市などの公認荷受機關に必要なトラックを専用させ近在物の確實な集荷に資する。
大消費都市内における配給の均分化と輸送の円滑を圖るため適當な機關を設置してこれに専用トラックを配屬させる。
 - 2 大消費都市などにおいては、近在物を運んで來たトラックに對して輸送數量に應じた燃油（一ヶ月約一六六キロリットル）のリンク配給を行う。
 - 3 主要産地よりの青果物の輸送については、必要に應じて都道府縣知事の發給する輸送證明がなければ輸送できないこととし輸送の統制を行う。
 - 4 乳兒食糧については、食品配給公園の運営と末端における割當切符制度とを速かに實施して必要な配給秩序を整備する。
- 第九 都會地における家庭農園による食糧の自給増産を一層徹底させるため、つぎの措置を講ず

る。

- 一 東京都を始め六大都市などにおいて戰災跡地、宅地その他の空荒地をできるだけ廣く活用して個人又は協同による自給農園を擴充強化する。
- 二 作物の種苗を廉價に購入できるよう政府及び都市で協力斡旋する。
- 三 自給農園に關する企畫及び實施上の措置は、當該都市が行う。
- 四 都市は趣旨の普及徹底に大いに協力するとともに學校職員その他専門知識のある者を動員して適確な技術指導をするよう措置する。
- 五 必要がある場合は生徒、學童などに作物休暇又夏期休暇の繰上げ及び延長を與え増産に寄與せしめることとする。
- 六 土地の使用の簡便化に關しては速かに別途必要な法的措置を講じこの措置の恒久化をはかる。

第十 以上の施策の適確な實施を期するため、農

林省に關係廳及び關係團體の協力を得て食糧緊急對策本部を設置するとともにその實施の推進及び監査に當るため經濟安定本部内に所要の機關を設ける。

農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱

(昭和二十二年八月二十六日)
閣議決定

經濟緊急對策に基き主要農産物の生産及び主要食糧の供出を確保し、食糧の需給に遺憾のないようにすると共に、農業經營の健全な發達を圖るため、民主的且つ合理的な方法によつて計畫的な農業生産の調整を行い、これと連繫させて廣く主要食糧の供出制度を根本的に改善する。

第一 農業生産の調整

- 一 生産割當制の實施
(一) 米麥、いも類等主要農産物につき、作付面積及び生産豫定數量についての生産計畫

を定め、これに基づいて生産の割當を実施する。

右生産計畫は、内外の食糧の需給事情及び肥料その他の主要生産資材の状況を勘案すると共に農家の自主性を尊重し實情に即して合理的に最大の總合生産力をあけるようにこれを定める。

(二)農林大臣は、經濟安定本部總裁の定めるところに従い中央農業調整委員會の審議を経て知事と協議の上都道府縣別に生産計畫を定め、これを知事に指示する。

農林大臣は、右の協議が調わないときは、中央農業調整委員會の再審議を経てこれを定めて指示する。

(三)知事は、(二)による農林大臣の指示に従い都道府縣農業調整委員會の議決を経て市町村別に生産計畫を定め、これを市町村長に指示する。

知事は、右生産計畫案を委員會の議に附す

る前にこれを公表する。

(四)市町村長は、(三)による知事の指示に従い市町村農業調整委員會の定める農家別の生産計畫により各農家に生産の割當をする。

生産の割當を受けた農家は、その割當に基づいて生産を行う責任をもつものとする。

(五)農家別の生産計畫は、農家が申し出た自主的計畫並びに耕地面積、地味、作付及び生産の實績、作物の組み合わせ、努力その他の事情を勘案して、これを決定する。

(六)農家別の生産計畫は、これを公表し、且つこれに異議の申立を認める。

(七) (六)による異議の申立の結果市町村長は、知事より指示を受けた市町村別生産計畫の實施が困難であると認めるときは、豫め知事の承認を得てこれを補正することができるようにする。

右の結果知事は、都道府縣別生産計畫によ

る作付面積及び生産豫定數量の一定限度以上を變更する必要があるときは、豫め農林大臣の承認を要するものとする。

(八)生産の割當は、原則として毎年二回これを行う。

二 農業用資材の割當

(一)肥料は、生産計畫が決定されるときこれと同時に別に定める基準量に基きその割當計畫を定め、農家別にその生産割當と結びつけてこれを割り當てる。

(二)肥料の割當方法は、農産物の生産割當方法に準じて取り扱う。

(三)肥料以外の農業用資材の割當についても、生産計畫を参照してこれを定める。

(四)農家が、生産割當を受けた面積について作付をしないときは、その者に對する肥料等の割當數量を變更し又はこれを返還させることができるようにする。

三 その他の生産確保に關する措置

第二 主要食糧の供出

一 生産割當と連繫する供出割當制の實施

(一)米麥、いも類等の主要食糧農産物は、生産計畫を基準として、その生産豫定數量から別に定める基準により自家保有量を控除した數量を供出責任數量とし、生産割當と同時にこれを割り當てる。

前項の供出責任數量の割當方法は、生産割當の方法に準ずる。

(二)實收量が、災害その他眞にやむを得ない

理由により生産豫定数量より著しく減少した場合、市町村農業調整委員会において、その事實を確認した上供出責任数量を補正することができるようにする。

右による補正の結果市町村の供出責任数量の總計が、(一)によつて割り當てられた供出責任数量の總計より一定限度以上減少する場合には、市町村長は、知事の承認を受けることを要する。

その結果都道府縣の供出責任数量の總計が(一)によつて割り當てられた供出責任数量の總計より減少する場合には知事は、農林大臣の承認を受けることを要する。

(三)實收量が、生産豫定数量を超えた場合において、(一)によつて割り當てられた供出責任数量を超えて主要食糧農産物を賣り渡す相手方は、これを政府に限るものとし、その超過賣渡分に對しては、報償金及び報償物資につき特別の取扱をする。

政府は、右の特別の取扱による超過賣渡分の買入と供出責任数量に達するまで供出し、ない農家に對して關係法規を嚴格に適用することにより、供出責任数量の總計の確保を期する。

二 総合供出制の改善

(一)供出割當は、生産割當と同時に、原則として毎年二回これを行い毎回の供出割當の對象である主要食糧農産物の相互間においてできるだけ代替供出を認める。

(二)代替の範圍、限度及び比率は、増産に資し、供出を有効ならしめるように合理的な改善を行い、生産割當と同時に行われる供出割當の際に豫め決定する。但し米及び麥については、食糧操作及び加工貯藏施設等の狀況に鑑み、代替の程度を限定する。

三 その他の供出確保に關する措置

(一)米軍作地帯の米軍作農家の供出を確保するため、二毛作地帯の農家との経済的な均

衡を圖り、肥料その他の農業用資材及び報償物資について特別の取扱をする。

(二)米の供出については、従來飼料用保有を認めていないのを改善し、米單作農家の飼養する牛馬につき一定量の飼料用米を割り當てこれに代るべき飼料を配給して飼料用割當米は、これを供出させる。

(三)十月三十一日までの米の供出に對して早期供出奨励金を交付することにより、實質的に米單作地帯の農家の經濟に資せしめる。

(四)農家の飯用保有については、現行基準を維持するも、農繁期における農業雇傭勞務者に對し必要な加配をする。

(五)肥料の割當は、豫め作付割當面積に對してこれを行うも別に定める基準に従い、供出成績にリンクして肥料の追加割當を爲し又は次期における生産割當と結びつけて割り當てられる肥料の割當數量を削減するこ

と等ができるようにする。

(六)その他の農家用品の割當及び配給についても供出を促進し、これを確保するように改善した措置をとる。

第三 實施機構の民主化

一 市町村及び都道府縣に、それぞれ市町村農業調整委員会及び都道府縣農業調整委員会を置く。

委員は、農業者の中から公選することとし、外に學識経験者の中から一定數を限り委員を選任することができることとする。

委員会は、農業生産計畫、農機用資材の割當及び配給計畫、主要食糧農産物の供出割當計畫の決定及びその實行の指導等に關する事項を總的に處理する外行政廳に建議し又は農業團體の協力を求めることができる。

二 市町村農業調整委員会には、農業生産計畫の樹立及びその實行に當る専任職員を設置する。

三 農林省に、中央農業調整委員會を置き、農業生産の調整及び主要食糧の管理の實施に關する重要事項を審議させる。

備考

- 一、この要綱による措置を實施するため、臨時農業生産調整法の制定及び食糧管理關係法令の改正を行い、必要な罰則の規定を設ける。
- 二、この要綱による措置を實施するため、必要な經費を國庫において負擔する。
- 三、この要綱による農業生産の調整及び主要食糧農産物の供出割當は二十三年の春夏作から行つても、二十二年産米及び甘藷の供出及び二十二年作付の麥作についてもできるだけこの要綱による措置に準じて取り扱う。
- 四、耕地面積及び收穫量等を更に正確に把握するため必要な措置を講ずる。

未利用地耕作利用臨時措置法案

(昭和二十二年八月二十八日閣議決定)

- 第一條 この法律は、未利用地を耕作の用に供し、食糧を増産してその自給を圖ることを目的とする。
- 第二條 この法律で、未利用地とは罹災跡地又は疎開跡地、道路、廣場若しくは公園の用、權原により建物その他の工作物の敷地の用又は物資の集積その他命令で定めるところの用に供されてゐる土地以外の土地をいい、罹災跡地とは空襲その他今次の戦争に因る災害又は内閣總理大臣の指定する災害のため滅失した建物の敷地をいう。
- 第三條 市町村長又は特別區長は、未利用地につきその市町村又は特別區のために、耕作のため使用權を設定することができる。

第四條

市町村長又は特別區長は、前條の規定により使用權を設定しようとするときは、命令の定めるところにより、その旨を公告し、且つその土地の所有者(以下土地所有という。)及びその土地について所有權以外の權利を有する者(以下關係者という。)で知れた者にこれを通知しなければならぬ。但し、通知をなすことが著しく困難な者については、この限りでない。土地所有者及び關係者は、前項の規定による公告があつた日から二週間以内に、市町村長又は特別區長に對し、意見を述べることができ、市町村長又は特別區長は、前項の期間を経過した後でなければ、使用權を設定することができない。

市町村長又は特別區長は、使用權を設定する場合には、命令の定めるところにより公告し、且つ土地所有者に使用書を送達しなければならぬ。但し、土地所有者が知れないとき又は土地所有者に送達することが著しく困難なときは

その土地の占有者に對してこれを送達することができる。

第五條

- 使用令書には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 使用權を設定する市町村長名又は特別區長名
 - 二 使用權の設定を受ける市町村名又は特別區名
 - 三 土地所有者の氏名又は名稱
 - 四 使用すべき土地の位置及び面積
 - 五 使用開始の時期及び使用の期間
 - 六 その他必要と認める事項
- 第六條 市町村又は特別區は、使用令書に記載された使用開始の時期において、その土地を使用する權利を取得し、その他の權利は、使用の期間その行使を停止される、但し、使用權の行使を妨げないものはこの限りでない。
- 前項の土地につき賃借權、地上權又は永小作權が存するときは、同項の期間中借賃、地代又

は小作料は、これを支拂うことを要しない。

第七條 土地所有者及びその土地の占有者は、使用開始の時期において、その土地を市町村又は特別區に引き渡さなければならぬ、但し、土地所有者及び占有者が引き渡さないときは、市町村長又は特別區長が土地所有者及び占有者に代るものとする。

前項の規定は、その土地につき強制執行手續、國稅徵收手續その他これらの手續に準ずべきものの進行中であつても、その適用を妨げない。

第八條 使用權は、この法律施行の日から一年を経過したときは、これを設定することができない。

第九條 使用の期間は三年を超えることができない。

使用權の設定を受けた市町村又は特別區は、土地所有者及び關係者に對し、その受ける損失を補償しなければならない。

前項の規定により補償すべき損失は、通常生

ずべき損失とする。

補償の金額は、市町村長又は特別區長が、これを決定する。

前項の補償金額は、分割して、支拂の期日を定め、これを決定することができる。

市町村長又は特別區長は、補償金額の決定をなしたときは、命令で定めるところによりこれを公告し、且つ、使用權の設定を受けた者並びに土地所有者及び關係者で知れた者に、これを通知しなければならない。但し、通知をなすことが著しく困難な者については、この限りでない。

第十條 先取特權、質權又は抵當權は、その目的物の使用によつて債務者の受けるべき補償金に對してもこれを行うことができる。但し、その支拂前に差押をしなければならぬ。

第十一條 左に掲げる場合には、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けるべき者が補償金の受領を拒

んだとき又はこれを受領することができないとき。

二 市町村又は特別區が遺失がなくて補償金を受けるべき者を確保することができないとき。

三 市町村又は特別區が補償金支拂の差押又は假差押を受けたとき。

第十二條 使用權の設定を受けた市町村又は特別區は、使用權の設定された未利用を耕作の用に供し、又は他人に賃貸して耕作の用に供させることができる。

市町村又は特別區が、前項の規定によつて他人に賃貸して耕作の用に供させる場合には、現に權原によりその土地を耕作の用に供している者、その土地の借地權者、その土地の使用貸借上の借主、土地所有者の順位により、これらの者に、他に優先して、これを賃貸するものとする。

第一項の規定による賃貸借には、民法第六百六條第一項、第六百九條及び第六百十條の規定

は、これを適用しない。

第十三條 前條の規定による賃貸借の期間は、使用權の存續期間を超えることができない。

第十四條 市町村若しくは特別區又は第十二條の規定により賃借した者（以下賃借權者という）は、その土地を耕作以外の用に供してはならない。

第十五條 賃借權者は、耕作をなす場合には、市町村長又は特別區長の指示する衛生その他に關する注意事項を守らなければならない。

第十六條 左に掲げる場合には、市町村長又は特別區長は、使用權を取消さなければならない。

一 土地所有者、借地權者その他權原により土地を使用することのできる者が、建築その他市町村長又は特別區長が正當と認めたことのため、その土地を使用することを申し出たとき。

二 土地收用法その他の法令による土地の收用又は使用のとき。

三 都市計畫事業、土地區畫整理その他公共事

業の実施のため必要を生じたとき。

前項各號に掲げる場合において、市町村長又は特別區長が使用権を取消さないときは、都道府縣知事はこれを取り消すことができる。

第十七條 都道府縣知事又は市町村長若しくは特別區長が使用権を取り消そうとするときは、その期日を定めて、その期日より少くとも一箇月前に使用権の設定を受けた者、土地所有者及び關係者並びに賃借権者に通知しなければならぬ。但し、知れない土地所有者及び關係者並びに通知をなすことが著しく困難な土地所有者及び關係者については、この限りでない。

使用権は、前項の期日において消滅する。

第十八條 賃借権者は、使用権の存続期間満了のときは満了の日までに、前、第一項の規定による通知を受けたときは同項の期日までに、耕作のためになした變更で、その土地の本來の用途の妨げとなるものについてこれを回復してその土地を、市町村又は特別區に、引き渡さなければならぬ。

ばならない。

第十九條 市町村又は特別區は、左に掲げる場合には、賃貸借を解除することができる。

- 一 賃借権者が、賃借後一箇月を経ても、耕作の準備に着手しないとき。
- 二 賃借権者が耕作を廢止したとき。
- 三 賃借権者が第十四條又は第十五條の規定に違反したとき。
- 四 その他特に必要と認めるとき。

第二十條 使用権の存続期間が満了し、又は使用権が取り消されたときは賃借権は、消滅する。

第二十一條 賃借権者が賃借した土地について耕作の用に供するため要した費用及び第十八條の規定による回復に要した費用は、賃借権者の負擔とする。

前二條の規定により、賃貸借が解除せられ、又は賃借権の消滅した場合において、賃借権者の受ける損失は、これを補償しない。

第二十二條 市町村又は特別區は、使用権の存続

期間が満了し、又は使用権が取り消されたときは、その土地につき、耕作のためになした變更

でその土地の本來の用途の妨げとなるものについて、これを回復して、これを土地所有者に引き渡さなければならぬ。

第二十三條 市町村長又は特別區長は、土地の使用の準備のため必要があるときは、當該吏員をしてその土地について立入、測量又は検査をなさしめることができる。

前項の場合においては、市町村長又は特別區長は、豫め立ち入るべき土地及び立ち入るべき日時を指定し土地所有者若しくは占有者が知れないとき又は土地所有者若しくは占有者に通知することが著しく困難であるときは、この限りでない。

第二十四條 この法律の規定による使用権の設定若しくは取消し又は補償金額の決定について不服のある者は都道府縣知事に訴願することができる。

前項の規定による訴願は、土地の使用を妨げない。

第九條の規定による決定に係る補償金額に不服のある者は、訴をもつてその補償金額の増減を請求することができる。但し、同條第五項の規定による公告の後六箇月を経過したときは、この限りでない。

前項の規定による訴においては、市町村若しくは特別區又は土地所有者若しくは關係者を被告とする。

第二十五條 この法律の規定によつてなした手續その他の行爲は、土地所有者又は關係者の承継人に對しても、その効力を有する。

第二十六條 第十二條の規定により耕作の用に供している土地及び罹災跡地又は疎開跡地で臨時に耕作の用に供している土地につき生産された主要食糧に關しては食糧管理法第三條又は第九條の規定による供出の割當は、これを行わぬ。

第十二條の規定により耕作の用に供している土地はこれを農地調整法又は自作農創設特別措置法に規定する農地でないものとする。但し、第一條に規定する目的をもつて臨時に耕作の用に供していると認められない土地については、農地調整法及び自作農創設特別措置法は適用があるものとする。

第二十七條 第十四條第一項の規定に違反した者又はこの法律により使用権を設定された土地の引渡を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をなしたときは行為者を罰する外、その法人又は人に對して同項の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

主要食糧の集荷及び配給制度要綱案

(昭和二十二年十一月二十八日閣議決定)

目的

主要食糧の集荷及び配給の確保は、國民生活安定及び産業再建の基盤である。政府は、先にその供出制度を根本的に改善するため、農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱を決定し、これに基いて臨時農業生産調整法案を國會に提出し、生産及び供出割當の合理化、農民の生産及び供出意欲の昂揚を圖ることとしたのであるが、更に流通秩序確立對策要綱に基き、且つ經濟民主化の一般の方針に従つて主要食糧の集荷から配給にいたるまでの全流通機構を改革し、適確な集荷及び配給の實施により、日本經濟の民主的な再建を速かに招集しようとする。

方針

一、農業協同組合法の施行に伴い、從來の獨占

的農業會機構を排除して、主要食糧の集荷

機構を民主化すると同時に供出の完遂を目的としてその秩序化を行い、必要な集荷統制を行う。

二、配給機構の整備強化のため、地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社を解體し、新たに政府機關として食糧配給公團を設置する。

三、現行商工協同組合法が經濟民主化の方向に即しないものが少くないのに鑑み、從來全國的商工協同組合が政府の下に實質上一元的に行つていた製粉、精麥等主要食糧の加工に關する事務及び輸入食糧の國內輸送に關する事務を排除して、政府自らこれを行うこととし、これに必要な政府機構の整備を圖る。

四、その他の切符制度(通帳制度)を擴充する等の措置により、主要食糧の闇取引、横流れを絶滅し、配給の適確を圖る。

要 領

一、集荷機構の整備

(一) 買入取扱業者の指定

1、農業者(農家世帯主をいう。以下同じ。)の委託により主要食糧を政府に賣り渡す業を営む者(以下指定業者という。)の指定を受けるための申請をすることができるときは、左に掲げるものとする。

(イ) 農業協同組合(出資組合であるものに限る)

(ロ) その住所又は營業上の所在する市町村の一において、原則として百人以上の農業者から、主要食糧の政府賣渡を委託する者の豫備登録を受けた者(以下取扱者という。)

2、農林大臣は、豫め都道府縣知事と協議の上、指定業者指定申請書に基き、金融、保管、輸送その他業務に必要な施設の狀況、豫備登録農業者數、農業者の分布狀況等に關し一定の基準を定め、指定

業者の指定を行う。

第一項の農林大臣の権限は、必要により、食糧事務所に委任する。

同一の市町村の区域内において指定業者指定の申請をした二つ以上の農業協同組合又は取扱者が前項の基準に合致するときは、そのいずれに對しても指定業者の指定を行う。

3、指定業者の事業区域は、農業協同組合については原則としてその事業区域取扱者については郡を超えない範圍とする。

4、指定業者の指定は、農林大臣が、當該者に指定業者票を交付することによつて、これを行う。

農林大臣は、前項の指定を行うに當つて市町村農業調整委員会の意見を求めることがある。

前二項の農林大臣の権限は、食糧事務所に委任する。

その他の種類別によつては登録先を異にすることはできない。

4、農業者は、その登録先を原則として毎年三月及び九月の二回に限り變更することができ。

5、農業者の登録先の變更によつて、農業協同組合又は取扱者が指定業者の具備しなればならない條件を缺くにいたつたときは、農林大臣は、その指定を取り消すことができる。

6、農業者は、その本登録とした指定業者以外の者に主要食糧の賣渡の委託をすることができない。

(三) 指定業者の業務に關する指導監督

1、農林大臣は、集荷業務を適正に行わせるため必要があると認めるときは、指定業者に對し、集荷に關し必要な事項を指示し又は業務に關する報告を命ずることができ。

5、指定をされなかつた指定業者指定申請者は、一定の期間内に經濟安定本部總裁に不服の申立をすることが出来る。

(二) 登録（豫備登録及び本登録）

1、農業者は、この要綱による制度を實施した場合における當初の指定業者を選定するため、農林大臣の定める期間内に、農業協同組合又は取扱者に對し豫備登録をしなければならぬ。

2、農業者が、豫備登録をした農業協同組合又は取扱者が、指定業者の指定を受けるときはその者の豫備登録を本登録とし、當該農業協同組合又は取扱者が指定業者の指定を受けなかつたときは、その者は農林大臣の定める期間内に指定業者となつた者に更めて本登録をしなければならぬ。

3、農業者は、米麥（雜穀を含む。）及び諸類の二種類別に豫備登録又は本登録をし

2、指定業者は、正當な理由がなくて、その者に本登録をした農業者よりの賣渡の委託を拒むことができないものとし、且つ右農業者よりの委託は公正な條件でこれを受けなければならぬ。

3、指定業者が、集荷業務に關し法令に違反し又は業務上不適格と認められる事由の發生したときは、農林大臣は指定業者の指定を取り消すことができる。

(四) 本登録をしない農業者からの買入

農業者が特別の事情により指定業者に本登録をしないときは、政府に直接賣り渡すことができる。

(五) 主要食糧の買入代金の支拂方法

1、食糧検査員は、指定業者から主要食糧を受入れたときは、その賣渡を委託した農業者ごとに、その賣渡した主要食糧の代金を請求し得る證票を發行し、當該農業者に交付する。

2、右の證票の交付を受けた農業者は、その選定する農業協同組合その他の金融機關から、その證票と引換えに賣渡主要食糧の代金の支拂をうけられるような措置を講ずる。

3、農業者に對する代金の支拂方法は、農業者がその選定する金融機關において有する自由預金口座に對する振替拂の方法によるものとし、なお必要な金融的措施を講じ現金拂の方法をも考慮する。

4、政府はその買入代金の支拂について農林中央金庫をして代理させる事がある。

(六) 農業協同組合連合會の集荷及び代金支拂業務に關する措置

指定業者の指定を受けた農業協同組合は、主要食糧の政府に對する賣渡入は賣渡代金の受領を、その加入する連合會を通じて行うことも差支えないものとする。

(七)、その他

1、現品の受渡は、いずれの経路を通ずる場合を問はず、政府の指定する倉庫又は場所渡しこれを行う。

2、政府は、指定業者に對して、その取扱數量に應じ一定の手數料を支拂う。

3、主要食糧の保管用倉庫の擴充及びその用途轉換の防止について必要な措置については、別途これを講ずる。

4、集荷を行う業者の多元化により政府の主要食糧の買入事務が複雑化するに伴い、食糧管理行政機構を整備する。

5、この制度實施の際現に存する市町村農業會は、その解散に到るまでは、指定業者とみなすものとし、特に昭和二十二年産米、雜穀及び甘藷について機構の切替によりその集荷が不圓滑になることを最少限度に止めるうにする。

二、食糧配給公團の設立

(一)、食糧配給公團（以下公團という。）は昭

和二十三年一月一日を目途として設立する。

(二) 公團の基本金は、八千萬圓とし、政府が全額出資する。

公團の運営資金は、必要に應じ復興金融金庫から借り入れるものとする。

(三) 公團の本部は、東京都に置き、これに總裁官房の外總務、配給業務、諸類、澱粉、監査等の部局を設ける。

各都道府縣に支部を置き、前項に準じ必要な部課を設ける。

(四) 公團の役員は官吏その他の政府職員とし、官吏に關する一般の法令に従うとともに、主要食糧の加工、保管若しくは輸送を行う會社の株式を所有し、又はこれらの業務に従事することはできない。

(五) 公團は、經濟安定本部總務長官の定める食糧配給の基本計畫に基き、農林大臣の定める實施計畫に従い、その監督下に左の

業務を行う。

1、主要食糧の買入及び賣渡

2、主要食糧の保管、摺積又は輸送

3、前二號に附帶する業務

即ち、食糧管理特別會計より主要食糧を買い取りこれを消費者に配給するために必要な業務を行う。

(六) 公團の人員費及び事務費は、國庫の負擔とする。

公團は、前項により、國庫の負擔する人員費及び事務費に相當する剩餘金を生ずるよう、經理しなければならない。

(七) 公團の總分配給の業務、諸類取扱業務及び澱粉取扱業務に關しては、それぞれ別個に經理する。

(八) 農林大臣は、原則として、公團の行う都道府縣内の一般總分配給に關する業務に限り、その指導監督權を當該都道府縣知事に委任することができる。

(九) 地方食糧營團、日本甘藷馬鈴薯株式會社及び日本澱粉株式會社は、公團設立に伴い解散し、その役員は原則として公團に吸収する。

(七) 公團設立の際における地方食糧營團の赤字については、價格平衡資金積立金の繰入及び國庫からの補給金によつて補填する。

日本甘藷馬鈴薯株式會社の剩餘金は、公團に引き繼ぐ。

日本澱粉株式會社の赤字は、公團設立後の澱粉取扱手数料から補填する。

(十一) 公團は、昭和二十四年三月三十一日又は經濟安定本部總務長官の命令に因つて解散する。

(十二) その他公團の組織については、他の配給公團法の例による。

三、主要食糧の加工及び輸入食糧の取扱に關する政府機構の整備。

(一) 製粉、精麥等の主要食糧加工關係團體が行つて來た統制權能は、政府にこれを回收し、食糧管理局は、個々の加工業者に對し、直接加工を委託することとする。

右に伴い、原料割當を適正に行い、原料在庫高、原料及び製品の入出荷等工場の状態を常時正確に把握するため、昭和二十三年一月一日を目途として、食糧管理行政機構を整備擴充するとともに、關係團體の役員中適當な者を吸収する。

なお、加工數量、加工賃、加工歩留等の委託加工條件を決定する際、その公正を期するための措置を併せ考慮する。

(二) 輸入食糧取扱商業協同組合はこれを解散させ、食糧管理局は、個々の關係業者に直接運送を委託することとする。

右に伴い、一貫輸送の建前から、發地については港別に輸入業者の落札した業者をして當該貨物の國內輸送を取り扱わせると

ともに、着地及び中繼地については、特別に、原則として發地商社の下請業者を利用することを認める。

なお連絡及び實務遂行の圓滑化を圖るため、業者の希望により、委員會を組織し、これに常設事務局を設けることを認める。

(三) 主要食糧の配給切符制度の擴充
主要食糧の開取引、横流れ等を絶滅し配給の適正を圖るため、昭和二十二年一月十日内閣訓令第三號指定配給物資配給手續規程に従い、左により主要食糧の切符制度を擴充する。

(一) 勞務加配主要食糧については勞務者に對し、受配通帳（個人別受配内容を明確にする。）を發給交付する。受配通帳には、職種及び勞働状況を公正に把握することのできる機關の管理の下に受配數量とともに職種及び稼働日數（又は稼働時間）を記入せしめる。

(二) 勞務加配主要食糧の適正な配給を確保するため、公團は、原則として、農林大臣の指示に基き、職域配給所を設ける等の措置を講じ、一般家庭配給用と區別して、これを配給する。なお勞務加配主要食糧の受配者は、極力共同的な購入をするものとする。

(三) 最終消費者の委託を受けて、その主要食糧の加工を行うことを業とする者については、新登録制を實施しこれに對する監督を嚴重にする措置を講ずる。備考 この要綱に基く措置を實施するため、食糧管理關係法令の改正を行う。

大都市における入院患者に對する食糧の増配等に關する措置要領

（昭和二十三年二月二日）
（經本生活物資局）

鮮魚介	三〇瓦
蔬菜	六〇瓦
家庭燃料	一〇〇瓦
木炭換算	一〇〇瓦

三、入院患者に對する物資配給の手續

(一)本措置による配給を行うため主務大臣は入院患者用特別購入券を發行交付するものとし、入院患者は本措置による配給を受けようとする食糧、又は家庭燃料につき右の入院患者用特別購入券と引き換に且つその記載するところに従つて購入しうるものとする。

(二)前項の場合において主務大臣は、入院患者の二重受配を防止するため必要な措置を購ずると同時に、入院患者用特別購入券の迅速、適確な發行交付を期し、本措置の有效な運営

を阻害しないよう必要な處置をとるものとする。

四、病院における調理方法の改善

(三)主務大臣は、この配當基準に基いて原則として入院患者の入院日數に相應した配當を行うものとするが、配給操作及び購入の便益を考慮して弊害のない範圍内で一定日數分を一括して配當しうるものとする。

入院患者がその配給を受けた食糧その他購入食糧を病院に委託し、病院においてその病狀に適合した攝取形態にした上、患者に攝取させる

ようその積極的奉仕を期待しその實施上劣要な施設の修理擴充を行う。

右のため必要な鍋、釜その他の厨房用品の供給専用電線の設置その他について必要な設置を講ずる。

五、本措置は昭和二十三年三月一日より實施することを旨とする。

【参考の一】

全國癩、結核及び精神病の入院患者數

癩	八、〇〇〇人
結核	四七、〇〇〇人
精神病	七、〇〇〇人
合計	六二、〇〇〇人

七大都市一般入院患者數(癩、結核及び精神病を除く)

二二、〇〇〇人

【参考の二】

所要物資量 一ヶ月分

主食	三〇〇噸
味噌	七、〇〇〇貫

【参考の三】

本措置による攝取カロリー表

一般患者	一、七二八 cal
結核患者	二、〇八八 cal
癩、精神病者	二、〇三七 cal

醬油	二四石
食鹽	二六噸
砂糖	二六噸
脂肪	一七噸
鮮魚	七六、〇〇〇貫
蔬菜	一五〇、〇〇〇貫
大豆	一一二噸
燃料	一六噸

二
主
要
食
糧

第二次食糧緊急対策

(昭和二十二年七月十六日
閣議決定)

第一

經濟復興會議、農業復興會議の救援米醸出國民運動の展開への期待

生産農民の救國の眞情に訴えた經濟復興會議

農業復興會議の國民運動展開を中心として左の

救援米醸出運動の急速な實現を期する。

一、經復、農復は全國供出對象五百萬農家に呼

かけ各戸三升以上の寄附に依る救援米醸出運動を起す。

二、兩復興會議は傘下團體中適當なものを選び

各部落毎に取まとめて右救援米の集荷促進に

當らせると共に急速に傘下團體相協力農家に

對する現地呼かけ運動を展開する。

三、政府は本運動の急速圓滑な進展に資する

爲、本運動に應えて起つた農家に左の物資を

放出することとし兩復興と協議の上その各都道

府縣別配給を實施する。

窒素質肥料

銘 仙

五、〇〇〇噸
一〇〇、〇〇〇反

尚、經復は傘下團體を通じて政府割當生産資

材を使用せずして製造した農家用品で政府の

證明を受けたものの提供を受け前項の放出物

資中に加え使用する。

四、兩復興は傘下團體中適當なものを選び放出物

資の特別配給事務に當らせる。

右放出物資は二十一年産米の一〇%供出

農家が本救援米の寄附を實行した場合に限り

政府の定める一定の基準に従い當該農家に特

別配給を實施するものとする。

五、經復は特に傘下輸送關係團體を通じて本運動

の活潑迅速な進展に資するよう集荷米及特別

配給用放出物資の輸送の迅速圓滑化を圖るも

のとする。

六、本運動に依り集荷せられた米は當面の各地

の主食需給事情に應じ政府と兩復興協議の上そ

の配給計畫を樹てるものとするも主として困

一、品目

國産罐、加工水産物、甘味品類（水飴、荷葡

糖、ズルチン、サツカリン）酒類

二、代替數量及び代替比率

1、代替に使う右品目の數量は、原則として

家庭配給その他緊要部門への割當豫定量以

外の部分から捻出し得る數量に限る。

2、代替比率はその稀少性に鑑み適宜決定す

る。

三、代替配給の手續

1、代替配給希望者は當該都道府縣に於て毎

月豫め別に定める期日迄に自己の所屬する

食糧營團配給所に翌月分の代替配給の希望

を申出で、配給所はこれに基き代替品目別、

時期別に取纏め系統機關を通じて主務官廳

に申告する。

2、主務官廳は右の申告を基礎とし購入券は、

食糧營團配給所に、現物は夫々の品目の取

扱機關宛發送する。

窮者救援食糧などの用途に充てることとする。但し食糧管理局は經復の申出に依り本運動促進用物資の提供に對し當該工場勞務者勞務加配主食についてその基準配給量の範圍内で其の一部の充當用に使用することが出来るものとする。

七、本運動に依り集荷せられた米は、政府が兩

復から買上げを行う。

兩復は政府から交付を受けた本寄附米の代

金を夫々本救援米寄附を實行した各部落に對

し還元し専らその部落費等に充てさせるよう

指導する。

八、本運動の實施期間は即日より開始し八月末

日迄とする。

第二 消費者選擇主食代替配給

消費大都市方面自家農園栽培などを主たる目

標とし當面の主食配給を任意辭退することを條

件として特殊調味品などの主食代替配給制を實

施する。

3、豫め配給希望を申し出でた者は當該食糧營團配給所において米穀通帳を提示して代替配給の記帳を受けた後購入券を受領し、これを右購入券の記載に従い當該品目の配給店舗に提示しこれに引換えに品目を入力する。

四、價格
公定價格による。

六、實施期間

七月一日より十月三十一日迄とし品目の供給と希望申出の状況を勘案し、適宜期間を延長又は短縮することがある。

七、實施地域

さし當り六大都市に限定して實施するも、その他の地域においても農林大臣の承認を受けて都道府縣知事が定めることができる。

第三 食用油脂の臨時特配

當面最も食糧需給の困難を豫想せらるゝ消費大都市方面に對し、連合軍の好意に基く輸入コ

ブラから搾油した食用油脂の臨時特配を行う。

一、特配數量

一人 二三〇瓦(約一、五合)(約二、二四〇カロリー)

一、特配實施期間

八月下旬から開始し九月三十日に終る。

一、特配實施地域

七大都市(福岡市を含む)及其の隣接地域

第四 塩の農繁期臨時特配

農繁期に當り生産農民の生理的要求に應へるの再生産力確保の一助たらしめるため、相當量の塩の一般農家臨時特配を行う。

一、特配數量

平均一世帯當り 三疋

二、特配對象農家

全國食糧供出對象約五百萬農家

三、特配實施期間

七月下旬から開始し、八月三十一日に終る。

四、本措置は第一に依る救援米醸出國民運動の展開にあつての經濟復興會議、農業復興會議からの要望に應へたものである。塩配給機關は末端配給の實施にあたり特に兩復興會議の選んだ第一の二の救援米集荷促進機關と連絡協議の上第一の救援米醸出運動の進捗と密接に結びつくように適當な措置を講ずる。

輸入食糧配給操作強化要領

(昭和二十二年八月十九日閣議決定)

今後三ヶ月の食糧需給は輸入食糧の敏捷確實な

る配給操作に依存する所大であり且老たる輸入食糧の到着を豫想せられるので之が加工輸送の確保は食糧危機突破の鍵なるに鑑み、輸入食糧の加工及輸送能力を最高度に發揮せしめる爲左の措置を講ずる。

一、食糧輸入港に於ける既設の輸送對策本部の機能を擴張し現地に於て機動的な操作を爲す權能を賦與すると共に中央現地の連絡を緊密ならしめる措置を講ずること。

二、輸入食糧の輸送の爲左記地域に於て原則として毎日左の通配車を確保する。

源	料	製	品
小樽、函館	七〇車	九一〇噸	一〇〇噸
仙台	二八〇〃	二、六四〇〃	七〇〃
横濱、横須賀	一〇〇〃	一、三〇〇〃	五二〇〃
清水	一五〇〃	一、九五〇〃	八〇〃
名古屋			六〇〃
群馬			五〇〃
埼玉			三〇〃
			一〇〃
			八車
			五〃
			四〇〃
			六〃
			五〇〃
			三〇〃
			一〇〃
			一三〇〃

料氣象狀況等による統計的豫測により推定した反當見込收量とにより算出する。雜穀については食糧事務所の調査した面積及び反當收量を基礎とし前年並に平年の狀況を勘案して算出したものによる。

(一) 農家自家保有量

農家自家保有量は、飯用（味噌、醬油用を含む）種子用の外甘藷雜穀については、飼料用所要量を加えたものとする。

飯用保有量は、既定の年令別保有基準量により、一月十五日現在推定農家人口につき算出したものによる。

米、甘藷及び雜穀の綜合保有率は、原則として既定の割當によることとするが、二十一年度の農家の消費の實情により割合を調整する必要があるものについては、これを調整する。

(三) 供出割當數量

供出割當數量は、米（雜穀を含む）甘藷

(生甘藷及切干甘藷別)につき各別にこれを定める。甘藷は原則として米との代替を認めない。

二、供出割當の方法及び供出期限

(一) 農林大臣は、前項の生産見込數量農家自家保有量を基礎として策定した計畫により國會議員、生産者及び消費者の代表、學識経験者等を以て構成する協議會に諮つて、供出割當計畫を定め、その計畫に基き、知事の協議して都道府縣別に供出割當數量を定める。

(二) 知事は、右の都道府縣別供出割當數量に基き、都道府縣食糧調整委員會の議決を経て地區別又は市町村別割當を行ひ、地區別割當を行つた場合は、地區食糧調整委員會の議決を経て、町村別割當を行う。市町村長は、右の市町村別割當數量に基き、市町村食糧調整委員會の議決を経て、農家別に供出數量を割當てる。

その他

生甘藷

二月末日

切干甘藷

一月末日

三、早期供出及超過賣渡に關する措置

(一) 早期供出獎勵金

端境期における需給操作と米單作地帯の實情に鑑み、左により早場米及び早堀甘藷につき早期供出獎勵金を交付する。

九月三十日迄	石當り	五〇〇圓
十月十日迄	"	四五〇圓
十月二十日迄	"	三〇〇圓
十月三十一日迄	"	二〇〇圓

甘藷

九月二十日迄	一〇貫匁に付	五〇圓
十月五日迄	"	三〇圓
十月二十日迄	"	一〇圓

右獎勵金中米については、左の期限迄に供出した米に對して左の金額を支拂ふこととし、殘額については、二の(五)により定むる供出

(三) 割當の議決をなすべき都道府縣地區及び

市町村の食糧調整委員會は、食糧管理法施行規則の一部改正（八月十五日施行農林省令第六十八號）及び八月七日附にて食糧第三〇六二號農林次官通牒により改送した委員會とする。

(四) 都道府縣別、地區別、市區村別、農家別、供出割當數量を決定した時は速にこれを告示、廣告、その他適當なる方法によつて公表する。

特に各農家別供出割當數量は耕作面積、收穫高、自家保有量その他割當に必要な事項と共に各市町村にすくなくとも一ヶ所以上の恒久的な揭示施設を設けて、これを公示する。

(五) 供出期限は左の通りとし、特別の事情ある府縣については、知事、農林省と協議して別に定める。

米

東化、北陸

一月末日

期限迄に供出割當の供出完了を條件として支拂ふものとする。

九月三十日迄	石當り	三〇〇圓
十月十日迄	"	二七五圓
十月二十日迄	"	二〇〇圓
十月三十一日迄	"	二〇〇圓

(一)超過賣渡に對する報償措置
實收量が供出割當の基礎とした生産見込數量を超えた場合においても既定の供出割當數量以外に、追加割當は行わないこととするが、農家が供出割當を完遂した後も賣渡す場合の相手方は、政府に限るものとする。

政府は、農家の協力によつて、供出割當數量以上にできるだけ多くの數量を確保するため超過賣渡し分に對しては報償金及び特配物資につき特別の取扱をする。

四、米單作農家に對する飼料對策及び農業雇傭勞務者用食糧に關する措置

(一)米單作農家に對する飼料の確保
米單作地帯の米單作農家に對する飼料の供給を確保するため、米單作地帯の各縣に對しては當該縣の米單作農家の牛馬の飼養頭數に應じて當該縣に對する供出割當數量の中一定數量を飼料用引當米として指示する。飼料引當米は、一般供出米と同様に供出させるがこれに代るべき飼料の供給を別途確保する。

(二)農家雇傭勞務者用食糧の特配
農家飯用保有量は既定の基準を變更しないが、米作のため農繁期に雇傭勞務者を雇入れるに必要な食糧を一定の基準により雇入の状況に應じて雇入農家に對して配給する。

五、特配物資

(一)米及び甘藷の早期供出分及び米麥超過供出分及び米の完遂農家に對し、供出數量に應じて酒、煙草、纖維製品、ゴム製品その

他の必需物資を特配する。

(二)報奨物資は現物を確實に把握するため必要により政府又は政府の指定する取扱機關に於てこれを買取ることとする。

六、横流の取締
その他供出確保に關する措置
供出に關する各般の事項につき出来る限りの改善策を講じて農家の協力により割當數量の供出完遂を期することとするが、一面主食の關横流れの取締は一層徹底的にこれを強化し又故なく供出の義務を果さない農家に對しては強力に供出完遂に必要な措置をとる。

備考 北海道につき特殊の事情ある事項については別に定める。

昭和二十二年産米及甘藷の供出に對するリンク制實施要領

(昭和二十二年九月十八日 閣議決定)

二十二年産米及び甘藷の供出完遂を圖ることは食糧確保上の絶對要件であるのに鑑み、これが目的達成施策の一環として、さきに決定された流通秩序確立要綱に基づくリンク制の擴大及び計畫化に關する措置要綱並びに農業生産の調整及び主要食糧の供出制度要綱に則り農家の要望に應じた農家必需物資を供出にリンクして特別配給する方法を従来より強化して計畫的に行い、供出目標の完遂と超過賣渡の増加に資することとする。

一、リンク物資は二十二年産米及び甘藷につき次の場合にこれを配給する。

- 1 二十二年産米にあつてはこれが早期供出、供出完遂及び超過賣渡されたとき。
- 2 二十二年産甘藷にあつてはこれが早堀供出されたとき。

二、リンク物資の種類、數量及びリンク配給基準は次の通りとする。

(一)リンク物資の種類及び數量

輸入食糧に関する閣行爲 絶滅対策要領

(昭和二十二年十月二日)
次官會議決定

輸入食糧に関する閣行爲の絶滅方については從來の対策を益々強化勵行すると共に各取扱ひ過程を通じ更に一層萬全の措置を講じ苟くも連合軍總司令部の厚意の配慮にそむくことのないやうにしたい。

- 一、倉入及び貨車積込迄(海上輸送を含む)の過程に於ける対策(貿易廳、運輸省、食糧管理局)
- 1、貯廻送中の警戒
(イ)滯船を避け滯船の際には一層監視を嚴重にする。
(ロ)違巨離、廻漕に際しては集團廻漕を實施し上乘を勵行する。
- 2、海上輸送中の警戒
本船、機帆船にはできる限り嚴重な封印を

行ひ途中はなるべく寄港を避け上乘を勵行する。

- 3、荷役場所の警備
(イ)荷役場所、倉庫等に於ては取扱責任者、食糧貿易公團、食糧事務所、輸入食糧取扱商業協同組合等で、一層嚴重なる警戒を行ふ。
(ロ)荷役場所には立札を立て無用の者の出入を禁ずる。
- 4、荷役關係勞務者の指導監督
(イ)極力臨時傭を避け出勤前に勞務票を交付し、業務終了後或は隨時検査を行ひ窃盜を目的とした者の紛れこみを防止する。
(ロ)勞務者の取扱物資に對する認識を高め、その自覺を促すと共に特に揭示、印刷物などで輸入食糧に関する犯罪は特に嚴刑主義を以て處断せらるゝことを熟知せしめる。
(ハ)勞務者に對し容器の持參を禁止し且身體検査を施行する。

5、其他

(イ)食糧貿易公團の事故防止対策本部の機能を活潑ならしめる。
(ロ)各輸入港に沿岸荷役業者を以て防犯協力會を設置せしめ業者側の防犯體制を強化する。

二、陸上輸送過程に於ける対策(運輸省、食糧管理局)

- 1、操車場等に於ける途中滯留をできるだけ短縮し且滯留中に於ける警備を一層強化する。
 - 2、小口扱を避け原則として車扱とし且有蓋車を配車する。
 - 3、封印を嚴重にし特に封印器で封印を行ひ或は戸に楔を打込む等途中の抜取防止に遺漏なからしめる。
- 三、政府委託加工過程 於ける対策(食糧管理局)
輸入食糧の政府委託加工工場に於ける原料並に製品の不正取扱防止方については既に昨年来対策要綱を定めてその實施を圖つて來たのであ

るが目下實施中の緊急加工対策により小規模工場を多數使用するに至つて居り不正の防止も困難の度を加へ來てゐるものと考へられるので、此の際更に各食糧事務所長、地方廳等に不正防止の趣旨の徹底を圖り特に左の諸點につき不正防止対策の強化を行う。

- 1、數量の確認
各工場に對する監督を嚴重にし工場毎に帳簿を備付けし原料品の在庫及製造工程中の數量を常時明確ならしめる。
- 2、工場の実態調査
各食糧事務所に於て常時工場の実態把握に努めさせ不正の事前防止を圖る。
- 3、適正なる加工歩留の決定及製品の全量供出
左の措置を講じ製品の横流れ及品質の低下を防止する。
(イ)各品目毎に嚴重な加工試験を行ひ適正な歩留を決定する。
(ロ)規定歩留 超過した製品についても必ず

その全量を政府に提出せしめる。

(ハ)規定歩留を超過した製品については規定歩留の一超過分に對しては割當増加工賃を支拂い製品の全量供出を促進すると共に右以上の超過分に對しては副産物價格に相當する加工賃の支拂いを行い製品の品質低下を防止する。

(ニ)着不足、欠斤、濡れ、虫害等により規定歩留の確保困難なものについては原料を食糧事務所に於て検査し歩留の引下を行う。

4、委託加工々場の選定については信用ある優秀工場を選び極力賃加工々場を避け萬已むを得ず賃加工々場に割當を実施するときは政府の委託加工原料と一般賃加工原料との混挽を避けさせ原料及製品の横流れを防止する。

5、製品の検査

規格製品の標準見本を食糧事務所に送付し検査員を派遣して製品の検査を嚴重に行はしめ闇行爲の根源となる餘剩製品の發生を防止

の昇揚を圖る。

3、配給パン製造工場に於ける不正防止のため左の措置を講ずる。

(イ)配給パン製造工場を都府縣の指定製とし官公廳、業界代表、學識經驗者より成る資格審査委員會の審査を受けしめ一定の資格(規模)と能力とを有するものに限り配給パン製造工場として指定せしめる。

(ロ)パン切符制を普及し公正な競争により不正行爲を抑制する。

4、委託製パン工場に於ける不正防止のため左の措置を講ずる。

(イ)委託製パン工場についても配給パン製造工場の指定に準じ指定制度を採用する。

(ロ)各都道府縣に於て全委託工場の實態把握ができるやう隨時監督官を巡回せしめ粉の在庫量、製品の規格等につき検査を行う。

(ハ)各都道府縣に於て委託加工業者から製品出來高、原料入庫、在庫高等に關する報告

する。

6、報告の把握活用

各食糧事務所に於て加工に關する報告を常時點檢し原料、製品並に副産物の在庫、入出庫數量と現物とを照合し不正の防止を圖る。

四、配給過程に於ける對策(食糧管理局)

1、輸入食糧の利用、調整法を一般消費者に普及徹底せしめ消費者が完全に利用し得る様措置する。

2、食糧營團に對する不正防止のための措置を講ずる。

(イ)食糧營團からの入庫、在庫、配給等に關する報告を迅速確實ならしめ地方廳職員をして隨時現品と照合し不正の防止を圖らしめる。

(ロ)地方廳職員をして隨時食糧營團配給所を巡回監督せしめる。

(ハ)食糧營團配給員は極力臨時雇を避け常備者を確保すると共にその素質の向上と自覺

を提出せしめる。

(ニ)委託製パンの條件に消費者に明かならしめるため必ず店頭に掲示せしめる。

(ホ)一般消費者に對し粉の加工條件に關する知識を普及徹底せしめる。

五、法制的措置(農林省、司法省)

1、ブローカー等による物交の取締に法的基础を與へるため食糧管理法施行令第十一條の五の禁止規定の範圍を擴張し米麥又は加工品たる穀粉のみならず輸入食糧一般にその適用を及ぼすこととする。

2、米、麥食糧管理法施行令第一條第一號乃至第七號に規定する主要食糧及令第一條第八號に規定する罐詰類以外の品目の輸入食糧で主食として政府に於て買入れ賣渡を行うものにつき令第一條第八號の規定により農林大臣の主要食糧としての指定を行いこれ等品目の取締に法的基础を與へる。

六、警察的措置(内務省、司法省、大藏省)

- 1、港灣荷役、陸上輸送倉庫、第一次及第二次加工特配給關係者、闇ブローカー、その他一般者に對し輸入食糧に關する不正行爲は特に嚴罰主義を以て臨むことを周知徹底せしめるよう宣傳に特に特殊の措置を講ずる。
- 2、拔取盜難防止の爲の警戒措置に就ては主として自衛警備を講ぜしめると共に必要に應じて警察官を派遣する。
- 3、不正受配、ブローカー的不正取引につき檢察を徹底する。

七、食糧の早期輸入の懇請（安本、農林省）

輸入食糧の入律から配給迄に餘裕がない場合には、輸送の混亂、加工の粗漏、配給の亂雑な不可避となつて來るのであるから、輸入食糧は放出の約二ヶ月前迄に輸入せられ以て常に二十萬噸程度のランニングストックを持ち得ることが輸入食糧に關する不正防止の見地から極めて望ましいことである。この趣旨を以てできるだけ輸入食糧の早期手配を連合軍司令部に懇請す

二十二年産米及び甘藷の
供出農家に對する進駐軍
特別放出砂糖の特配措置
に關する件

（E.S.B 昭和二十二年三月十六日）
新 開 發 表

二十二年産米及び甘藷の供出完遂を圖る爲め、わが國經濟の現狀において、國內的にとり得る限りの措置を盡すことを既に決定し、その確實なる實施について努力してゐるのであるが、今回連合軍總司令部より、特に主食供出農家に對して、その輸入にかゝる砂糖の國內放出を許可せられ、左記基準により供出完遂及び超過賣渡農家に對し特別配給されることになつた。

供出農家は連合軍のこの特別の厚意を銘記し、供出を速かに完遂されとともに、現下の我國の食糧事情を充分認識し積極的に超過賣渡されんことを切に望む次第である。

とを切に望む次第である。

一 輸入砂糖

- (1) 二十二年産米を東北、及び北陸地區にあつては二十二年十二月三十一日迄に、その他の地區にあつては二十三年一月三十一日迄に供出責任數量の供出を完遂した農家に對し、一戸當三斤（一疋八）を特配する。
- (2) 二十二年産米及び甘藷を供出責任數量を超過して賣渡した農家に對し米一俵又は甘藷一〇〇貫につき二、五斤（一疋五）特配する。

三
副
食
品

鹽需給確保對策要領

(昭和二十二年七月四日
閣議決定)

戦後における國民の生活並びに經濟活動を今日の困窮と混亂に導いた有力な素因の一つが、主要食糧や鐵、石炭と並んで廣く生活及び産業のあらゆる分野にわたりその根底を培う基本的な必要物資である鹽の需給逼迫にあつたことに顧み、あらゆる方途を講じて速かな需給の緩和をはかると共に、更に進んでは、その安定確保をもつて眼前に迫る國民生活並びに經濟危機の重壓を打開するための強力な支點とし且つ國家再建の契機たらしめる。別途総合的な長期經濟計畫を策定するまでの目標として、こゝに次の方針に基きとりあえず別表の通り鹽需給四ヶ年計畫を樹立しその實現につとめる。

第一 需要

一 食料用鹽

國民の健康と活力とを保持するため必要と

する最低限度の塩分攝取量は、萬難を排して供給すると共に、味噌、醤油等については、永年の食慣習に含まれる合理性を尊重して最終計畫年度にいたりおおむね戦前の消費水準に復することを前提とし、なお食生活改善の見地より、ほとんど唯一の動物性蛋白質給源である魚介類の全面的活用をはかることとし、それぞれの所要塩の供給を確保する。

二、工業用鹽

ソーダ工業は纖維、化學肥料、ガラス、パルプをはじめほとんどあらゆる品目にわたる國內必需物資ないしは重要輸出貨資の生産を規定する基礎産業であるから、賠償問題、石炭の需給、関連産業の動向等に關する見透しに即しつゝソーダの生産計畫を策定しこれに基いて主要原料である塩の供給を確保する。
(備考)

供給の大部分を外塩に仰ぐこととなるので、需給の安定と配給の圓滑とを期し、需

要量の少くとも二ヶ月分を操作在庫塩として常時保有する。

第二 供給

一 國內生産

安定せる常時供給源としておおむね現有の專業製塩設備能力(自給製塩より專業製塩に轉換したものを含む)を保護する方針の下に石炭、電力等の燃料供給力の推移並びに各産業における燃料需要との総合調整を考慮しつゝ第三の方途に依り逐次その生産を増大せしめる。

二 輸入

國內生産及び需要の見透よりして將來に亘り外塩に益々多くを期待しなければならぬので極力その確保をはかるため輸入を懇請する。

第三 國內塩業の維持改善

一 國內塩業の基盤である製塩設備に付ては、内外情勢の現況にかんがみこの際その新增設

はこれを避けるとともに産業合理化の見地に即してできるだけその高能率化をはかる。

すなわち

(一) 石炭製塩

石炭事情に對應してその消費効率を高揚するとともに生産原價の低減をはかるため平釜式設備はこれを真空式又は蒸汽利用式設備に改造するとともに、蒸汽利用式設備についてもこれを真空式設備に改造する。右の設備改造にあつてはその立地條件、製塩規模、効率等を勘案し最も必要性あるものから順次に實行に移すこととし、あわせてその所要資材、資金について出來得る限り政府においても調達斡旋の措置を講ずる。

(二) 電氣製塩

電氣製塩は石炭製塩と長短相補う特異の存在價値を有するのでこれを保護することとし技術の向上と設備の改善について一段

の工夫を重ねる。

(三)石炭不足による重点配炭の結果生ずる製塩不能のかん水の利用を極力推進し且つ石炭の配給を受けられない設備に對しては薪その他の代用燃料を供給することにより塩田その他の製塩設備の保続稼働をはかり、塩需給の緩和に資せしめる。

右に關連し非能率な自給製塩に對する薪の使用は極力これを抑止して專業製塩に振向けるよう措置する。

二、配炭停止による焦眉の塩業經營の危機を突破

塩需給四ヶ年計畫

(單位尠)

年次	工業鹽		食料鹽		使成	在庫量	所貯量	(E. S. B)	
	需	要	需	要				國內製鹽	輸入鹽
22年度	270,000	906,440	58,560	150,000	1,350,000	369,000	1,016,000	1,385,000	
23年度	350,000	1,105,609	72,391	100,000	1,628,000	561,000	1,067,000	1,628,000	
24年度	450,000	1,257,222	84,778	100,000	1,892,900	614,000	1,278,000	1,892,900	
25年度	310,000	1,448,348	102,652	100,000	2,131,000	702,000	1,459,000	2,131,000	

備考 1. 使成は需要量の約5%を計上した。
2. 在庫は23年度以降需要量の約2ヶ月相當額の保有を目標として22年度から24年度まで毎年15万瓩乃至10万瓩づつの増加を見込んだ。

生鮮食料品配給確保に關する緊急具體措置

(昭和二十二年十一月十八日 閣議 決定)

生鮮食料品の配給については特に現場の實態を一つ／＼確實に軌道に乗せることを目途とし現行の配給方式に必要な改善を加えつつこれを徹底的に實施することを再確認し、このために必要な生産出荷資材の確保、輸送の強化、取締の徹底、指導、監督機構の整備等について關係官廳一致して實現を圖ることを前提とし左のような事項を緊急實施するものとする。

第一 計畫入荷の確保、促進

甲 鮮魚介類

- 一、リンク制の強化
 - 1、農林省の大消費都市、炭礦 關係官廳
 - 勞務者等に對する指定出荷を 安定本部
 - 確保するため主要陸揚地(甲) 農林省

級陸揚地)においてこれに對する燃油のリンク率を引きあげることを

農林省

2、漁業者に對するリンク米及び特定加配米は必ずその現物を確保するよう措置すると共に、特に遠洋漁業者に對しては炊事設備、航海日數等の關係上可及的に米を配給すること

安定本部

3、農林省の指定出荷計畫に基く出荷にリンクして従來の酒の外箱材料、煙草、作業衣、ゴム製品その他の日用品の配給を行うこと

大藏省
農林省

4、特殊物件中のマニラロープ、ワイヤーロープなどを機船底曳網漁業用などに對し優先的に緊急確保し、計畫出荷

安定本部
内務省
農工省
農林省

に應じて特配すること

5、機船底曳網漁業、鰯揚繰網漁業等特に集約的大量出荷を期待出来る漁業種類については、農林省は主要根據地における漁業者の團體と協議の上漁業者の要望に添い、生産及び出荷意慾を昂揚するようリンク支配給の弾力的運用を期すること

二、産地における計畫出荷の指導監督の強化

1、現在甲級陸揚地（全國七十五箇所）には農林省駐在官を置くこととし逐次設置しつつあるが、大消費都市等に対する計畫入荷を確保するために必要な人員は更にこれを整備すると共に地方經濟安定局經

農林省

總理廳

安定本部

大藏省

農林省

濟查察官をして陸揚地の状況を常に監査させることとし、

兩者の活潑な活動を期待し得るよう充分な豫算的措施を講ずること

2、甲級陸揚地の駐在官を統轄し本省との緊密な綜合的連繫並びに産地と大消費都市との連絡を圓滑ならしむるため水産局事務所（現在函館、東京、大阪、下關に設置）を更に仙臺及び名古屋に設置すること

消費都府縣から荷引きのため現に甲級陸揚地に駐在してゐる者は當該地に駐在する農林省駐在官の指揮監督を受けこれに協力すること

3、大消費都市及び海無縣の集

總理廳

大藏省

農林省

都府縣

安定本部

荷配給の適正を期するため各地方經濟安定局の經濟查察官をして常時この面を監査せしむること

三、計畫輸送の強化

1、大消費都市に対する計畫入荷を確實ならしむるため、甲級陸揚地に對する貨車の優先配車を強化すると共に漁況に應じた機動的配車を實施すること

これがため運輸省は鮮魚介の特質に應じ甲級陸揚地からの指定出荷のための配車については特に優先的に之を實施するよう現地に一般的指令を發すること

2、現に實施中の大消費都市に對する着驛指定を嚴に勵行す

農林省

安定本部

運輸省

農林省

農林省

運輸省

大藏省

農林省

これを負擔すること(B)消費者價格の若干の引上げを行ひこれを當該市場に積立て適宜支辨する方途を講ずること(C)差あたり國庫でこれを負擔し逐次體制の整備に伴ひ(B)の方法に乘移ること

安定本部
運輸省

5、鮮魚運搬貨車の不足せる現狀に鑑み冷蔵貨車の急速大量な建造を行うこととしこれに要する資材を緊急確保すること

安定本部
農林省
商工省

6、主要陸揚地(及大消費都市)に於ける製氷、冷凍施設の新設及補修を計画的に實施することとしこれに要する資材を緊急確保すること。
尙製氷、冷凍施設に對する

農林省
發給
都道府縣
生産地
肥料公園

電力の供給は優先的にこれを確保すること

7、主要陸揚地(及大消費都市)に於ける小運送の計画的確保を圖るため鮮魚介類専門指定店方式の擴充強化を圖ること

8、六大消費都市向け鮮魚介出荷トラックのガソリン及代用燃料リンク制度を擴充強化し要すればタイヤチェーンの出荷に對する特配と併せ實施すること

乙、蔬菜

一、リンク制の強化

1、大消費地域等への出荷に對する肥料のリンク制を繼續すると共に肥料配給券の發給及び肥料現物化を迅速にするこ

農林省
發給
都道府縣
生産地
肥料公園

確實に實施すること

4、蔬菜の必需量を確保するに必要な作付面積は特産地においては麥の場合と同列に考慮して作付の割當を行うこと

農林省
都道府縣

5、特産地の出荷組合を強力に指導し品質の保持、量目の適正について格段の措置を講ずること

農林省
都道府縣

6、特産地の設定、特産地の生産計畫及び出荷計畫の樹立並にこれが實行の指導、督勵に必要な職員を農林省及び關係都道府縣(國庫全額助成)に設置すること

農林省
大藏省

三、輸送の確保

1、特産地については出荷時期に應じ貨車の計畫配車を實施すること

農林省
運輸省

2、大消費地域向出荷に對する煙草、紺織物、軍手、リヤカー、自轉車、自轉車タイヤなどのリンク配給を實施すること

安定本部
大藏省
商工省

二、特産地對策の強化
1、特産地毎に種類別、時期別の生産計畫及び出荷計畫を樹てること

農林省
都道府縣

2、生産計畫及び出荷計畫に基き必要な肥料、農藥、包装資材などを優先的に先渡すること

安定本部
農林省
都道府縣

3、特産地に於て專業的に蔬菜栽培に従事する爲主食を完全に保有しない蔬菜農家に對する主食の勞務加配をその農家の蔬菜出荷數量にリンクして

安定本部
農林省
都道府縣

十、市場間の轉送に要する費用は
 (A) 國庫負擔とすること (B) 消費者價格の若干の引上げを行ひこれを當該市場に積立て適宜支辨する方途を講ずること (C) 差あたり國庫でこれを負擔し逐次體制の整備に伴ひ (B) の方法に乘移ること
 大藏省 農林省

十一、地方廳は労働組合、消費組合、言論界其他適當な消費者代表を委囑して都、府縣、市場の運営を監査し知事に意見を具申する委員會を設けその定例的及機動的活動を圖ること
 都府縣

十二、一定期間臨時的に農林省當局は責任者自ら市場に出張し地方廳當局と協力の上現場で具體的改善方策を講じ本對策の推進に努めると共に相當長期間機動的

農林省

的に市場の管理に協力することをも併せ行ひこれがため現場指示を行ひ得る適當な係官を農林省から市場に派遣すること

乙、末端配給の確保
 一、登録小賣業者にわかり易い公定價格表、當日配給品の入荷數量、一人當の配給數量及びその價格の店頭揭示を徹底的に勵行させること
 前項の公定價格表は物價廳で印刷し登録小賣業者に配布すること
 第一項の違反者については強力に登録取消等の措置を講ずること
 二、購入通帳に記入しないで販賣した登録小賣業者は嚴重に取締り登録の取消等の措置を講ずること
 都府縣 物價廳

こと
 三、自由販賣の禁止を徹底的に勵行するとともに配給殘品についてはその數量を店頭に掲示し、殘品を販賣する場合は購入通帳に記入の上販賣させること
 都府縣

四、登録小賣業者をして毎日の購入先別、種類別の數量、單價及び金額並に販賣數量及び金額の帳簿記載を勵行させ、毎月必ずその五日から十日間前月分の入荷數量及び配給實績を店頭に掲示させること
 都府縣

五、小賣商組合の共同計算制は公正な自由競争の趣旨を紊るものであるからこれを禁止させると
 都府縣

尙現行小賣手數料の算定方法を合理化すること
 物價廳

六、消費地都道府縣當局は毎月の入荷數量及び地域別配給實績を調査しその結果を消費者に公表すること
 都府縣

七、當該登録小賣業者の登録世帯五以上が記名捺印の土地方經濟安定局長にその小賣業者の非違を摘發してきたときは、直ちに實情調査の上調書を地方廳主務當局に送致し登録の取消その他適宜の處分を求めること
 安定本部 都府縣

八、消費地都府縣の生鮮食料品の配給監督の職員を増員し前各號の事項の徹底及び末端配給の取締を勵行させること
 農林省 大藏省

九、登録小賣店舗に非ざる者の店舗行為について隨時一齊取締り
 内務省 司法省

を実施すること

十、生鮮食料品配給確保週間を設け大々的に生産者、配給機關、運輸機關及消費者に呼びかけその協力を求めるとともに關係機關を動員して現地において末端配給の監視に當ること

第三、自給菜園の強化

- 一、簡易技術の問答的現場指導を兼ねた公營種子販賣店の開設
- 二、適期播種、適期施肥、簡易耕作法など家庭菜園必携でよみとでも云うやうなものをパンフレットに印刷し廉價に大量頒布する

第四、諒解事項

生鮮食料品の正常な配給調整の重要性とその特性による困難さを慎重に考慮しその対策と不可分の關係にある左の諸措置をこの際併せ

安定本部	農林省	内務省	司法省	運輸省	警視廳	都府縣	都府縣	農林省
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

て強行するものとする

- (一)購買力の撒布防止と浮動購買力の吸収に全力をつくし生鮮食料品の闇價格及び横流れの根本的要因を除くこと
- (二)一般に闇取引に因る不正利得に對し特に嚴重な課税を實施すること
- (三)トラック其他運送手段の因に依る公明な運営を確保する強力な措置を講ずること
- (四)料飲閉鎖の措置を續行し裏口營業の徹底的取締りを勵行すること
- (五)官公廳職員の生鮮食料品統制に對する熱意の昂揚の措置を講じ怠慢にこれを見送る者に對して必要な措置をとること

内閣
安定本部
大藏省

第四 衣 料 品

纖維緊急對策要綱

(昭和二十二年八月二十九日)
閣議決定

纖維品は輸出物資の大宗であるとともに食糧に
つぐ國民生活の必需物資であり、石炭、鐵鋼等の
基礎物資と並んで日本經濟再建のための最も重大
な責任をになうものである。従つて纖維品の生産
及び配給の兩面にわたつて重點主義を徹底し計畫
性を強化するとともに、その機構及び方式に根本
的刷新を加え、もつて輸出の振興と國民生活の向
上のための基盤をすみやかにとのえることは緊
急の要務である。政府はこの目的のために、さき
に決定した經濟緊急對象の一環としてさしあたり
左の方策を採らうとするものである。

一、輸出品生産の重點的増強

日本經濟の復興のためには輸出の増強に依存
するの外なき現狀を卒直に認識し、纖維品の生
産の面においても輸出重點主義を更に徹底す
る。

(一)人絹糸の生産を飛躍的に増強する。さしあ
たり本年度下半期の生産目標を上半期の計畫
の二倍とし、その達成のためにあらゆる努力
を拂う。

(二)四百萬鍾を目標とする綿糸紡績設備の復元
を促進する。このため、まず未稼働設備を急
速に稼働化する。

(三)右に要する資材、動力、資金等の確保につ
いては特に重點的に取扱うものとする。

二、緊要國內消費の充足

國內向纖維品については供給力不足の現狀に
かんがみ、あらゆる纖維資源を動員して重要産
業の最低必要資材の充足を圖るとともに、國民
衣料の中緊要品目の供給品目の供給を重點的に
確保する。

(一)重點物資の増産及び輸送の増強のために必
要な生産資材としての纖維品の供給を最優先
的に充足する。

(二)衣料品としては重要産業勞務者の作業用品

を優先的に確保する。

(三) 國民衣料については妊産婦、乳幼児、學童、引揚者その他の困窮者等のために特に必要な衣料品の確保を圖る外、一般用として縫糸、補修布、靴下、足袋、手拭及びタオルの供給に重點を置く。

(四) 供給源の不足を補うために屑纖維、故纖維等を計畫に組入れる。

三、生産及び配給の計畫性の強化

原料及び資材の最も效率的な活用を圖るため生産及び配給の両面にわたつて、合理的な計畫を策定し、その實施を嚴に勵行する

(一) 計畫生産の完遂を圖るため生産者に對し原料を割當てる際、製造すべき品種及び數量を指定する方式を全面的に擴充する。

(二) 現状より見て不急不要と認められる品種規格の纖維製品の製造を禁止する。

(三) 配給については經濟安定本部において消費部門別に供給計畫及び割當基準を定めるもの

とし、これにもとずかない配給は一切これを行わない

(四) 生産業者の超過生産分(所謂出糸、出ヤール等)についてもその配給について例外的な取扱いはこれを行わない。

四、割當及び配給方式の刷新

産業團體による割當及び獨占的配給機關による一手買取販賣を根幹とする従来の方式を廢止し、「指定生産資材割當手續規程」及び「指定配給物資配給手續規程」にもとづき纖維品の特性に適應した新たな方式を確立する。

(一) 生産資材としての纖維品(以下纖維資材という)の需要者に對する割當は政府自ら四半期毎にこれを行い需要者割當證明書を發給する。

(二) 衣料品については政府はその定める供給計畫及び割當基準にもとづいて消費者に衣料切符を交付する。衣料切符は一般國民に一樣に交付される普通衣料切符と勞務者、妊産婦等

特別割當を受ける者に交付される特殊衣料切符の二種とする。

(三) 纖維資材は需要者割當證明書又は販賣業者割當證明書、衣料品は小賣の段階では衣料切符、生産者及び卸賣の段階では販賣業者購入割當證明書と引換えてなければ譲り渡し又は譲り受けることができないこととする。

(四) 纖維品の販賣業者はすべて政府に申請して登録を受けなければならないこととする。登録は政府が申請者の資格及び能力を審査し、關係者より成る委員會に諮問して之を行う。衣料品については卸賣業者及び小賣業者の別に登録する。

(五) 纖維品の流通は纖維資材については「生産者→販賣業者→需要者」又は「生産者→需要者→衣料品」については「生産者→卸賣業者→小賣業者→消費者」の経路に従い、自由競争的に行われるものとする。

(六) 割當及び在庫の状況について極力公表主義

を採るものとする。

五、生産及び配給の監督及び促進
生産、出荷、配給の各段階について計畫通りの遂行を確保するためその實態を常時把握し、その促進に必要な措置を講ずる。

(一) 調査の内容及び方法を改善し各段階毎に原料及び製品の入荷、出荷、生産及び在庫の状況を明確ならしめる。さしあたり配給機構の切換えと同時に全生産業者及び販賣業者につき、原料、製品及び仕掛品の在庫を一齊に調査する。

(二) 生産協力官制度を活用する。

(三) 品種毎に原料より製品に至るまでの生産及び流通の状況を把握し必要な改善策を調査審議せしめるために、關係者より成る委員會を設置する。

(四) 生産業者に對する原料の割當はその生産及び出荷の成績にリンクしてこれを行う。

(五) 生産業者又は配給業者が法規に違反した場

合、生産、出荷又は配給の成績が著しく不良な場合等には割當の停止若しくは削減又は登録の取消しを果斷に行う。

(六)流通を円滑ならしめるために、登録販賣業者に對する金融について特別の考慮を拂う。

○經活第五十七號

昭和二十二年十月十五日

生活物資局長
生産局長

商工省總務局長
纖維局長殿

産業復興公團買上潜在纖維品の處理要領

摘發又は任意供出により産業復興公團の買上げた生活潜在纖維品(衣料品及び指定纖維資材)については、經濟の復興及び國民生活の安定のため迅速な活用と公正な配分を期するため、纖維品の

新配給方式の實施とも照應し、左記の要領によつて處理することとする。

記

一、産業復興公團(以下公團という)は、買上の指示をうけ、潜在纖維品について、その引取、保管、引渡の状況を毎月、經濟安定本部、商工省、中央物資委員會並びに關係の地方經濟安定局、地方物資活用委員會、地方商工局、都道府縣廳に報告する。

二、經濟安定本部は右の報告に基き、新に公團の引取つたものにつき特に、リンク用及び非常災害用配給に適當する衣料品はこれを指定して備蓄させ適當の期の供給計畫の供給源に計上し、右以外の衣料品、指定纖維資材は夫々當期又は次期の一般供給計畫の供給源に計上する。

三、公團買上の潜在纖維品については、摘發又は供出の都度これを引當とする特別割當は一切これを行わない。

四、公團は一の報告を了したものは二による備蓄

指定品の外は指定纖維資材の需要者割當證明書又は衣料品の小賣業者割當證明書引換に販賣する。

公團は右の割當公文書の所持者の要求があれば保有品の一覽表をこれに示すことを要する。

五、特に必要ある場合は、商工省、商工局又は都道府縣廳は緊急なる需要者のためその既定の割當の範圍内で、公團保有品よりの買取の斡旋をすることがある。

六、商工省又は商工局は適當と認めるときは經濟安定本部の定める基準の範圍内で割當證明書の品目を公團保有品に適合する如く書換することが出来るものとする。

七、衣料品で特殊の種類のもの又は數量が僅少ななものについては適宜取纏めて商工省の承認を受け、公團は衣料切符引換に小賣することが出来る。

この場合はその期日、場所、品目、數量等を

豫め一般に公告しなければならない。

八、公團は引換えた割當公文書は商工省を経由してその發行廳に提出する。

九、公團は右の取扱實務は商工省の承認をうけた登録販賣業者にこれを代行させる。

一〇、公團の販賣価格は、新卸賣業者販賣價格(七の場合)は新小賣業者販賣價格)とする。

一一、中古品又は損傷品の衣料品については、公團はそのものの所在する都道府縣知事の指示によつて困窮者用等として配給する。

第五
家
庭
燃
料